大田原市地域防災計画

（総　　論）
（水害・台風、竜巻等風害対策編）
（震　災　対　策　編）
（火　災　災　害　対　策　編）
（原　子　力　災　害　対　策　編）
（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画編）

令和８年３月

大田原市防災会議

目　　次

総　論

第１節　計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第３節　本市の社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

水害・台風、竜巻等風害対策編

第１章　総則
第１節　本市の水害・台風、竜巻等風害を取り巻く自然的条件・・・・・・・・・・ 17
第２節　主な水害・台風、竜巻等風害の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第２章　予防
第１節　防災意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第３節　防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第４節　避難行動要支援者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第６節　災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第７節　土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策・・・・・・・・・・・・・・ 33
第８節　水防体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第９節　農林業関係災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第10節　防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・ 40
第11節　情報・通信システムの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第12節　避難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
第13節　消防・救急・救助体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第14節　保健医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第15節　緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第16節　防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
第17節　建築物災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第18節　公共施設等災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第19節　危険物施設等災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第20節　学校、社会施設等の災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第21節　自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援・・・・・・・・・・・ 58
第22節　孤立集落災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

第23節　災害廃棄物等の処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第３章　応急対策
第１節　災害対策本部・災害警戒本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第２節　防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第３節　浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第４節　自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請・・・・・・ 75
第５節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第６節　災害発生時の避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第７節　災害警備活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第８節　救急・救助活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第９節　医療救護活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第10節　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
第11節　物資・資機材等の調達・供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第12節　農林業関係対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第13節　保健衛生活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
第14節　障害物等除去活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
第15節　災害廃棄物処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第16節　学校・社会施設等の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
第17節　住宅応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
第18節　インフラ施設等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
第19節　危険物施設等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
第20節　広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
第21節　ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入・・・・・・・・・・・・・・ 115
第22節　孤立集落応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

第４章　復旧・復興
第１節　復旧・復興の基本的方向の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
第２節　住民生活の早期再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
第３節　インフラ施設等の早期復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123

震災対策編

第１章　総則
第１節　本市の震災を取り巻く自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
第２節　本市の主な地震活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
第３節　地震被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131

第２章　予防
第１節　防災意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第３節　防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第４節　避難行動要支援者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
第６節　震災に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
第７節　地盤災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第８節　農林業関係災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第９節　地震情報の観測・収集・伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第10節　情報・通信システムの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
第11節　避難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
第12節　火災予防及び消防・救急・救助体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
第13節　保健医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第14節　緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第15節　防災拠点の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第16節　建築物等災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第17節　インフラ事業者等の災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第18節　危険物施設等災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第19節　学校、社会施設等の災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
第20節　自治体・消防・省庁・自衛隊における応援・受援・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第21節　孤立集落災害予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第22節　災害廃棄物等の処理体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部・災害警戒本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第３節　自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請・・・・・・・・ 150
第４節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第５節　災害発生時の避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
第６節　災害警備活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第７節　救急・救助・消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
第８節　医療救護活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
第９節　二次災害防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
第10節　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第11節　物資・資機材等の調達・供給活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第12節　農林水産業関係対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
第13節　保健衛生活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第14節　障害物等除去活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第15節　災害廃棄物処理活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第16節　学校・社会施設等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第17節　住宅応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156

第18節　インフラ施設等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第19節　危険物施設等応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第20節　広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第21節　ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入・・・・・・・・・・・・・・ 157
第22節　孤立集落応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157

第４章　復旧・復興
第１節　復旧・復興の基本的方向の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第２節　住民生活の早期再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
第３節　インフラ施設等の早期復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

火災災害対策編

第１章　総則
第１節　本市の火災を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160
第２節　本市に被害を及ぼした主な火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 160

第２章　予防
第１節　市民等の防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
第２節　火災に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
第３節　迅速かつ円滑な応急対策への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

第３章　応急対策
第１節　災害対策本部・災害警戒本部等の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165
第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
第３節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168
第４節　消火活動及び救助・救急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
第５節　災害拡大防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
第６節　施設、設備の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
第７節　広報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

第４章　復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

原子力災害対策編

第１章　総則
第１節　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第２節　原子力災害対策重点区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
第３節　原子力災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

第２章　予防
第１節　初動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第２節　情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
第３節　避難活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
第４節　モニタリング体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
第５節　市民等の健康対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
第６節　農林畜水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備・・・・・・・・・・・ 183
第７節　緊急輸送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第８節　普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実・・・・・・・・・ 183

第３章　応急対策
第１節　災害対策本部・災害警戒本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
第２節　情報の収集・連絡活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
第３節　市民等への情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
第４節　屋内退避・避難誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
第５節　モニタリング活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
第６節　医療活動等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
第７節　農林畜水産物・加工食品等の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・ 194
第８節　児童生徒の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
第９節　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195

第４章　復旧・復興
第１節　市民等の健康対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196
第２節　風評被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
第３節　除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理・・・・・・・・・・・・ 198
第４節　損害賠償請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
第５節　各種制限の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画編

第１節　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項・・・・・・・・・・・・ 208
第３節　関係者との連携協力の確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
第４節　防災訓練に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
第５節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 209

総　論

第１節　計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

１　計画の目的

大田原市地域防災計画は、大田原市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市土、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、「災害対策基本法（昭和３６（1961）年法律第２２３号）」第４２条の規定に基づき大田原市防災会議が策定する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

３　計画の構成

この計画は、本市の地域における風水害、震災、火災災害及び原子力災害の対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

- 総論
- 水害・台風、竜巻等風害対策編
- 震災対策編
- 火災災害対策編
- 原子力災害対策編
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画編

４　修　正

市（総合政策部）及び防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期する。

＜資料編１－１　大田原市防災会議条例＞

＜資料編１－２　大田原市防災会議委員名簿＞

第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧･復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県、防災関係機関、市民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

１　防災関係機関等の責務

いつでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市、県、防災関係機関等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」及び身近な地域コミュニティ等による「共助」の精神に基づく、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

１－１　市・消防機関

市（各部）は、市内の地域、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関（消防本部、消防署、消防分署、消防団をいう。以下同じ。）は、市の責務が十分に果たすことができるよう協力する。

１－２　指定地方行政機関（災害対策基本法第２条第４号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

１－３　指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第２条第５号及び第６号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

１－４　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

１－５　市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

２　防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

２－１　市

処理すべき業務等の大綱
災害予防対策 ア　防災に関する組織の整備・改善 イ　防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ　都市整備、災害に強いまちづくりの推進 エ　災害危険箇所の災害防止対策 オ　防災に関する施設・設備の整備、点検 カ　災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ　市防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ク　県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備 ケ　自主防災組織等の育成支援 コ　ボランティア活動の環境整備 サ　災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 シ　環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ス　避難施設の確保・整備 セ　その他法令及び大田原市地域防災計画に基づく災害予防の実施 災害応急対策 ア　被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ　活動体制の確立、他機関との連携による応援体制の確立 ウ　専門家等の派遣要請 エ　消火・水防等の応急措置活動 オ　被災者の救助・救急及び医療措置の実施 カ　保健衛生、廃棄物処理に関する措置 キ　緊急輸送体制の確保 ク　緊急物資の調達・供給 ケ　災害を受けた児童、生徒の応急教育 コ　施設、設備の応急復旧 サ　市民への広報活動 シ　ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 ス　市民等の避難・屋内退避、立ち入り制限 セ　県外からの避難者受入に係る県への協力 ソ　県外からの広域一時滞在の受入 タ　その他法令及び大田原市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 災害復旧・復興対策 ア　被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ　民生の安定化策の実施 ウ　公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ　除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 オ　損害賠償の請求等に係る支援 カ　風評被害による影響等の軽減 キ　各種制限の解除 ク　その他法令及び大田原市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

２－２　消防機関

（１）消防本部等

機関名	処理すべき業務等の大綱
那須地区消防組合 ・消防本部 ・大田原消防署 （湯津上分署） （黒羽分署）	災害予防対策 ア　消防力の維持・向上 イ　市と共同での地域防災力の向上 災害応急対策 ア　災害情報の収集・伝達 イ　救助救出活動・消火活動 ウ　浸水被害の拡大防止 エ　避難誘導活動 オ　行方不明者等の捜索 カ　危険物施設等の災害拡大防止活動 キ　その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

（２）消防団

機関名	処理すべき業務等の大綱
大田原市消防団	災害予防対策 ア　団員の能力の維持・向上 イ　市及び消防本部等が行う防災対策への協力 災害応急対策 ア　消防・水防活動 イ　救助活動 ウ　避難活動 エ　行方不明者等の捜索 オ　災害情報の広報 カ　その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

２－３　警察署

機関名	処理すべき業務等の大綱
大田原警察署	災害予防対策 ア　災害警備計画の策定 イ　災害装備資機材の整備 ウ　危険物の保安確保に必要な指導、助言 エ　防災知識の普及 災害応急対策 ア　災害情報の収集・伝達 イ　被災者の救出及び負傷者等の救護 ウ　行方不明者の調査・捜索 エ　危険箇所の警戒及び市民等に対する避難指示、誘導 オ　被災地、避難場所、重要施設の警戒 カ　緊急交通路の確保 キ　交通の混乱防止及び交通秩序の維持 ク　犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持 ケ　広報活動 コ　死体の見分・検視

２－４　栃木県

処理すべき業務等の大綱
災害予防対策 　ア　防災に関する組織の整備・改善 　イ　防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 　ウ　都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 　エ　災害危険箇所の災害防止対策 　オ　防災に関する施設・設備の整備、点検 　カ　災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 　キ　県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 　ク　消防防災ヘリコプターの運用、点検 　ケ　国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 　コ　自主防災組織等の育成支援 　サ　ボランティア活動の環境整備 　シ　環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 　ス　災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 　セ　その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 災害応急対策 　ア　被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 　イ　活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 　ウ　専門家等の派遣要請 　エ　災害救助法の運用 　オ　消火・水防等の応急措置活動 　カ　被災者の救助・救急及び医療措置の実施 　キ　保健衛生、廃棄物処理に関する措置 　ク　緊急輸送体制の確保 　ケ　緊急物資の調達・供給 　コ　災害を受けた児童、生徒の応急教育 　サ　施設、設備の応急復旧 　シ　犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 　ス　県民への広報活動 　セ　ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入 　ソ　県外避難者の受入れに対する総合調整 　タ　住民の避難・屋内退避、立入り制限 　チ　飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 　ツ　その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 災害復旧・復興対策 　ア　被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 　イ　民生の安定化策の実施 　ウ　公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 　エ　除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 　オ　損害賠償の請求等に係る支援 　カ　風評被害による影響等の軽減 　キ　各種制限の解除 　ク　その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

２－５　指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	１　管区内各県警察の災害警備活動及び相互応援の指導・調整に関すること。 ２　他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。 ３　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 ４　警察通信の確保及び統制に関すること。
関東財務局 （宇都宮財務事務所）	１　災害における金融上の措置に関すること。 　災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う。 ２　地方公共団体に対する融資に関すること。 　地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 ３　国有財産の管理、処分に関すること。 　地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。
関東農政局	１　災害予防 （１）ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 （２）農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 ２　応急対策 （１）農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 （２）種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 （３）主要食糧の需給調整に関すること。 （４）生鮮食料品等の供給に関すること。 （５）農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること。 （６）土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。 （７）農産物等の安全性の確認に関すること。 ３　復旧対策 （１）災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 （２）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 （３）風評被害対策に関すること。

関東森林管理局 （塩那森林管理署）	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。 3　国有林林産物等の安全性の確認に関すること。
関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2　商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	1　電力、ガス、火薬類、鉱山等の保安の確保に関すること。 2　鉱山における危害や鉱害の防止に関すること。
関東運輸局 （栃木運輸支局）	1　運輸事業の災害予防に関すること。 2　災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること。 3　運輸事業の復旧、復興に関すること。
東京管区気象台 （宇都宮地方気象台）	1　気象、地象、地動および水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 2　気象、地象、（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設を行うこと。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
関東総合通信局	1　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）による災害対応支援に関すること。 3　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
栃木労働局	1　産業安全（鉱山関係を除く）に関すること。 2　雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 3　労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。

関東地方整備局 （常陸河川国道事務所） （宇都宮国道事務所）	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。 １　災害予防 （１）防災上必要な教育、訓練 （２）通信施設等の整備 （３）公共施設等の整備 （４）災害危険区域等の関係機関への通知 （５）官庁施設の災害予防措置 （６）豪雪害の予防 ２　災害応急対策 （１）災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 （２）水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 （３）建設機械と技術者の現況の把握 （４）災害時における復旧用資材の確保 （５）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 （６）災害時のための応急資機材の備蓄 （７）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 （８）緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。 ３　災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
東京航空局 （東京空港事務所）	１　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 ２　遭難航空機の捜索、救難に関すること。 ３　指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること。
関東地方環境事務所	１　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ２　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ３　放射性物質（2011年３月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援） ４　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国土地理院 （関東地方測量部）	１　災害時等における地理空間情報の整備・提供 ２　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ３　地殻変動の監視
北関東防衛局	１　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 ２　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

２－６　自衛隊

機関名	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第２大隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

２－７　指定公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本郵便㈱ （市内各支店）	１　郵便事業等の業務運行及びこれらの施設等の保全 ２　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 ３　災害特別事務取扱い （１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （２）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （３）被災地あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 栃木県支部 （那須赤十字病院）	１　災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ２　災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。 ３　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 ４　義援金品の募集、配分に関すること。 ５　日赤医療施設等の保全に関すること。 ６　輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。
日本放送協会 宇都宮放送局	１　情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ２　報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ３　受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 ４　放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路（株）関東支社	１　高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 ２　緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道㈱ 大宮支社	１　災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。 ２　災害により路線が不通となった場合 （１）列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと。 （２）路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。 ３　路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。

	４　死傷者の救護及び処置を行うこと。 ５　事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。 ６　停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと。
ＮＴＴ東日本㈱ 栃木支店	１　平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 ２　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。 ３　災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること。 ４　災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 ５　災害復旧及び被災地における情報流通について市民、国、県、市、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
東京ガスネットワーク㈱ 栃木支社	１　ガス施設の安全、保全に関すること。 ２　災害時におけるガスの供給に関すること。
日本通運㈱ 宇都宮支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること。
東京電力パワーグリッド㈱栃木総支社	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力ホールディングス㈱ 東京電力パワーグリッド㈱栃木総支社 日本原子力発電㈱ （東海第二発電所）	１　原子力施設の防災管理に関すること。 ２　従業員等に関する教育、訓練に関すること。 ３　関係機関に対する情報の提供に関すること。 ４　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 ５　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 ６　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 ７　県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 ８　除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること。
ＫＤＤＩ㈱ 小山テクニカルセンター ソフトバンク（株）	１　通信施設の運用と保全に関すること。 ２　災害時における通信のそ通の確保に関すること。
㈱ＮＴＴドコモ 栃木支店	１　移動通信施設の運用と保全に関すること。 ２　災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。

２－８　指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東自動車㈱	災害時における車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良事業団体連合	水門、水路の操作に関すること。
(一社)栃木県ＬＰガス協会	１　ガス施設の安全、保全に関すること。 ２　災害時におけるガスの供給に関すること。
㈱栃木放送 ㈱エフエム栃木 ㈱とちぎテレビ	１　市民に対する防災知識の普及に関すること。 ２　情報の収集に関すること。 　災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ３　報道に関すること。 　災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ４　受信対策に関すること。 　避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 ５　放送通信施設の保守に関すること。 　陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ６　義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
栃木県道路公社	１　有料道路の保全及び復旧に関すること。 ２　緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会 (公社)栃木県栄養士会	災害時における医療救護活動に関すること。
(福)栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること。
(一社)栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること。

２－９　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
那須郡市医師会	災害時における医療救護活動に関すること。
那須野農業協同組合 大田原市森林組合等農林業関係団体	１　市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 ２　農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 ３　被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 ４　協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること。 ５　飼料、肥料等の確保対策に関すること。 ６　農林水産物等の出荷制限等への協力
大田原商工会議所 湯津上商工会 黒羽商工会 大田原商店連盟	１　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 ２　災害時における物価安定についての協力に関すること。 ３　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
社会福祉施設経営者	１　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 ２　災害時における入所者の安全確保に関すること。 ３　被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること。 ４　福祉避難所としての施設の提供に関すること。
大田原市建設業協同組合	１　救出活動等における重機、車両の提供協力 ２　道路、橋梁等の災害復旧への協力 ３　応急仮設住宅の建設等への協力
大田原管工事工業協同組合	上下水道の災害復旧への協力
大田原市社会福祉協議会 同　　湯津上支所 同　　黒羽支所	災害予防対策 １　在宅要配慮者対策 ２　市が行う災害対策への協力 ３　ボランティア活動の環境整備 ４　災害にも強い地域福祉の推進 災害応急対策 １　市災害ボランティアセンターの設置・運営 ２　在宅要配慮者の応急対策 ３　被災者の保護及び救援物資の支給 ４　その他市が行う避難及び応急対策への協力 ５　生活困窮被災者に対する生活福祉資金の融資
大田原市観光協会	市が行う観光施設の被害調査等への協力
康栄観光バス㈱	災害時における避難者輸送への協力に関すること。

第３節　本市の社会的条件

本市の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対し的確な対応の実施に資する。

１　人口の状況

１－１　人口の推移

本市の人口は、少子化の進行に伴い平成１７（2005）年頃の７９，０００人台をピークに減少に転じ、令和２（2020）年１０月１日現在の人口（災害救助法適用基準となる最近の国勢調査の結果による人口）は７２，０８７人となっている。今後も減少傾向は続くものと推測できる。

１－２　一世帯あたりの構成人員

本市の一世帯あたりの平均人員は、令和２（2020）年１０月１日現在２．４２人となっており、最大であった昭和１５（1940）年の５．７９人に比べ大きく減少している。この傾向は近年の核家族化の進行等により、今後も続くと考えられ、その結果、高齢者のみの世帯も増加していくことが考えられる。

〇総人口・世帯数

区　　分	Ｈ２（1990）	Ｈ７（1995）	Ｈ１２（2000）	Ｈ１７（2005）	Ｈ２２（2010）	Ｈ２７（2015）	Ｒ２（2020）
人口（人）	76,406	77,063	78,993	79,023	77,729	75,457	72,087
世帯数（世帯）	19,894	21,376	25,044	26,617	28,075	28,753	29,792
一世帯当たり人数（人）	3.84	3.61	3.15	2.97	2.77	2.62	2.42

（資料：国勢調査、平成１２（2000）年データまでは旧３市町村の合計値）

１－３　年齢階層別の状況

少子高齢化の進行により、年少人口（１４歳以下）と高齢者人口（６５歳以上）は平成１２（2000）年時点で逆転し、令和２（2020）年１０月１日には、高齢者人口が年少人口の約２．６倍となっている。

〇年齢階層別人口　（単位：人）

区　　分	Ｈ２（1990）	Ｈ７（1995）	Ｈ１２（2000）	Ｈ１７（2005）	Ｈ２２（2010）	Ｈ２７（2015）	Ｒ２（2020）
0～14歳（年少人口）	16,305	14,044	11,904	10,552	9,864	9,056	8,199
15～64歳（生産年齢人口）	49,990	50,534	52,842	52,797	50,429	46,574	42,952
65歳以上（高齢者人口）	10,076	12,477	14,195	15,541	16,385	18,817	20,936

（資料：国勢調査、平成１２（2000）年データまでは旧３市町村の合計値、不詳含まず）

２　土地利用の状況

本市の土地利用の現況は、農用地が全体の３割を占めていることから農業が盛んな地域であることがうかがえる。中でも、田の面積が多く稲作を中心とした土地利用型の農業となっている。

また、山林が全体の２割を占めているのも本市の大きな特徴と言える。

〇地目別面積　　（単位：㎢：％）

区　分	面　積	構成率
田	101.6	28.67
畑	12.5	3.53
宅　地	23.63	6.67
池　沼	0.13	0.04
山　林	75.05	21.18
牧　場	0.71	0.20
原　野	1.7	0.48
雑種地	16.54	4.67
その他	122.5	34.57
計	354.36	100.0

（令和５年（2023）年１月１日現在）

３　社会構造の変化に対する防災面の対応

３－１　要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、要配慮者関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

３－２　産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。

このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

３－３　人的ネットワークの促進

核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等により防災意識の高揚を図る。

３－４　男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

水害・台風、竜巻等風害
対策編

第１章　総　則

第１節　本市の水害・台風、竜巻等風害を取り巻く自然的条件

気象状況、地勢、河川の状況等水害・台風、竜巻等風害対策面からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

１　気象の状況

本市は、内陸性の気候のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東地方南部方面よりも暖かくなり、逆に低温の年は東北地方と同じような気温を示す。

また、台風による災害は比較的少ないが、夏期は、内陸特有の日中の昇温に伴い局地的な雷雨とともに降雹等による被害がある。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しく氷点下の日が多い。また、那須おろしと呼ばれる強い季節風が吹き、影響を受ける。

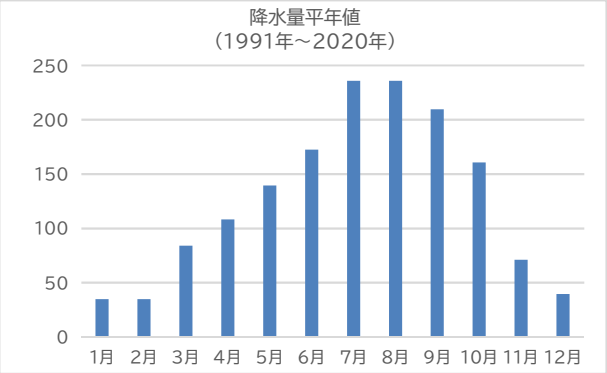

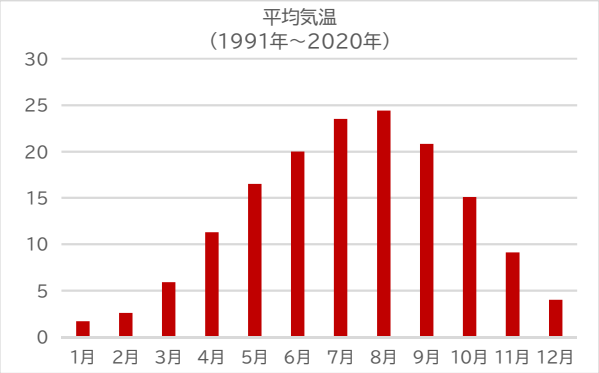

［参考資料：宇都宮地方気象台ＨＰ］

２　地勢の状況

２－１　本市の地形の概要

本市の地形は、大きく分けると東部は八溝山地、西部は関東平野につながる平地となっている。中央には一級河川である那珂川が南北に流れ西部には那珂川に合流する箒川、蛇尾川がある。

（１）山地の状況

本市は、北に那須茶臼岳、西には高原山が望むことができ、本市の中央を流れる那珂川から茨城県の境までは、標高３００ｍ～６５０ｍの八溝山地となっている。

（２）平地の状況

西部地区は、那珂川と箒川に挟まれた「那須野が原」と呼ばれる扇状地となっており平坦な地形となっている。

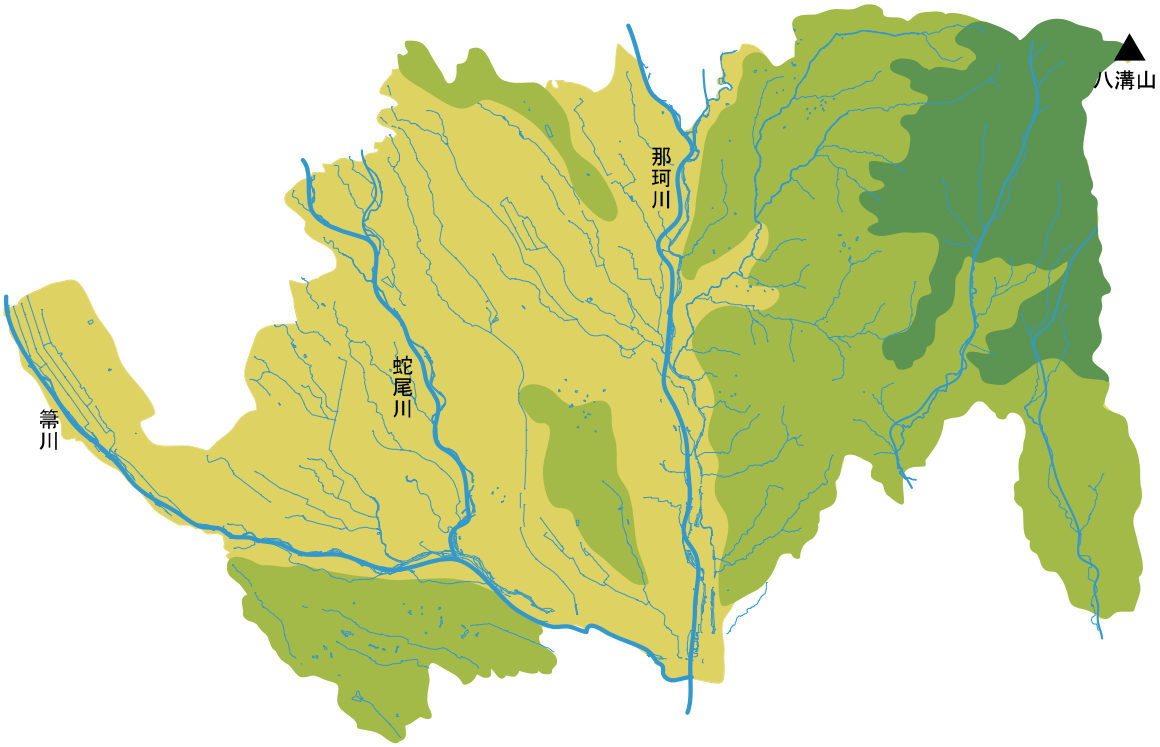

２－２　災害危険箇所の状況

本市における山地災害危険地区並びに急傾斜地、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域については、主に黒羽地区に分布しており、以下のとおり確認されている。

（１）国及び県（環境森林部）所管の山地災害危険地区の状況（令和６年３月末時点）

山地災害危険地区数		
	山腹崩壊	崩壊土砂流出
国有林	１	３
民有林	２３４	１１０
計　３４８	２３５	１１３

（２）県（県土整備部）所管の土砂災害警戒区域の指定（令和６年３月末時点）

急傾斜地	地すべり	土石流
３８４	１	１５５

＜資料編２－６　山地災害危険地区一覧表＞

＜資料編２－７　急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表＞

＜資料編２－８　土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表＞

＜資料編２－９　土砂災害警戒区域等（急傾斜地）一覧表＞

＜資料編２－１０　土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表＞

３　河川の状況

３－１　本市の河川の概要

本市の河川は、主に那珂川水系が占め、箒川、蛇尾川などと合流して茨城県に入るほか、東部八溝山地に久慈川水系の押川などの河川がある。

３－２　那珂川流域の状況

那珂川流域は、県北東部の那須連峰や八溝山を源とし、山間部を流れる急流河川が多い流域である。那珂川、箒川等の上流部は深い渓谷をつくりながら流れている。上・中流域には那珂川や蛇尾川によって形成された那須扇状地があるが、箒川、蛇尾川等はその名のとおり暴れ川であり、氾濫を繰り返していたことから河川改修が進められるとともに、箒川上流部には多目的ダムが造られている。

３－３　重要水防箇所指定の状況

本市の県管理の河川における重要水防箇所については、令和６（2024）年４月現在下表のとおり指定されている。

県の管理区間		
重要度（A）	重要度（B）	計
３箇所 １１２０m	３箇所 ３０６m	６箇所 １４２６m

＜資料編２－１１　重要水防箇所一覧表＞

第２節　主な水害・台風、竜巻等風害の概要

水害･台風、竜巻等風害・雪害の種類と特性及び実際に本市に被害を及ぼした主な水害･台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

１　近年発生した大規模な水害

１－１　平成１０（1998）年８月末豪雨＜那須水害＞

（１）気象概況等

平成１０（1998）年８月２６日から３１日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風第４号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった。

那須町では２６日から５日間連続して１３０㎜以上の日降水量を観測し、総降水量が１，２５４㎜に達した。特に、２７日には、１時間降水量９０㎜（１時～２時）、３時間降水量２０５㎜（０時～３時）、日降水量６０７㎜の豪雨を記録した。

（２）総雨量

那　須	八方ヶ原	黒　磯	大田原	塩　谷	今　市	鹿　沼	宇都宮
1,254mm	931mm	689mm	578mm	567mm	552mm	398mm	268mm

１－２　令和元（2019）年東日本台風

令和元（2019）年１０月１２日１９時頃静岡県伊豆半島付近に上陸した東日本台風は、関東地方と福島県を縦断し、１３日１２時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。この影響により関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり甚大な被害が発生した。

このため、令和元（2019）年１０月１２日午後７時５０分に宇都宮市ほか１３市町に大雨特別警報が発表され、１３日午前２時２０分に大雨特別警報解除されるまで断続的な雨が降ったほか、栃木市、佐野市、鹿沼市、那須烏山市など各地で土砂崩れや床上・床下浸水が発生するなど甚大な被害となった。

＜資料編１－８　過去の主な水害・台風、竜巻等風害の概要＞

第２章　予　防

第１節　防災意識の高揚

災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

１　市民の意識の高揚

１－１　自主防災思想の普及、徹底

市（総合政策部）及び消防本部（消防本部、消防署、消防分署をいう。以下同じ。）は、市民に対し自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる７つの備え～」などを活用する。

１－２　防災知識の普及啓発推進

市（総合政策部）及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

（１）普及啓発活動の例

ア　主な普及啓発活動

・防災講演会、講習会、出前講座等の開催

・ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、SNS等による広報活動の実施
・市ホームページや市メール配信サービス（以下「よいちメール」という。）による防災情報の提供
・防災訓練の実施
・防災器具、災害写真等の展示
・各種表彰の実施

イ　消防団員、防災士等による防災普及啓発活動の促進

市（総合政策部）及び消防本部は、消防団員、防災士等による地域の防災普及啓発活動を促進する。

（２）啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

・防災とボランティア週間（１月１５日～１月２１日）
・水防月間（５月１日～５月３１日）
・山地災害防止キャンペーン（５月２０日～６月３０日）
・がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
・土砂災害防止月間（６月１日～６月３０日）
・防災週間（８月３０日～９月５日）
・雪崩防災週間（１２月１日～１２月７日）
・とちぎ防災の日（３月１１日）
・大田原市「防災安全の日」（３月２７日）
・栃木県山火事防止強調運動（１月１日～５月３１日）

２　児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第２０節１の１－３に準ずる。

３　防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市（各部等）及び消防本部は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
・病院、社会福祉施設
・ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

４　職員に対する防災教育

市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作

成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施をし、防災教育の徹底に努める。

5　防災に関する調査研究

市（総合政策部・建設部・水道局）は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

6　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

7　言い伝えや教訓の継承

市（総合政策部）は、過去に発生した災害に関する言い伝え、過去の災害の教訓等について、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設ける、郷土史に編纂するなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第２節　地域防災の充実･ボランティア連携強化

自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

1　現状と課題

1－1　自主防災組織

各地域における防災意識の濃淡により、市内全ての地域では自主防災組織の結成に至っていない。新規結成のための働きかけとともに、結成済の自主防災組織の活性化を進める必要がある。

＜資料編２－１　自主防災組織一覧＞

1－2　消防団

消防団員数は毎年わずかずつ減少しており団員の高齢化も進行している。今後は現団員の機能別消防団員への移行と、消防団への新規入団促進により組織力を確保する必要がある。

＜資料編２－２　大田原市消防団組織概要＞

1－3　ボランティア団体等

市社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、地域団体等が、被災者のニーズと結びつくような支援を迅速かつ細やかに実施できるよう、環境づくりを進める必要がある。

２　個人・企業等における対策

２－１　市民個人の対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

＜資料編２－３　個人の防災心得＞

２－２　企業、事業所等の対策

企業や事業所等は、平常時から、災害時の事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練や従業員への防災教育の実施等の防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市（総合政策部・産業文化部）は、企業や事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図るほか、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

３　自主防災組織の育成・強化

３－１　自主防災組織の対策

自主防災組織は、平常時から危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努め、災害発生時には連帯して活動を行う。

３－２　自主防災組織の育成・強化

市（総合政策部）は、自主防災組織が市内全ての地域で組織されるよう新規結成の働きかけを続ける。また、結成済の組織については、防災士の資格取得者や防災リーダーを中心に意識の高揚が図られ、平常時の防災活動に住民が楽しみながら参加できる環境が作り上げられるよう、後述の働きかけにより自主防災組織の活性化を図る。また、男女双方の視点が取り入れられるよう、自主防災組織への女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

・自主防災組織への資機材の整備支援
・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
・広報活動（市民に対する自主防災組織に関する知識の普及）　等

４　消防団の活性化の推進

市（総合政策部）は、次の事業を実施するなど、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

・消防団活性化総合計画の策定
・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
・消防団員に対する各種教育訓練の実施

・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報　等

5　女性防火クラブの育成・強化

市（総合政策部）及び消防本部は、地域の防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

6　災害関係ボランティアの環境整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

6－1　ボランティアの環境整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備整備及び次の施策により、ボランティア活動の環境整備に努める。

・ボランティアに係る広報の実施
・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施
・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネータの養成・研修事業の実施
・ボランティア団体の育成・支援

6－2　行政とボランティア団体等との連携

市（保健福祉部）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

7　人的ネットワークづくりの推進

市（総合政策部・保健福祉部）は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

8　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを大田原市防災会議に提案することができる。

大田原市防災会議は、提案された計画を災害対策基本法に基づいて、大田原市地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

第３節　防災訓練の実施

災害時に効果的な応急対策を実施するため、初動対応に力点を置いた実践的な訓練を行う。

１　総合防災訓練

市（総合政策部）は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

実施に当たっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、市（総合政策部）は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等地域住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を実施する。

・職員の動員、災害対策本部設置訓練
・情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
・水防訓練
・土砂災害に係る避難訓練
・救出・救助訓練
・避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
・防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
・ヘリコプターを活用した訓練、（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
・ライフライン応急復旧訓練
・警戒区域の設定、交通規制訓練
・支援物資・緊急物資輸送訓練
・広域応援訓練
・避難行動要支援者避難支援訓練
・災害ボランティアセンター設置運営訓練

２　防災図上訓練

市（総合政策部）は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模な災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ等の被害想定や、発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員や事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる等、訓練がより現実的な内容となるよう努める。

３　通信訓練・情報伝達訓練

市（総合政策部）及び消防本部は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

4　水防訓練

市（水防管理団体）は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。

5　土砂災害・全国防災訓練

市(総合政策部)は、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による市民等及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民等の防災意識の高揚を図る。

6　市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加する次のような訓練を実施し、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

・情報伝達訓練
・避難訓練、避難誘導訓練
・救出・救護訓練
・避難行動要支援者避難支援訓練　等

第４節　避難行動要支援者対策

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

1　地域における安全性の確保

市（保健福祉部）は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供する。あわせて、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿及び個別計画）を適宜改訂し、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1－1　本市における計画

市（保健福祉部）は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を踏まえ、大田原市地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の作成に努める。

大田原市地域防災計画において定める必須事項
＜避難行動要支援者名簿＞
（１）避難支援等関係者となる者
（２）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

（３）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
（４）名簿の更新に関する事項
（５）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
（６）要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮
（７）避難支援等関係者の安全確保
（８）その他必要事項

＜個別避難計画＞
（１）個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
（２）避難支援等関係者となる者
（３）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
（４）個別避難計画の更新に関する事項
（５）個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
（６）要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮
（７）避難支援等関係者の安全確保
（８）その他必要事項

１－２　避難行動要支援者名簿の整備
（１）要配慮者の把握
市（保健福祉部）は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、庁内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。
（２）避難行動要支援者名簿の作成
市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の範囲について次の要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。
ア　介護保険の要介護（要介護３以上）認定者
イ　身体障害者手帳（１・２級）所持者
ウ　療育手帳（Ａ１・Ａ２）所持者
エ　精神保健福祉手帳（１級）所持者
オ　その他市長が認める者
（３）避難行動要支援者名簿の更新
避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。
（４）避難行動要支援者名簿の管理
市（保健福祉部）は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

１－３　地域支援体制の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

（１）避難支援の具体化

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の迅速な避難のため、本人や避難支援等関係者と打合わせするなどして、発災時の避難支援者、避難支援時の留意点、避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等が定められた個別避難計画の作成に努める。

（２）防災知識の普及・啓発

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

２　社会福祉施設等における安全性の確保

２－１　施設の整備

（１）公立社会福祉施設

市（保健福祉部）は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

（２）民間社会福祉施設

市（保健福祉部）は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

２－２　非常災害に関する計画の作成

市（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

２－３　社会福祉施設機能の弾力的運用

市（保健福祉部）は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

２－４　洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域等の情報提供等

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が

利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、市（保健福祉部・教育部）は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

＜資料編２－３６　洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制＞

２－５　防災教育・訓練の充実

市（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

＜資料編２－４　市内社会福祉施設数＞

３　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

３－１　「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市（各部等）は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成１１年栃木県条例第２５号）に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、公民館、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

３－２　一時避難のための配慮

市（各部等）は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、浸水想定区域内の自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる施設等）について、２階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

４　在市外国人に対する対策

４－１　外国人への防災知識の普及

市（総合政策部）は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市（総合政策部）は、外国人に配慮し避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJIS規格のピクトグラムの共通化に努める。

＜資料編２－１８　避難場所ピクトグラム＞

４－２　地域等における安全性の確保

市（総合政策部）は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もおり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

４－３　災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

市（総合政策部）は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、県とともに通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

４－４　災害時における外国人支援体制の整備

市（総合政策部）は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

１　食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

１－１　市民の備蓄推進

市民は、各家庭において非常持出品の他、最低３日分（推奨１週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市（総合政策部）は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

１－２　市の備蓄方針

市（総合政策部）は、市の地震被害想定（震災対策編第１章第３節参照）における物資供給対象者数３，８１５人分の食料を現物備蓄や卸業者、小売業者等との協定締結による流通備蓄のほか、国や被災地以外の地方自治体等からの支援物資により確保する。また、生活必需品についても、特に緊急性の高いものは現物備蓄、それ以外のものは流通備蓄により確保する。

備蓄場所は、集中備蓄の他、避難場所の位置を考慮した分散備蓄も行う。

１－３　現物備蓄の実施

市（総合政策部）は、緊急に必要となるような食料や生活必需品等を市役所、各支所を中心とし避難場所の位置を考慮し分散して現物備蓄を行う。なお、備蓄に当たっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

＜資料編２－５　市内の現物備蓄の状況＞

１－４　調達体制の整備

市（総合政策部）は、要配慮者や女性、こども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や卸売業者、小売業者等と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。

〇調達品目

・食　　料・・・・・・弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳、飲料水　等

・生活必需品・・・・・・肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品　等

・光熱材料・・・・・・・灯油、ポリタンク、ＬＰガス、コンロ、木炭　等

・避難行動要支援者用・・特別用途食品*、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ　等

※特別用途食品

難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルゲン除去食品など様々なものがあり、国の標示許可或いは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

２　防災用資機材の備蓄

市（総合政策部・建設部・水道局）及び消防本部は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災市民等の避難生活等において必要な資機材の備蓄、調達態勢を整備する。なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町村との共同備蓄の推進に努める。

また、市（総合政策部）は救出・救助等における情報収集等を支援するため、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材についても、災害時応援協定に基づき、調達体制の整備に努める。

３　物資・資機材等備蓄スペースの確保

市（総合政策部）は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うに当たり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

４　物資の供給体制及び受入体制の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は、災害時において混乱なく被災市民等へ物資を供給することができるよう、物資の受入体制と避難場所への配送体制の整備に努める。

第６節　災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを行うため、市は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策を総合的かつ計画的に展開する。

１　災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

１－１　防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市（建設部）は、災害発生時における市民等の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

１－２　防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

市（建設部）は市内地域の災害被害想定等の防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

２　災害に強い都市構造の形成

２－１　市街地開発事業等の推進による防災都市づくり

市（建設部）は、幹線道路、都市河川、公園などを一体的に整備する災害に強いまちづくりを推進する。

２－２　防災機能を有する施設の整備

市（建設部）は、県等関係機関と連携して、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

２－３　避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第４節３の３－１のとおり整備を推進する。

３　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

３－１　公園の整備

市（総合政策部・建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、離着陸場、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

３－２　その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等の機能に配慮した施設の整備に努める。

４　分散型エネルギーの導入拡大

市（市民生活部）は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を検討するとともに、分散型エネルギーの普及を推進し、災害に強い地域づくりを推進する。

第７節　土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害からまちを保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、災害危険箇所・区域を設定し、計画的な予防対策を実施する。

１　土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から市民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２（2000）年法律第５７号）」（土砂災害防止法）に基づき、市は県と連携して次の対策を実施する。

１－１　土砂災害警戒区域の指定等

（１）市（建設部）は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定するに当たり、県に対して協力を行う。

（２）市（総合政策部・建設部）は、警戒区域の指定があった場合、大田原市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所に関する事項

ウ　防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項

オ　救助に関する事項

カ　警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

＜資料編２－３６　洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制＞

＜資料編３－７　避難指示等の発令基準＞

（３）市（総合政策部・建設部）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。

（４）市（保健福祉部・教育部）は、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

＜資料編２－３６　洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制＞

１－２　土砂災害特別警戒区域の指定

市（総合政策部・建設部）は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が「土砂災害特別警戒区域」として指定するに当たり、県に対して協力し、また当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限
・建築基準法に基づく建築物の構造規制
・土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
・勧告等による移転者への融資、資金の確保　等

２　宅地造成地災害防止対策

市（建設部）は、豪雨、長雨等に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、「都市計画法（昭和４３（1968）年法律第１００号）」及び「建築基準法（昭和２５（1950）年法律第２０１号）」により、造成地に発生する災害を防止するため、擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行う。

３　被災宅地危険度判定制度の整備

市（建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り被災宅地危険度判定制度を整備する。

３－１　被災宅地危険度判定実施体制の整備

市（建設部）は、大田原市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施体制の整備を図る。

３－２　被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

市（建設部）は、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

＜資料編３－１４　大田原市被災宅地危険度判定実施要綱＞

４　地すべり防止対策

県（環境森林部・農政部・県土整備部）は、県下全域に分布し、本市にも存在する土砂災害警戒区域（地すべり）に関する実態調査、防止工事、指定地域の管理を行う。

＜資料編２－１０　土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表＞

５　山地災害等の対策

５－１　防止対策等

県（環境森林部）は、県下全域に分布し、本市にも存在する山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）に関する情報収集、対策工事、森林の整備を行う。

５－２　市民等への周知

市（総合政策部・建設部）は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県が認定した山地防災ヘルパーや山地防災推進員と連携しながら広く市民等に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

＜資料編２－６　山地災害危険地区一覧表＞

６　急傾斜地崩壊対策

６－１　急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占用者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

＜資料編２－７　急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表＞

６－２　土地所有者等に対する防災措置

市（建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

６－３　市民等への周知

市（総合政策部・建設部）は、県から危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の市民等及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険区域の周知を行う。また、市民等に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（総合政策部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

〇危険状況判断のための着眼点

・降雨量、積算雨量等の増加
・崖中途からの地下水の湧出の発生、また急激な増加、減少
・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
・小石が斜面からばらばらと落ち出す

７　土石流防止対策

７－１　砂防工事の推進等

県（県土整備部）は、本市にも存在する土砂災害警戒区域（土石流）に関する砂防指定地の指定と管理、砂防工事の推進、砂防施設の維持を行う。

＜資料編２－８　土砂災害警戒区域（土石流）一覧表＞

７－２　市民等への周知

市（総合政策部・建設部）は、県から危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市民等に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（総合政策部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

〇危険状況判断のための着眼点

・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合

・渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
・降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
・渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
・渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

第８節　水防体制の整備

水防活動体制及び洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制の整備を推進する。

１　水防活動体制の整備

１－１　資機材等の整備

市（水防管理団体）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

〇水防管理団体水防倉庫備蓄基準（令和６年度・栃木県水防計画より）

	器　具							資　材					
資機材名	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	５丁	５丁	５丁	20丁	５丁	３丁	５丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

＜資料編２－１２　水防倉庫・水防資材一覧＞

１－２　水防施設の整備

市（水防管理団体）は、水防活動の拠点となる水防施設等の整備に努める。

１－３　観測・伝達体制の強化

市（総合政策部）は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位・雨量情報を収集する。また、異常気象時は、防災行政無線（同報系）、インターネット（イントラネット河川監視カメラ）、広報車（消防団車両含む。）等を利用し、市民に対して雨量・水位情報等の提供を行う。

＜資料編２－１３　雨量・水位観測所一覧（栃木県管理）＞

１－４　訓練、研修等による消防団の育成・強化

（１）市（水防管理団体）及び消防本部は、平常時から消防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

（２）市（水防管理団体）及び消防本部は、計画的に水防訓練を実施する。

（３）市（水防管理団体）及び消防本部は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあら

かじめ検討する。

2　洪水予報伝達体制の整備

2－1　国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

市（総合政策部）は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

＜資料編２－１４　洪水予報河川（国）＞

2－2　県が指定して洪水予報を実施する河川

県（県土整備部）は、国土交通省が指定した河川１（１）以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮気象台と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

市（総合政策部）は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

＜資料編２－１５　洪水予報河川（県）＞

3 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

市（総合政策部）は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

4　洪水浸水想定区域等における対策

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも浸水想定区域等毎に、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民等及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

・洪水予報等の伝達方法
・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な非難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
・市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出

があった場合は、その名称及び所在地

・市（総合政策部）は、市地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

・市（総合政策部）は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

・市（保健福祉部・教育部）は、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

・市長（水防管理者）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

＜資料編２－３６　洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制＞

5　水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県（県土整備部）は、水防警報を円滑かつ確実に伝達できる体制を河川毎に確保する。

＜資料編２－１６　水防警報（国）＞

＜資料編２－１７　水防警報（県）＞

6　河川管理施設等の水害予防対策

6－1　平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

6－2　事業計画

河川管理者は、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施し、水防活動の的確な実施のため河川情報システムの整備を図る。

7　洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第９節　農林業関係災害予防対策

農林業への災害被害を最小限に抑えるために施設整備等の予防対策を実施する。

１　農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。また、災害予防対策の実施や老朽化等で施設の改良が必要なものについては、市（産業文化部）及び県（環境森林部・農政部）は国・県の補助事業等により改善するよう指導する。

１－１　共通的な対策

（１）管理体制の整備

農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（２）施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

１－２　農業用ため池施設対策

農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める。

１－３　林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

２　農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合及び市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

２－１　管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

２－２　各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第１０節　防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備

防災気象情報の収集・伝達体制の整備と、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

１　気象情報等の収集

１－１　宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集

市（総合政策部）は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災気象情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。

＜資料編１－３　地域気象観測所（気象庁管理）＞

＜資料編１－４　宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準＞

１－２　県と宇都宮地方気象台とが共同して発表する土砂災害警戒情報の収集

市（総合政策部）は、土砂災害警戒情報が発表された場合、栃木県防災行政ネットワーク等を利用し、土砂災害警戒情報に係る詳細な情報を入手し土砂災害による被害防止に万全を期す。

１－３　河川水位・雨量データの収集

市（総合政策部・建設部）は、重要水防河川に設けられている水位観測所及び雨量観測所から、栃木県防災行政ネットワーク等を通じて水位情報・雨量情報を入手し水防体制に万全を期す。

＜資料編１－３　雨量・水位観測所一覧（国管理）＞

＜資料編２－１３　雨量・水位観測所一覧（栃木県管理）＞

２　気象情報等の伝達

市（総合政策部）は、災害に結びつくと思われる気象情報については、次の手段等をとって関係市民等への周知に努める。

（１）市防災行政無線（同報系）による周知

（２）広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）による周知

（３）自治会、自主防災組織、防災士への連絡

（４）よいちメールによる周知

（５）市ホームページによる周知

（６）市公式ＳＮＳによる周知

第１１節　情報・通信システムの整備

災害に強い情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

災害時における被害を最小限にくい止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。

（１）市防災行政無線

現在市内には、同報系の防災行政無線が整備されている。防災行政無線は、避難指示等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。

＜資料編２－２０　市防災行政無線システム屋外スピーカー設置箇所＞

（２）大田原市行政イントラネット河川監視カメラ

現在市内には河川監視カメラが８台設置されており、河川の水位の状況をリアルタイムに把握することができる。この映像は、市ホームページからアクセスできる映像配信サービス（ＹｏｕＴｕｂｅ）で確認することができる。

〇河川監視カメラ設置箇所

（３）栃木県防災行政ネットワーク

市（総合政策部）は、県、県内市町及び防災関係機関と迅速かつ的確な情報連絡を行うため、栃木県防災行政ネットワークの活用を図る。このネットワークにより、衛星系無線及び移動系無線により通信回線が確保され、音声やＦＡＸによる災害情報の受伝達をはじめ、画像の受伝達が行えるとともに、地震情報や気象情報が自動配信される。

＜資料編２－２１　栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書＞

（４）災害時優先電話（一般電話・携帯電話）

災害が発生した場合、被災地等から市への通話が集中することが予想されるため、緊急な通話が優先的に取り扱われるよう、あらかじめ災害時優先電話を登録しておく。

＜資料編２－２２　災害時優先電話登録一覧＞

（５）よいちメール

よいちメールは、市民へ防災情報（土砂災害警戒情報、水防警報等）等を携帯電話メールを利用し提供するものであり、市（総合政策部）は、広報誌等を活用して「よいちメール」の周知を図り、市民の登録を推進する。

第１２節　避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を市民等に周知する。

１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

１－１　指定緊急避難場所の指定

（１）市（総合政策部・保健福祉部）は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定し、地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切でないと判断された場合、整備又は、指定替えを行う。

指定・解除に際しては、その旨を県等に通知するとともに、公示する。

（２）災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。

（３）市（総合政策部・保健福祉部）は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

１－２　指定避難所の指定

（１）市（総合政策部・保健福祉部）は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、市地域防災計画に定めるものとする。また、現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でな

いと判断された場合は整備又は指定替えを行う。指定・解除に際しては、その旨を県等に通知するとともに、公示する。

（２）災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。

（３）避難所の指定については、上記（２）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア　原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ　耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ　生活面を考慮し、学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等のバリアフリー化された公共施設であること。

エ　緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

（４）管内の公共施設のみでは避難所を確保することが困難な場合には、旅館やホテル等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておく。

１－３　指定福祉避難所の指定

（１）市（保健福祉部）は、一般の避難スペースで生活することが困難な要配慮者が、避難所において安心して生活することができる体制を整備した避難所を、指定福祉避難所として指定し市地域防災計画に定めるものとする。また、現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合は整備又は指定替えを行う。指定・解除に際しては、その旨を県等に通知するとともに、受け入れ対象者を特定の上、公示する。

（２）指定に当たっては、１－２に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア　バリアフリー化された施設であること。

イ　要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ　生活相談職員等の確保が比較的容易な施設であること。

エ　人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源が確保できること。

＜資料編２－１９　避難場所一覧＞

１－４　避難所の整備

市（総合政策部）は、避難所の整備に当たっては、高齢者、乳幼児、女性等に配慮しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

〇整備に当たっての留意事項

・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。

・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。

・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識（平成２８（2016）年３月２８日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁

国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成２８（2016）年３月２２日付でＪＩＳにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため多言語表示シート等を整備しておくこと。

・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。

・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を設置できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。

・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。

・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。

・通信事業者（ＮＴＴ東日本（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話や公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこと。

・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

＜資料編２－１８　避難場所ピクトグラム＞

１－５　学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

２　避難に関する知識の周知徹底

市（総合政策部）は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難に当たっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて市民等がとるべき行動、避難指示等の市民等に行動を促す情報の意味等、避難に必要な知識等について幅広い年代の市民等への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

２－１　主な周知方法

・自主防災組織等を通じた周知

・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知

・ハザードマップ配布による周知

・広報紙、市ホームページ、よいちメール、市公式ＳＮＳ等による周知

２－２　避難市民等への注意事項及び携行品

（１）注意事項

・車両による避難は、原則として禁止する。

・避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。

（会社、工場等にあっては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置）

・携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

（２）携行品の内容

・貴重品（保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書）

・食料品（水、応急食料、高齢者や幼児用食品）

・応急医療品

・衣類（肌着、防寒着等）

・その他（ラジオ、懐中電灯）

３　避難実施・誘導体制の整備

３－１　避難基準の設定

市（総合政策部）は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を設定するものとする。

その際、国の避難指示等に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

３－２　避難指示等の伝達手段の整備

市（総合政策部）は、土砂災害や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第１１節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

３－３　避難誘導体制の確立

（１）各機関連携による地域の避難体制の確立

市（総合政策部）は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる被害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

・各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。

・地区の実態に応じ、避難経路を２箇所以上選定しておくこと。

・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。

・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

（２）避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア　帰宅困難者対策

震災対策編第２章第１１節１に準ずる。

イ　不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（総合政策部）及び消防本部は、デパート等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

４　避難所管理・運営体制の整備

４－１　避難所管理・運営体制の確認

市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

４－２　職員派遣体制の整備

市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

４－３　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（総合政策部・保健福祉部）は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、ＮＰＯ法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

４－４　指定管理者等との役割分担の明確化

市（総合政策部）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

４－５　専門家等との情報交換

市（保健福祉部・教育部）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

５　市外避難者受入対策

震災対策編第２章第１１節２に準ずる。

第１３節　消防・救急・救助体制の整備

被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

１　組織の充実強化

市（総合政策部）及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少や高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を導入して団員の確保と資質の向上を図る。

＜資料編２－２　大田原市消防団組織概要＞

２　救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

３　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第１４節　保健医療体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制等の整備・充実を図る。

１　保健医療体制の整備

市（保健福祉部）は、県及び医療機関等と連携し、次のような保健医療体制の整備を図る。

（１）消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

（２）救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

（３）救護班の編成及び出動体制を確立する。

（４）管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

２　保健医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

（１）非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」

「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

（２）年間２回以上避難訓練を実施し、そのうち１回は夜間に実施するよう努める。

（３）避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。

（４）病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

（５）災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第１５節　緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策人員、救援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

１　緊急輸送道路の周知

市（総合政策部・建設部）は、県の指定している緊急輸送道路を把握し、各部等関係機関に対して周知徹底を図る。

○本市の緊急輸送道路の状況

市内で緊急輸送道路に指定されている路線は次のとおりであり、隣接市町の主要道路と接続し、また、本章第１６節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区　　分	指　定　道　路
第１次緊急輸送道路	国道４号、国道４６１号の一部、国道４００号の一部
第２次緊急輸送道路	国道４００号の一部、国道２９４号の一部、国道４６１号の一部
第３次緊急輸送道路	国道４６１号の一部、国道２９４号の一部、 主要地方道大田原高林線、主要地方道矢板那珂川線、 主要地方道大田原芦野線、主要地方道大田原氏家線

○緊急輸送道路指定路線マップ

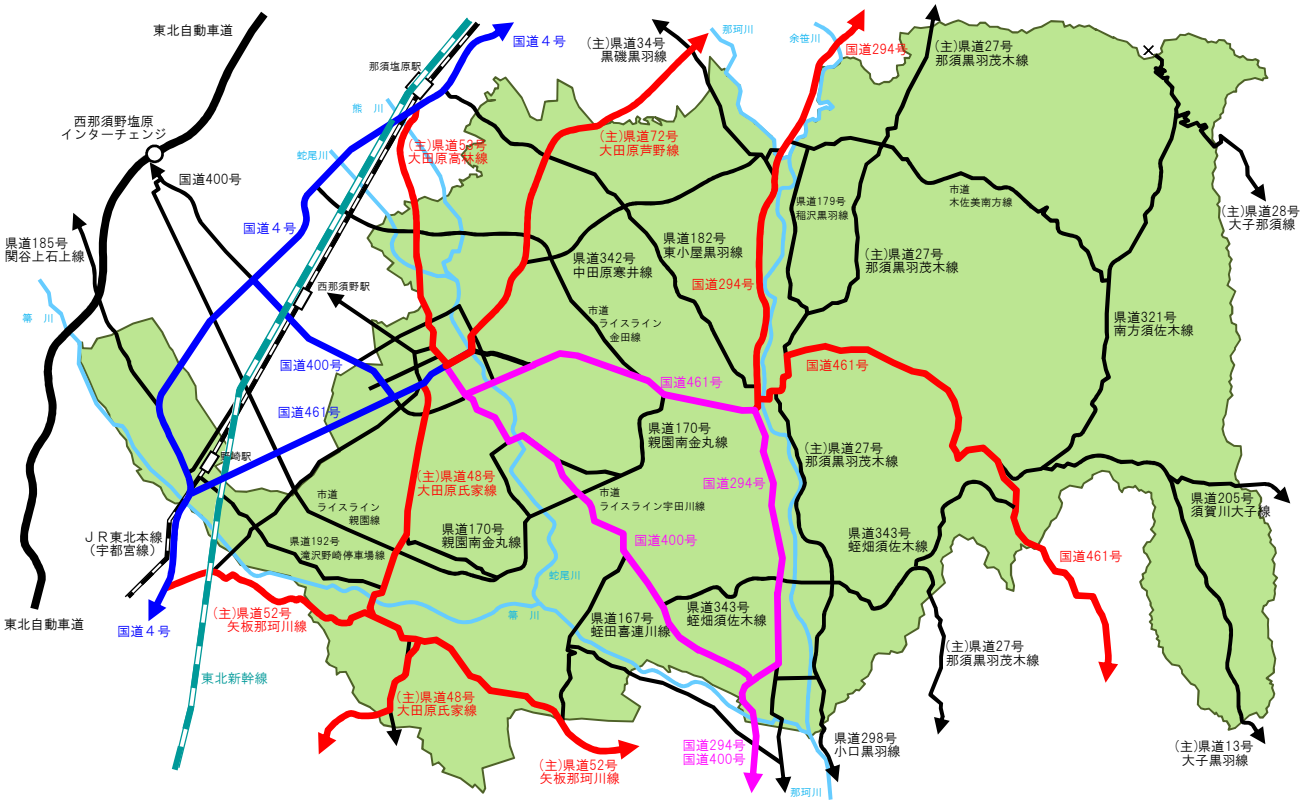

第１次緊急輸送道路	
第２次緊急輸送道路	
第３次緊急輸送道路	

２　陸上輸送体制の整備

２－１　道路・橋りょうの整備

市（建設部）は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備に当たっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

２－２　情報収集・連絡体制の整備

市（建設部）は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

３　空中輸送体制の整備

市（総合政策部）は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し定める。また、市（総合政策部）は、本章第１６節３のとおり、必要な措置を実施する。

４　関係機関との連携による輸送体制の強化

４－１　建設関係機関との連携体制

市（建設部）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、平常時から大田原市建設業協会等と連携体制の強化に努める。

４－２　物資輸送機関との連携体制

市（総合政策部・市民生活部）は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、平常時から物資輸送機関と連携体制の強化に努める

第１６節　防災拠点の整備

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら計画的に整備していく。

１　災害対策活動拠点の種類

１－１　災害対策本部

市（総合政策部・経営管理部）は、市災害対策本部となる市役所本庁舎について、必要な整備を実施していく。

また、被災により市役所本庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

１－２　広域災害対策活動拠点

県(危機管理防災局・県土整備部)が県営大規模公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。

区　　分	施 設 名	住　　所	電話番号
広域災害対策活動拠点	那須野が原公園	那須塩原市千本松801-3	0287-36-1220

１－３　地域災害対策活動拠点

県(県土整備部・危機管理防災局・教育委員会事務局)が県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。

また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は市（産業文化部）や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

区　　分	施 設 名	住　　所	電話番号
地域災害対策活動拠点	大 田 原 高 等 学 校	大田原市紫塚3-2651	0287-22-2042
	大田原女子高等学校	大田原市元町1-5-43	0287-22-2073
	黒 羽 高 等 学 校	大田原市前田780	0287-54-0179
	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6	0287-23-8641

１－４　広域物資拠点（一次集積拠点）

県(危機管理防災局)は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点を確保するよう努める。

１－５　地域物資拠点（二次集積拠点）

市（総合政策部）は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

２　災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

（１）建築物の耐震・不燃等堅牢化
（２）非常用電源
（３）県防災行政ネットワーク
（４）耐震性貯水槽（飲料水兼用）、防火水槽
（５）備蓄倉庫

３　離着陸場の整備

市（総合政策部）は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定し、定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

＜資料編２－２３　飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領＞

＜資料編２－２４　飛行場外・緊急離着陸場一覧＞

第１７節　建築物災害予防対策

強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間や電気設備等の浸水防止対策等を図る。

１　一般建築物に対する予防対策

１－１　地下空間浸水対策

市（建設部）は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

１－２　電気設備の浸水対策

県（県土整備部）及び市（建設部）は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

１－３　落下物・飛来物防止対策

市（建設部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

２　防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

２－１　防災上重要な公共建築物

（１）防災拠点（災害対策活動拠点等）＜本章第１６節参照＞

（２）医療救護活動の施設（病院、保健センター等）

（３）応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）

（４）避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）

（５）社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

２－２　防災対策の実施

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

ア　非常用電源の確保

イ　配管設備類の固定・強化

ウ　施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

エ　その他防災設備の充実

３　石綿含有建材使用建築物への予防対策

このことについては、震災対策編第２章第１６節５の規定に準ずる。

第１８節　公共施設等災害予防対策

上下水道等の公共施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

１　上水道施設

上水道施設の管理者（水道局）は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

（１）書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

（２）防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図等を作成する。

（３）貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、貯水施設内の水を安全に確保するよう緊急しゃ断弁等を設置するよう努める。

（４）二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、軽油等の非常用燃料タンク設備の設置に当たっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

（５）施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、中和薬剤、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

（６）配水管路等の改良

老朽管及び耐震適合性の低い管路の布設替えを計画的に行い、管路の強靭化に努める。

（７）応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

（８）応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

（９）重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要になる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

＜資料編２－２５　上水道施設一覧表＞

２　下水道施設

（１）施設の整備

下水道施設の管理者（水道局）は、施設の新設、増設に当たっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋及び放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

（２）危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

＜資料編２－２６　下水道施設一覧表＞

３　廃棄物処理施設

施設管理者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、施設の強靭化や体制整備等の対策を講じておく。

第１９節　危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するための各種予防対策を実施する。

１　消防法上の危険物

本市には、「消防法（昭和２３（1948）年法律第１８６号）」上の危険物を取り扱う危険物施設（以下、本節において「危険物施設」という。）が令和７（2025）年１０月現在６２５箇所ある。その施設について、適時、消防本部が必要な安全対策の指導を行っている。

<資料編２－２８　消防法上の危険物>

<資料編２－２９　危険物規制対象数>

１－１　危険物施設の所有者等が実施する対策

危険物施設の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

（１）大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

（２）自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

（３）従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

（４）防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

（５）近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

１－２　消防本部が実施する対策

消防本部は平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

（１）危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

（２）震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。

（３）既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

（４）危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

２　放射性物質事故対策

県・市町・消防機関等は次の対策を行う。

（１）市（総合政策部・保健福祉部）、県（危機管理消防局）及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

（２）市（総合政策部）、県（危機管理消防局）、消防本部は放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱い物質の種類等の把握に努める。

（３）市（総合政策部）は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

第２０節　学校、社会施設等の災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

１　公立学校の対策

１－１　学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（平成２０（2008）年法律第７３号改題）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職

員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

＜資料編２－３０　学校安全計画・危機管理マニュアル＞

１－２　学校等の防災体制の確立

（１）事前対策の確立

校長等は、台風や雷、豪雨、降雪時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図る。

（２）応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（３）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

１－３　児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校安全計画に基づき学校教育を通じて児童・生徒等の発達段階に応じて次のような防災教育の充実に努める。

（１）自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育む教育を推進する。その際に、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

（２）支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

（３）体験的・実践的な防災教育の推進

学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進する。

１－４　避難訓練の実施

校長等は、学校等における避難訓練を実施し、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

１－５　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市（教育部）及び県（教育委員会事務局）は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

＜資料編２－３１　公立学校等一覧＞

2　社会教育施設の対策

2－1　社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史資料館等の社会教育施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2－2　社会教育施設の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

施設管理者は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

（2）応急対策への備え

施設管理者は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関、情報手段、水道や電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

施設管理者は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

2－3　利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市（産業文化部、教育部）は、社会教育を通じて市民等に対する防災教育の充実に努め地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

（1）防災教育の充実

ア　社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民等への防災教育の充実に努める。

イ　防災教育の実施に当たっては、市民等が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ　災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

（2）避難訓練の実施

本節１－４に準ずる。

（3）職員の防災意識の高揚と指導力の向上

本節１－５に準ずる。

3　私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

4　文化財災害予防対策

市（産業文化部）及び県は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

（1）文化財等の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指

導、助言を行う。

（２）文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者に明確に把握させておくとともに、防火標語等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

（３）「文化財防火デー」（１月２６日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第２１節　自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援

市のみでは対応することができないような大規模災害に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

１　市町相互応援体制の整備

１－１　県内市町間相互応援協定

市（総合政策部）は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援協定」を実施する体制の整備に努める。

＜資料編２－３２　災害時における市町相互応援関係＞

１－２　県との連携強化

市（各部）は県の行う市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施等を行い、より一層の連携体制の強化に努める。

１－３　その他災害時相互応援協定の締結の推進

市（総合政策部）は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

＜資料編２－３３　応援協定締結一覧＞

２　大規模災害に備えた受援計画及び体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

市（総合政策部）は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

県及び市（総合政策部）は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

３　県内消防相互応援体制の整備

３－１　協定の適切な運用

消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

３－２　栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

＜資料編２－３４　特殊災害消防相互応援協定書＞

＜資料編２－３５　栃木県広域消防応援等計画＞

４　消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化

市（総合政策部）は、大規模災害発生時において、消防本部、警察及び自衛隊の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

５　協定先機関等との連携

市（総合政策部）は、災害時に市民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、市民の安全と市民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第２２節　孤立集落災害予防対策

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

１　現状と課題

本市では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が令和６（2024）年４月１日現在で２４箇所存在している。

２　孤立可能性地区の実態把握

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

３　未然防止対策の実施

３－１　道路の整備

市（建設部）は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

３－２　通信手段の確保

市（総合政策部）は、孤立可能性地区においては、電波受信状態の回復や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

４　発生時に備えた取り組みの実施

４－１　市の取り組み

市（総合政策部）は、孤立可能性地区について、災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図るとともに避難先となり得る施設を把握し、非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。その他、ヘリコプターの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

４－２　市及び県の取り組み

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、孤立可能性地区における自主防災組織及び消防団等の資機材整備を支援する。また、自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

４－３　孤立可能性地区の市民等の取り組み

孤立可能性地区に住む市民等は、本章第５節１に記載の市民等の備蓄量３日分を含め、全体で１週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第２３節　災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

１　現状

東日本大震災、平成２７（2015）年９月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等を踏まえ、大量の災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うためには、処理業者との連携が必要である。

２　災害廃棄物等の処理体制の整備

２－１　市の対策

市（市民生活部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

また、市（市民生活部）は、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」に基づき、平時の備えについて努める。

２－２　処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

２－３　県（環境森林部）の対策

県（環境森林部）は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」（令和３（2021）年７月栃木県）に基づき必要な支援を行う。

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部・災害警戒本部の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた災害対策の中枢となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

１　市の活動体制

災害の規模に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第１配備（情報収集・準備）	１．気象警報が発表されたとき。 ２．台風等の発生により被害が予想されるとき ３．その他総合政策部長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第１配備体制に該当する職員
第２配備（警戒）	１．中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ２．その他副市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第２配備体制に該当する職員
第３配備（災害対応）	１．市内に災害救助法が適用されたとき。 ２．大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ３．その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	災害対策本部に関係する職員全員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

＜資料編３－１　配備体制＞

２　災害警戒本部（第１配備体制）

市（総合政策部）は、気象警報が発表されたとき、台風等の発生により被害が予想されるとき、総合政策部長を本部長とし、情報収集、調査を行うため災害警戒本部（第１配備体制）をとる。総合政策部危機管理課職員及び第１配備体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

２－１　災害警戒本部（第１配備体制）の設置及び解散

（１）災害警戒本部設置（第１配備体制）の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部（第１配備体制）を設置する。

ア　気象警報が発表されたとき

イ　台風等の発生により被害が予想されるとき

ウ　その他総合政策部長が必要と認めたとき

（２）設置場所

災害警戒本部（第１配備体制）は、大田原市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部（第１配備体制）を設置することができない場合は、総合政策部長の指定する場所に設置する。

（３）災害警戒本部（第１配備体制）の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部（第１配備体制）は解散する。

ア　被害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

イ　災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

ウ　災害警戒本部（第２配備体制）に移行したとき。

２－２　災害警戒本部（第１配備体制）の業務

災害警戒本部（第１配備体制）は、次の災害対策業務を行う。

（１）災害に関する情報の収集

（２）被害情報の把握

ア　被害が発生した日時、場所

イ　被害の程度

ウ　被害に対してとられた措置

エ　その他必要な事項

（３）被害情報の県への報告

（４）必要に応じて関係部局等への通報

（５）必要に応じて市長等への報告

（６）災害応急対策(小規模)

２－３　災害警戒本部（第１配備体制）の組織及び運営

災害警戒本部（第１配備体制）の組織及び運営は、大田原市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

＜資料編３－２　大田原市災害警戒本部設置要綱＞

２－４　代決者

本部長（総合政策部長）不在時等の意思決定は副本部長（危機管理課長）が行う。

２－５　参集職員

災害警戒本部（第１配備体制）を設置した際に参集する職員は危機管理課職員及び湯津上・黒羽支所当番職員とし、事態の悪化にともない総合政策部長、総合政策部・経営管理部待機当番班、建設部待機当番班、福祉課社会福祉係当番職員、上下水道課当番職員も参集するものとする。

＜資料編３－１　配備体制＞

３　災害警戒本部の設置（第２配備体制）

市（総合政策部）は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部（第２配備体制）を設置し、次の災害対策業務を実施する。

３－１　災害警戒本部（第２配備体制）の設置及び解散

（１）災害警戒本部（第２配備体制）設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

ア　中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

イ　その他副市長が必要と認めたとき。

（２）設置場所

災害警戒本部（第２配備体制）は、大田原市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部（第２配備体制）を設置することができない場合は、副市長の指定する場所に設置する。

（３）災害警戒本部（第２配備体制）の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部（第２配備体制）は解散する。

ア　被害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

イ　災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

ウ　災害対策本部が設置されたとき。

３－２　災害警戒本部（第２配備体制）の業務

災害警戒本部（第２配備体制）は、次の災害対策業務を行う。

（１）災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

（２）災害対策本部の設置に関すること。

（３）災害応急対策の実施に関すること。

３－３　災害警戒本部（第２配備体制）の組織及び運営

災害警戒本部（第２配備体制）の組織及び運営は、大田原市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

＜資料編３－２　大田原市災害警戒本部設置要綱＞

３－４　代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は副本部長（総合政策部長）が行う。

３－５　参集職員

災害警戒本部（第２配備体制）を設置した際に参集する職員は資料編３－１配備体制のとおりとする。

＜資料編３－１　配備体制＞

４　災害対策本部の設置（第３配備体制）

４－１　災害対策本部の設置、解散の時期等

市（総合政策部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和３６（1961）年法律第２２３号）第２３条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（１）設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

ア　市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

イ　市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合。

ウ　その他市長が必要と認めたとき。

（２）設置場所

災害対策本部は、大田原市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

（３）他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

（４）災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

４－２　防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

（１）栃木県危機管理防災局危機管理課

（２）陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊

（３）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

（４）その他の関係機関

４－３　災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱の定めるところによる。

＜資料編３－３　大田原市災害対策本部条例＞

＜資料編３－４　大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱＞

４－４　災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

（１）災害救助法の適用に関すること。
（２）災害応急対策の実施、調整に関すること。
（３）本部の活動体制に関すること。
（４）県、他の市町村への応援要請に関すること。
（５）自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
（６）応援に関すること。
（７）災害広報に関すること。
（８）災害対策本部の解散に関すること。
（９）その他重要な事項に関すること。

４－５　代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が行う。

４－６　災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

＜資料編３－５　災害対策本部職員の証票等＞

５　業務継続性の確保

市（経営管理部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要６要素について定めておく。

第２節　防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

気象予警報、水防警報等を関係機関、市民等に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民等の避難指示等の判断に必要となる情報収集を行う。

１　情報収集伝達体制

市（総合政策部）は、災害発生時の情報の収集、伝達を２４時間３６５日体制で迅速、適切に実施する。

１－１　災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するに当たり、直接指揮に当たる災害対策幹部職員（総合政策部長、危機管理課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

１－２　災害対策主管課（総合政策部危機管理課及び各支所）の体制

（１）緊急登庁体制

災害対策の主管課である市総合政策部危機管理課、湯津上支所及び黒羽支所総合窓口課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡調整に当たる。

（２）連絡体制

市総合政策部危機管理課は、県からの災害情報、気象予警報等を２４時間３６５日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、栃木県火災・災害等即報要領に基づき災害の状況を報告するとともに、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

＜資料編３－８　栃木県火災・災害等即報要領＞
＜資料編３－９　即報基準一覧＞

１－３　各災害対策関係課の体制

（１）緊急登庁体制

各災害対策関係課職員は、待機当番班等の各部局の定めに基づき登庁し、被害情報の収集に当たる。

（２）連絡体制

災害等の状況に応じ、市民等、関係機関等からの情報収集を行うとともに、危機管理課に被害情報等を報告する。

１－４　災害対策関係課職員との連絡手段の確保

災害対策関係課は緊急連絡用連絡網を整備し、災害時における災害対策主管課との緊急通信の確保を図る。

２　警戒情報等の伝達

２－１　気象予警報

気象業務法（昭和２７（1952）年法律第１６５号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第２章第１０節参照）は以下により速やかに通知する。

＜資料編１－４　宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準＞

＜気象注意報・警報の伝達系統＞

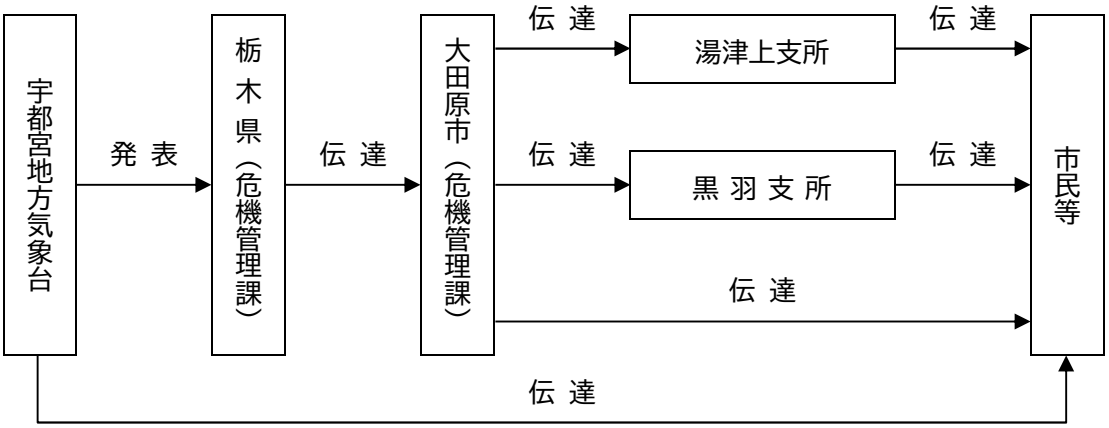

２－２　土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

（１）土砂災害警戒情報

県（県土整備部）は、宇都宮気象台と共同で作成した土砂災害警戒情報を、避難指示等の判断に資するよう市に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じる。市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害警戒区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等に伝達する。

（２）土砂災害緊急情報

国又は県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査を実施し、市が適切に市民等の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を市長に通知するとともに、一般に周知する。

２－３　指定河川の洪水予報

市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、国土交通大臣の指定する河川（那珂川）と栃木県知事の指定する河川（那珂川、箒川、蛇尾川、余笹川）について洪水予報が発表されたときは、洪水浸水想定区域内の市民や要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

○国土交通大臣の指定する河川

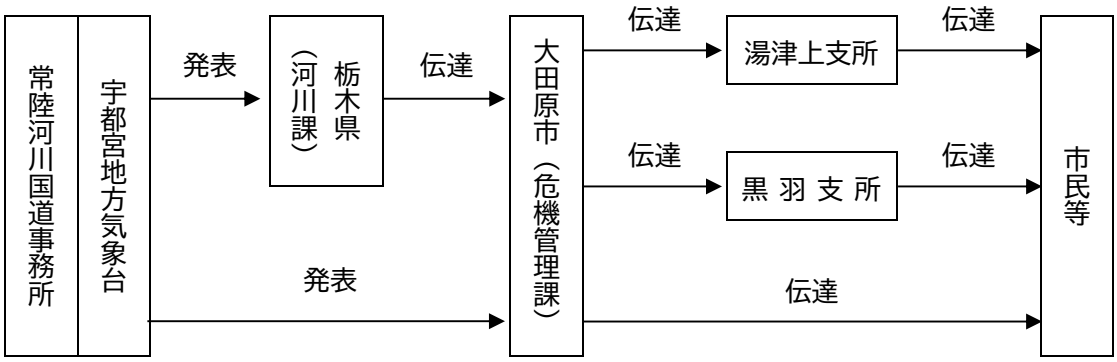

○知事の指定する河川

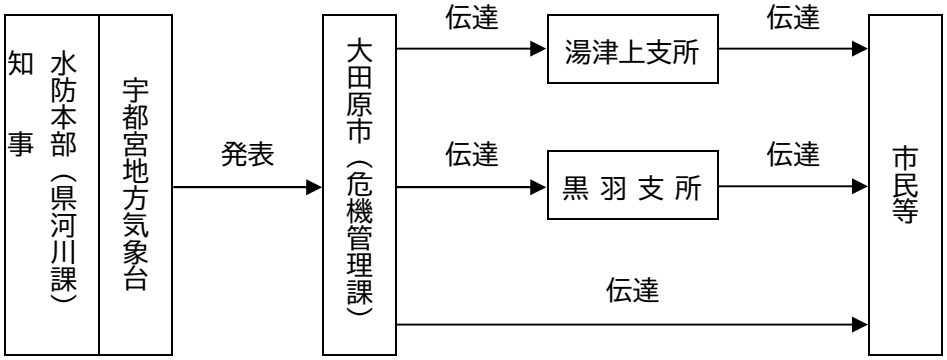

２－４　水防警報

水防団体（市）及び消防本部は、国土交通大臣の指定する河川（那珂川）と栃木県知事の指定する河川（那珂川、箒川、蛇尾川、余笹川）について水防警報が発表されたときは、消防団に伝達し警報の種類に応じた水防活動を行う。

○指定河川の水防警報等の伝達系統（那珂川水防警報）

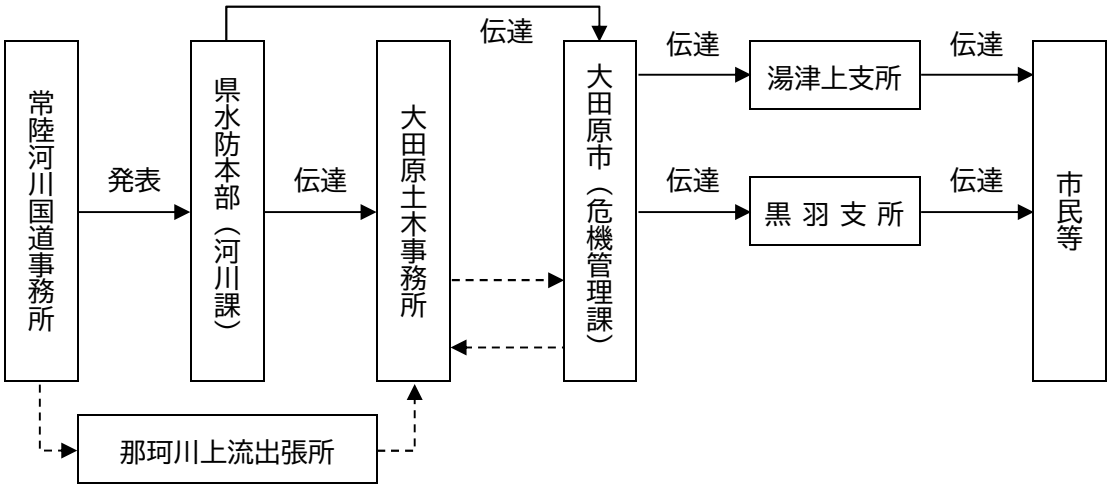

〔補助系統〕

２－５　ダム放流通知

市（総合政策部）は、ダムの放流により水かさが増した河川に市民が近づかないよう、ダム管理者による放流通知を市民等に周知する。

＜ダム放流通報の伝達系統＞

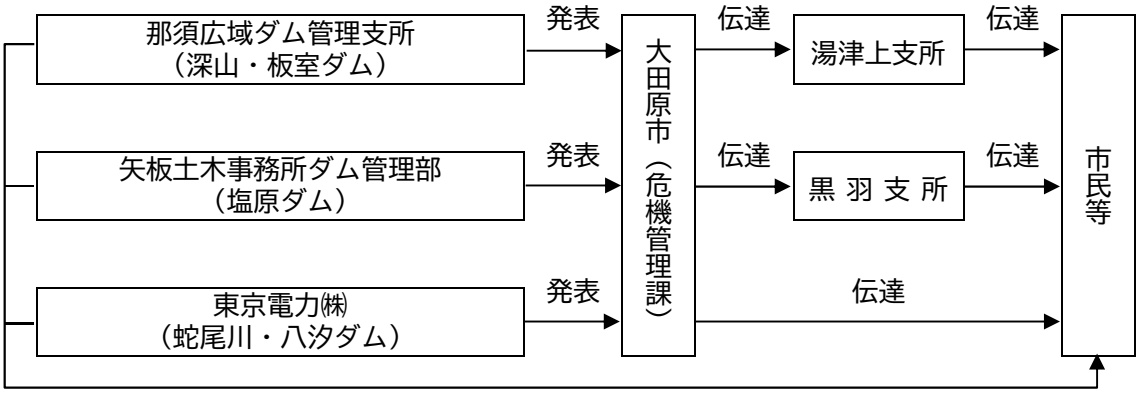

２－６　一般市民等からの通報

（１）発見者（一般市民等）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市（総合政策部）又は警察に通報する。なお、土砂災害警戒区域等において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（大田原土木事務所）、市（総合政策部）又は警察に通報する。

（２）市、警察の処置

ア　異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市（総合政策部）へ通報する。

イ　異常現象や災害による被害の通報を受けた市（総合政策部）は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

３　被害状況等の情報収集

３－１　収集すべき情報

市（総合政策部）は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

（１）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

（２）降雨、降雪、河川の水位状況

（３）市民等の生命財産の安否の状況、市民等の避難の状況

（４）家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況

（５）水道、ガス、電気、通信等の被害状況

（６）要配慮者利用施設の被害状況

（要配慮者利用施設）

社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター等）、医療施設（病院、診療所、助産所等）、学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等）

（７）消防、水防等の応急措置の状況

（８）食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

（９）衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否

(10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況

(11) その他法令に定めがある事項

３－２　市の情報収集

市（総合政策部）は、次の方法により情報の収集を行い、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

（１）職員・消防団員の現地派遣

（２）自治会長、防災士等からの連絡

（３）災害時応援協定による情報収集

３－３　消防本部の情報収集

消防本部は、市民等からの１１９番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報の収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

4　被害状況の報告

（1）市（総合政策部）及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

　また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

（2）市（総合政策部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

＜資料編３－８　栃木県火災・災害等即報要領＞
＜資料編３－９　即報基準一覧＞

5　市の通信手段

　市の災害時の主な通信手段には次のものがある。市（総合政策部・経営管理部）は通信設備の機能維持と通信手段の確保に努め、障害発生時には関係業者と協力して迅速な復旧を行う。また、災害時には電話が輻輳しかかりにくくなることが予測されるため、災害時優先電話をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

通信手段	説明
県防災行政ネットワーク	・衛星電話（自治体、防災関係機関の通信） ・防災情報システム（県への報告、Lアラート発信） ・受令システム
大田原市防災行政無線	遠隔通信でスピーカーを吹鳴させ住民へ情報伝達を行う。
災害時優先電話（NTT）	災害時に電話がかかりにくい場合、発信専用で利用する。（電話番号を災害時優先電話として事前に設定する）。
災害時優先電話（NTTドコモ）	災害時に優先的に発信できる携帯電話
災害時特設公衆電話	災害時の避難所等で避難者が用いる公衆電話

＜資料編２－２０ 市防災行政無線システム屋外スピーカー設置箇所＞
＜資料編２－２２　災害時優先電話登録一覧＞

6　非常通信の利用

　市の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

（1）非常通信の主な経路

　市（総合政策部）と県（危機管理防災局）との間の通信が不通となった場合、県の非常通信計画に基づき、大田原警察署又は那須地区消防本部に発信を依頼して、栃木県警本部を中継して県と通信を行う。

（2）その他通信施設

　非常通信を行う場合に、官公庁、企業、アマチュアなどの総ての無線局は許可業務以外の通信として取り扱うことができるが、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等に発信

を依頼することが望ましい。また、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

＜資料編３－１０　関東地方非常通信協議会構成員表＞

（３）依頼の方法

ア　適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ　通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文２００字以内とする。

ウ　あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ　本文の末尾に発信人名を記載する。

オ　用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

７　市民等への伝達手段

市民等への警報等の伝達は、次の手段により行う。

（１）市防災行政無線による伝達

（２）サイレン等の使用による伝達

（３）消防車（消防団）・市広報車の使用による伝達

（４）よいちメールによる伝達

（５）緊急速報メール（ＮＴＴドコモ・ＫＤＤＩ・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）による伝達

（６）テレビ、ラジオ放送等による伝達

（７）市公式ＳＮＳによる伝達

第３節　浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

浸水、土砂災害、倒木、雪害等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

１　監視、警戒

市長（水防管理者）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

２　浸水被害の拡大防止

２－１　市の活動

市長（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団及び消防本部に対し出動又は出動の準備をさせるとともに、市民等に対する避難の指示等必要な措置を講じる。なお、堤防その他の施設が決壊したときは、市長（水防管理者）、消防団の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

（１）水防管理団体の非常配備

ア　市長（水防管理者）が管下の消防団に非常配備体制をとるための指令は、次の場合に発するものとする。

（ア）市長（水防管理者）が自らの判断により必要と認める場合

（イ）指定河川等の管理者から水防警報を受けた場合

（ウ）緊急にその必要があるとして、指定河川等の管理者からの指示があった場合

イ　本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、市長（水防管理者）はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ　消防機関

（ア）待機

消防団の長は、連絡員を本部に配置して情報を把握することに努め、一般団員を直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

（イ）準備

消防団の長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防団に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

ａ　消防団の団員は所定の詰所へ集合

ｂ　水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成

ｃ　水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

（ウ）出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は市長（水防管理者）が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、市長（水防管理者）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第１次出動

消防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

第２次出動

消防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第３次出動

消防機関員全部が出動して水防活動に入る。

（エ）解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

（２）警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、水消防団員及び消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち

入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

（３）市民等に対する避難の指示

市長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域や場所へ誘導する。

３　土砂災害の拡大防止

３－１　施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市（建設部）、県（県土整備部）及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

３－２　被災宅地危険度判定の実施

市（建設部）及び県（県土整備部）は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民等の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

＜資料編３－１４　大田原市被災宅地危険度判定実施要綱＞

３－３　避難対策

市（総合政策部）、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、市民等、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第６節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

４　河川管理施設等の対策

市（建設部）及び県（県土整備部）は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

５　風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

６　異常降雪時の対策

市（建設部）、県（県土整備部）、国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、降雪による交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

7　倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

市（建設部）は次の石綿飛散等の防止措置を行う。

（1）注意喚起の実施

市民等及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

（2）石綿露出状況の把握

建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に努める。

（3）解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、解体業者、建設・土木業者等に対して、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

（4）解体等工事に関する協議・届出受理

吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等（以下「特定建築材料」という。）が使用されている可能性のある建築物等が完全倒壊するなどして立入れず、目視による事前調査が不可能である場合は、当該解体等工事において注意解体の飛散防止措置等がとられるよう、解体等工事発注者と作業計画等について協議を行う。

（5）解体等工事の情報の把握

（2）及び（4）の外、解体等工事の場所や当該工事の内容等の把握に努める。

（6）解体工事等現場への立入検査等

必要に応じて、倒壊・損壊した被災建築物等の所有者・管理者又は解体等工事受注者・施工者に対して、これらの者が行う石綿飛散・ばく露防止措置についての指導を行うとともに、必要が認められる場合は当該解体工事現場への立入検査を実施する。

（7）環境モニタリング

被災建築物等の倒壊・損壊、解体・補修等に伴う石綿飛散によるばく露への懸念や市民等の不安の解消、適切な石綿飛散・ばく露防止措置促進の観点から、必要に応じて大気中石綿濃度のモニタリングを実施する。

第４節　自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請

自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や他自治体との相互応援協定に基づく応援要請や、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

1　市町村相互応援協力等

1－1　市町村間の相互応援協力

市（総合政策部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応援対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊

急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

（１）「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市（総合政策部）は、同協定に基づき、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、市（総合政策部）は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

（２）協定等に基づく相互応援

市（総合政策部）は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

＜資料編２－３３　応援協定締結一覧＞

（３）県への応援要請

市(総合政策部)は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

１－２　県の応援協力

県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

１－３　県と市町が一体となった応援体制

県（危機管理防災局、経営管理部、総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、栃木県市長会及び栃木県町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

１－４　消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊の活動については、本章第８節の定めるところによる。

２　指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請

（１）市（総合政策部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。

（２）市（総合政策部）は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア　派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ　派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

３　ライフライン関係機関との連携

市（総合政策部）は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

（１）市の災害応急対策活動との調整

（２）ライフライン復旧に当たっての各機関相互の連携

（３）復旧作業に当たって重機等の確保

４　自衛隊派遣要請

４－１　派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

４－２　災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区　　分	活　動　内　容
１　被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
２　避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
３　避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
４　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
５　消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たる。 （消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
６　道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
７　診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
８　人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
９　被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10　救援物資の無償貸付、譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令（昭和３３（1958）年１月１０日総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。

11　危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12　その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

４－３　災害派遣要請の依頼方法

市（総合政策部）は、栃木県知事へ派遣要請を依頼する。なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊に通知し、速やかに県にその旨を通知するものとする。

＜資料編３－６　自衛隊の災害派遣要請・体制＞

第５節　災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

１　災害救助法の適用基準

県（危機管理防災局）は、災害による被害が災害救助法施行令（昭和２２（1947）年政令第２２５号）第１条第１項各号に掲げる基準に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和２２（1947）年法律第１１８号）を適用し救助を実施することを決定する。市（総合政策部）は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

１－１　住家等への被害が生じた場合

（１）市内において住家が滅失した世帯数が８０世帯以上のとき。（１号基準）

（２）市内において住家が滅失した世帯数が４０世帯以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が１，５００以上のとき。（２号基準）

（３）市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が７，０００以上のとき。（３号前段基準）

（４）市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（３号後段基準）

ア　当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）大田原市人口（令和２(2020)年国勢調査人口）　７２，０８７人に基づく適応基準
住家の半焼、半壊は１／２世帯、床上浸水は１／３世帯で滅失した世帯に換算する。

１－２　生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害

について次に掲げる事情があるとき。（４号基準）

（１）当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（２）当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

（３）被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

２　災害救助法の適用に係る報告

（１）市（総合政策部）は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和３５（1960）年５月２日栃木県規則第３５号）第１条第１項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、市（総合政策部）は県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。

ア　災害救助法の適用基準に該当する災害

イ　大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ　他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ　災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ　その他特に報告の指示のあった災害

（２）市（総合政策部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

（３）災害救助法所管課（総合政策部危機管理課）は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

（４）市（総合政策部）は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。

（５）住家の被害認定に当たっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

（６）市（総合政策部）は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、直接内閣府に対して情報提供を行う。

３　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市（各部等）及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

（救助の種類）

（１）避難所の設置

（２）応急仮設住宅の供与

（３）炊出しその他による食品の給与

（４）飲料水の供給

（５）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（６）医　療

（７）助　産

（８）被災者の救出
（９）被災した住宅の応急修理
(10) 学用品の給与
(11) 埋　葬
(12) 死体の捜索
(13) 死体の処理
(14) 障害物の除去
(15) 応急救助のための輸送

４　災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市（総合政策部・保健福祉部）及び県は、下記により救助を実施する。

（１）市（総合政策部・保健福祉部）は、上記第３の救助の種類のうち、（２）以外については、県からの通知により、その事務の全部又は一部を県に代わり行う。

（２）（１）により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。

（３）市（総合政策部）は、（１）による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

（４）救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和４０（1965）年５月１１日付け社施第９９号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

（５）救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

＜資料編３－１１　災害救助法施行細則＞

＜資料編３－１２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)＞

第６節　災害発生時の避難対策

県及び防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性やこども、帰宅困難者への支援や避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

１　避難情報の実施体制

避難情報は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区分	実施者	根拠法	措置	実施の基準
高齢者等避難	市町長	災害対策基本法第５６条第１項・第２項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
避難の指示	市町長	災害対策基本法第６０条第１項・第２項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事	災害対策基本法第６０条第６項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第２５条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第２９条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官	災害対策基本法第６１条第１項・第２項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市町長が立ち退きを指示することができないとき又は市町長から要求があったとき。
	警察官	警察官職務執行法第４条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。
	自衛官	自衛隊法第９４条第１項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第４条の避難の措置をとる。
緊急安全確保措置の指示	市町長	災害対策基本法第６０条第３項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事	災害対策基本法第６０条第６項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官	災害対策基本法第６１条第１項	緊急安全確保措置の指示	市町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。

２　避難指示等の発令

市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対して、次の通り高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の避難指示等を発令する。

市長は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

２－１　高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

２－２　避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

２－３　緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

２－４　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市（総合政策部）は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令するにあたって、避難対象地域、避難先、避難経路、避難の理由、避難時の注意事項、その他の必要事項の周知に努める。

また、避難指示等を発令する際は下表のとおり警戒レベルを付すとともに、市民等が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル１、警戒レベル２は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）市民等は、警戒レベル３で高齢者等は避難、警戒レベル４で全員避難を基本とする。

警戒レベル	市民等が取るべき行動	避難情報
（警戒レベル１）	（災害への心構えを高める）	（早期注意情報）
（警戒レベル２）	（自らの避難行動を確認）	（大雨・洪水注意報等）
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル４	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル５	命の危険　直ちに安全確保	緊急安全確保※可能な範囲で発令

３　警戒区域の設定

市（総合政策部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

３－１　警戒区域と避難指示等の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示等にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

３－２　警戒区域の設定権限

警戒区域は、各法律により定めるとおり下表の者が設定する。

	設定権者	実　施　の　基　準
（1）	市町長 災害対策基本法　第６３条第１項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
（2）	水防団長、水防団員、消防職員 水防法　第２１条第１項	水防上緊急の必要がある場合。
（3）	消防吏員、消防団員 消防法　第２８条第１項、第３６条	火災の現場、水害を除く災害。
（4）	警察官 災害対策基本法　第６３条第２項　他	（1）、（2）、（3）の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合。
（5）	自衛隊法第８３条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法　第６３条第３項	（1）、（4）の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第６３条第１項の措置をとる。

４　避難指示等の周知・誘導

４－１　市民等への周知

避難指示等を発令したときは、当該実施機関は、市民等に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

（1）市防災行政無線による伝達
（2）サイレン等の使用による伝達
（3）自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
（4）広報車の使用による伝達
（5）よいちメールによる伝達
（6）緊急速報メール（ＮＴＴドコモ・ＫＤＤＩ・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）による伝達
（7）テレビ、ラジオ放送等による伝達
（8）市公式ＳＮＳによる伝達

４－２　県への報告

市（総合政策部）は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示を発令したことを了知したときは、速やかに県（危機管理防災局）に報告する。

４－３　関係機関相互の連絡

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、避難の指示を発令したときは、その内容を相互に連絡する。

４－４　避難の誘導

（１）市民等の誘導

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、市民等が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の市民等とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

（２）集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

（３）徒歩帰宅者の支援

市（総合政策部）は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

４－５　案内標識の設置

市（総合政策部）は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

５　避難所の開設、運営

５－１　避難所の開設

（１）市（保健福祉部・教育部）は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。

（２）市（保健福祉部・教育部）は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

（３）市（総合政策部）は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の受入人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

（４）市（総合政策部）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。

（５）市（総合政策部）は、開設している避難所については、リスト化に努める。

（６）市（保健福祉部・教育部）は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

（７）市（総合政策部）は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。

ア　避難所開設（移転）の日時、場所　　イ　受入人員

ウ　開設期間の見込み　　エ　その他必要事項

５－２　避難所の運営

（１）市（保健福祉部・教育部）は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、ＮＰＯ法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。

（２）市（保健福祉部・教育部）は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮するとともに、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報伝達においても多言語表示シートの提示等により配慮する。

　また、障害者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。

（３）市（保健福祉部・教育部）は、衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

（４）市（保健福祉部・教育部）は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（５）市（保健福祉部・教育部）は、避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。

（６）市（総合政策部）は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

（７）市（保健福祉部・教育部）は、避難市民等の実態把握と保護に当たるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。避難所の運営に当たっては次の記録をとる。

ア　避難者名簿の作成　　イ　受入の状況

ウ　転出先の把握　　エ　食料・物資の配給状況

（８）市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性やこどもに対する暴力防止安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。女性専用相談窓口の開設･運営に当たっては、県男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

＜資料編２－１９　避難場所一覧＞

（９）市（総合政策部）は、通信事業者（ＮＴＴ東日本（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話や公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）等の通信施設を設置する。

（10）市（総合政策部）は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
（11）市（保健福祉部・教育部）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど受入能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
（12）市（保健福祉部・教育部）は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

6　避難所におけるトイレ対策

市（総合政策部・保健福祉部・教育部・水道局）は、次の内容で避難所におけるトイレ対策を行う。

6－1　仮設トイレの設置

（1）初動対応として、備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の５０人に１基を目安に設置を行う。
（2）後続対応として、最終的には、避難者の２０人に１基を目安に設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。

6－2　要配慮者に対する配慮

（1）避難所に要配慮者用トイレが設置されていない、又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する。
（2）避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
（3）要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

6－3　快適な利用の確保

（1）被災者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
（2）トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、ゴム手袋、デッキブラシ等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
（3）避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
（4）トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極的設置、プライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

7　避難所以外の公共施設におけるトイレ対策

避難所以外の公共施設の管理者は、施設の被災状況を把握し、必要に応じ、トイレが使用できるよう対応するものとする。

８　要配慮者への生活支援

８－１　要配慮者への日常生活の支援

市（保健福祉部）及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医療品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

８－２　被災児童等への対策

市（保健福祉部）及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

８－３　外国人への対策

市（総合政策部）及び県は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

９　こころのケア対策

市（保健福祉部）は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

10　避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて緊急避難場所を選択し、緊急避難場所が自然発生することから、次の通り車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対する支援に努める。また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

10－１　避難所外避難者の把握

市（保健福祉部・教育部）は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

10－２　必要な支援の実施

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。特に、エコノミークラス症候群等の予防方法について周知を行う。

11　帰宅困難者対策

震災対策編第２章第１１節１に準じて行う。

12　広域避難等

12－１　市外への広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、市単独では十分な避難者受入が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

12－２　県外避難者に関する情報収集

県外へ避難した避難者で、避難生活が長期にわたる場合、県（危機管理防災局）は避難者の支援に資するため情報を収集し、市に提供する。市（総合政策部）は、県と連携して市に関する情報等の提供に努めるものとする。

12－３　広域一時滞在対策

市（総合政策部）は、その市域で災害が発生し、被災した市民等の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した市民等の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災市民等を受け入れなければならない。

また、市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）と協議を行い、被災した市民等について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県（危機管理防災局）に対し、その滞在先の都道府県と被災市民等の受入れについて協議することを求めることができる。また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

13　県外避難者の受入

13－１　初動対応

市（総合政策部、保健福祉部、教育部）は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県（危機管理防災局）に報告するとともに、原則として避難所を開設する等、その受入に努める。また、市（総合政策部、保健福祉部、教育部）は県が行う次の対応に協力する。

（１）受入方針の決定

県（危機管理防災局）は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

（２）避難所の設置

県（危機管理防災局）は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、指定避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

（３）避難所の運営

市は、原則として本節５－２に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

（４）総合案内所の設置

県（危機管理防災局・その他部局）は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア　テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ　県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理
ウ　県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応
エ　県外広域避難所に関する情報提供
オ　その他必要と認められる措置

（５）避難環境の整備

県（各部局）は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア　県営住宅、市営住宅（県土整備部）
イ　ホテル、旅館等（産業労働観光部）
ウ　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）（県土整備部）
エ　雇用促進住宅その他国有施設（産業労働観光部・危機管理防災局）

13－２　避難者の支援

（１）県外避難者情報の収集

県（危機管理防災局）は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

（２）県外避難者への総合的な支援

県（生活文化スポーツ部・危機管理防災局・その他部局）及び市は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して本節５～８に準じた県外避難者の支援に努める。

（３）県外避難者への情報提供

県（危機管理防災局・その他部局）は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

（４）県外避難者の地域コミュニティの形成支援

県（生活文化スポーツ部・危機管理防災局）及び市は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、ボランティア、ＮＰＯ法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

14　被災者台帳の作成

市（保健福祉部・教育部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

（１）氏名
（２）生年月日
（３）性別
（４）住所又は居所
（５）住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
（６）援護の実施の状況
（７）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

（８）その他必要事項

第７節　災害警備活動

警察が行う警戒警備及び社会秩序維持活動に協力し、市民等の生命、身体、財産の保護に努める。

１　被災地、避難場所等の警戒警備への協力

市（総合政策部）、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、避難所内での混乱を防止するため、警察が行う被災地及びその周辺におけるパトロール、避難所等の定期的な巡回等に協力する。

２　社会秩序の維持

市（総合政策部）、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の犯罪防止のため、被災者への知識の啓発を図る。

第８節　救急・救助活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

１　市民等及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防本部の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

１－１　関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

１－２　初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護に当たる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護に当たる。

１－３　消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施に当たる者は、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協

力する。

2　市及び消防機関の活動

市（総合政策部）及び消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

2－1　救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2－2　救急活動の実施

（1）市（保健福祉部）は、直ちに那須郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護に当たる。

（2）多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

（3）重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

3　県消防防災ヘリコプター等の運用

市（総合政策部）は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

3－1　県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

3－2　緊急運航の要請

市長又は消防本部消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉

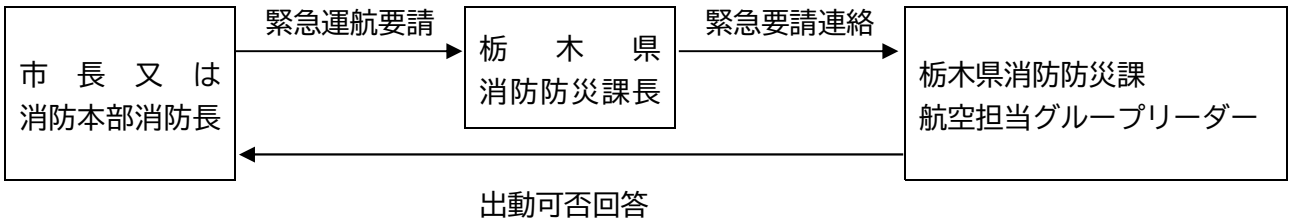

３－３　ヘリコプター活動体制

市（総合政策部）及び消防本部は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。

また、市（総合政策部）及び消防本部は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

＜資料編２－２４　飛行場外・緊急離着陸場一覧＞

４　消防相互応援等

４－１　消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

（１）「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

＜資料編２－３４　特殊災害消防相互応援協定書＞

＜資料編２－３５　栃木県広域消防応援等計画＞

（２）その他の協定

大田原市が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

＜資料編２－３３　応援協定締結一覧＞

４－２　緊急消防援助隊

被災地消防本部の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県（危機管理防災局）は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

（１）要請手続

ア　消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、県（危機管理防災局）に応援要請を行う。県（危機管理防災局）は、当該要請を受けた場合、災害の状況及び県内の消防力勘案の上、国に対し応援要請を行う。

イ　消防本部消防長は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

（２）指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

５　消防本部、県警察、自衛隊との連携強化

市（総合政策部）は、災害応急対策活動に当たって、消防本部、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

５－１　相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

５－２　自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部、県警察と連携して活動に当たる。

５－３　連絡調整員の現地派遣

各機関は、市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施に当たって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

〈主な調整内容〉

ア　被災者の検索、救助における地域の割り当て

イ　一斉合同捜索活動の実施

ウ　救助のための人員、資機材等の確保

エ　交通規制の実施

５－４　救出・救助活動等への協力

市（総合政策部）は消防、警察等から依頼があった際には、災害時協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

第９節　医療救護活動

関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

１　市の実施体制

市（保健福祉部）は、災害の状況により那須郡市医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。市のみでは対応が十分でない場合は、県（保健福祉部）、関係機関に協力を要請する。

２　県の実施体制

県（保健福祉部）は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。

また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、ＤＭＡＴ指定病院に対して、ＤＭＡＴの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、ＤＰＡＴ登録医療機関等に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に保健医療福祉調整本部を、被災地に医療圏域別保健医療福祉調整本部を設置する。保健医療福祉調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、その他関係団体で構成する「災害医

療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。医療圏域別保健医療福祉調整本部は、医療圏別保健医療福祉調整本部会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

２－１　県の組織する救護支援班の編成

広域健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、市の要請を受けて活動する。

２－２　災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において１班以上の救護班を編成する。

災害拠点病院（県北）・・・那須赤十字病院

２－３　医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班を編成する。

那須郡市医師会・・・３班（災害拠点病院の那須赤十字病院を含む）

２－４　ＤＭＡＴ指定病院のＤＭＡＴ

次のＤＭＡＴ指定病院においては、１チーム以上のＤＭＡＴを編成する。

那須赤十字病院

※ＤＭＡＴ　「医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム　Disaster Medical Assistance Team」

３　救護所の設置

市（保健福祉部）は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある市内又は近隣市町の医療機関の一部及び助産所を充てる。

＜資料編３－１３　那須郡市医師会医療機関の収容能力一覧表＞

４　医療施設の応急復旧

市（保健福祉部）は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第１０節　緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

１　実施体制

市（総合政策部・市民生活部）は、被災者の輸送を行う。市での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

２　輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

２－１　第１段階　救出救命期

（１）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
（２）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
（３）国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
（４）後方医療機関へ搬送する負傷者等
（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

２－２　第２段階　避難救援期

（１）上記２－１の続行
（２）食料、水等生命の維持に必要な物資
（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送
（４）輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

２－３　第３段階　応急対策期・復旧復興期

（１）上記２－２の続行
（２）災害復旧に必要な人員及び物資
（３）生活必需品

３　輸送手段の確保

３－１　市の確保体制

（１）市（総合政策部・市民生活部）は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。
（２）市（総合政策部・市民生活部）は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して車両の派遣を要請する。
（３）市（総合政策部・市民生活部）は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。
　ア　輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
　イ　車両等の種類、台数

ウ　輸送を必要とする区間、借り上げ期間
エ　集結場所、日時
オ　その他必要事項

３－２　防災関係機関の確保体制
防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

３－３　営業用車両等の費用の基準
輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

４　輸送拠点の確保
市（総合政策部・市民生活部）及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な物資拠点を確保する。

４－１　緊急輸送道路の整備
市（建設部）、県、国土交通省関東地方整備局その他の道路管理者は、緊急輸送道路の維持保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送道路として確保する。
緊急輸送道路が使用不能となった場合は、指定道路に代わるべき市道、林道、農道等を確保する。

４－２　物資拠点の確保
救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資拠点をあらかじめ確保しておく。
○広域災害対策活動拠点等（第２章第１６節１参照）

区　　分	施　設　名	住　　所	電話番号
広域災害対策活動拠点	那須野が原公園	那須塩原市千本松801-3	0287-36-1220
地域災害対策活動拠点	大田原高等学校	大田原市紫塚3-2651	0287-22-2042
	大田原女子高等学校	大田原市元町1-5-43	0287-22-2073
	黒羽高等学校	大田原市前田780	0287-54-0179
	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6	0287-23-8641

第１１節　物資・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達、供給体制を確立する。

１　基本方針
１－１　実施体制
市（総合政策部）は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。

市単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

１－２　季節への配慮

市（総合政策部）は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

１－３　要配慮者への配慮

市（総合政策部・保健福祉部）は、難病患者、透析患者などの病者、乳幼児・妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

２　給食

２－１　供給の対象

市（保健福祉部・産業文化部）は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

（１）炊き出し等による給食を行う必要がある被災者

（２）ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者

（３）被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

２－２　食料の調達、供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業文化部）は食料の供給を実施するに当たり、市内に分散備蓄している食料及び市内外の小売業者との協定等により、食料を調達するものとする。なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

２－３　要配慮者への配慮

市（保健福祉部）は適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

２－４　食料の配給

供給する食料は、被災者が直ちに食することが出来る現物によるものとし、備蓄の缶詰や調達したパンの支給、調達した米穀等の炊き出しにより行う。

炊き出しにおいて、災害救助用米穀等を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することが出来る。また、日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くの給食施設等を有する既存の施設を利用して調理する。

３　給水

３－１　供給の対象

市（水道局）は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、１人１日３リットルを基準とする応急給水を行う。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得

て実施する。

３－２　飲料水の確保対策

（１）市（水道局）は、応急用飲料、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

＜資料編２－２５　上水道施設一覧表＞

（２）市（水道局）は、災害の発生に備え、災害用浄水器の整備に努める。

（３）市（総合政策部）は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

３－３　給水活動

（１）市（水道局）は、給水班を組織して給水活動を行う。

（２）市（水道局）は、被災市町村から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

３－４　応急用飲料水以外の生活用水の供給

市（水道局）は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

４　生活必需品等の供給

４－１　供給の対象

住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に生活必需品を供給する。

４－２　生活必需品等の確保

市（保健福祉部・産業文化部）は、市の物資供給協定先に対して、生活必需品の供給を依頼する。県（危機管理防災局）は、市において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、物資を供給する。

第１２節　農林業関係対策

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

１　家畜伝染性疾病予防体制

市（産業文化部）は、次の家畜伝染性疾病予防対策・応急対策、死亡獣畜の処理対策を講じる。

１－１　予防対策・応急対策

（１）家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

（２）伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

（３）その他必要な指示の実施

１－２　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第１３節３に準じて行う。

２　農地・農業用施設等の応急対策

２－１　施設の点検、監視等

（１）施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

（２）関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市（産業文化部）、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

（３）災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（消防本部を含む）、警察に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

２－２　災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

（１）被害状況の把握

市（産業文化部）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については那須農業振興事務所、林業用施設については県北環境森林事務所）に報告する。

（２）応急対策の実施

市（産業文化部）及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

また、施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア　発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市（産業文化部）、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ　土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ　集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

エ　ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

オ　施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

２－３　農林業共同利用施設

農林業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

（１）施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

また、施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市（産業文化部）、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

（２）災害応急対策

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、那須農業振興事務所及び県北環境森林事務所に報告する。

第１３節　保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬等、動物の管理の的確な実施を図る。

１　保健衛生対策

１－１　二次健康被害対策

（１）実施体制

市（保健福祉部）は、各避難所を巡回し、被災地生活に伴い生じる慢性疾患の悪化、生活不活発病、メンタルヘルスの不調等の健康課題を迅速に把握し、対応する。市のみで対応が困難な場合は、県北健康福祉センター等の関係機関に応援を求めて実施する。

（２）実施方法

市（保健福祉部）は、保健衛生活動の詳細を定めた「大田原市災害時保健衛生活動マニュアル」を作成し、平時から関係部署との共通認識を図る。なお、マニュアルは毎年検討を行い、必要に応じて見直しを行うことで、災害時の保健衛生活動が円滑に行われるよう努める。

１－２　感染症対策

（１）実施体制

市（保健福祉部・市民生活部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

（２）実施方法

市（保健福祉部・市民生活部）は、被災者の健康管理を担当する保健対策班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う生活衛生対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

１－３　栄養指導対策

（１）実施体制

市（保健福祉部）は食糧の供給に当たり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

（２）実施方法

ア　県（保健福祉部）が実施する対策

（ア）栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて広域健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化をはかる。

（イ）人材及び特別用途食品などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

イ　県北健康福祉センターが実施する対策

（ア）被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

（イ）被災者の栄養指導

県北健康福祉センターは、市（保健福祉部）と連携して被災者の栄養指導を行う。

（ウ）食事提供（炊出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材･調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導･助言を行う。

（エ）巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

（オ）食生活の相談・指導の実施（避難行動要支援者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

（カ）特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導し、飲食の早期平常化を支援する。

２　遺体取扱対策

２－１　遺体の捜索

（１）実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の捜索は、原則として市（総合政策部）が警察、消防機関の協力のもとに実施する。

（２）実施方法

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

（３）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア　対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者。

イ　費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費。

ウ　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

２－２　遺体の処置、収容及び検案（検視）

（１）実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市（保健福祉部・市民生活部）が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

（２）実施方法

市（保健福祉部・市民生活部）は、遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たって、次の方法により衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア　那須郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ　身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ　捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

２－３　遺体の埋葬等

（１）実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬等を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（市民生活部）が遺体の応急的な埋葬等を行う。

市で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行なわれるよう調整を要請する。

（２）埋葬等の実施方法

ア　民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ　災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

ウ　縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋蔵する。

エ　遺体を土中に葬る場合は、市営墓地の中に所要の地積を確保する。市営墓地に地積の確保が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

＜資料編３－１１　災害救助法施行細則＞

３　動物取扱対策

３－１　動物保護管理対策

（１）実施体制

市（市民生活部）は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支所で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

（２）市が実施する対策

ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やＦＡＸを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

３－２　死亡獣畜の処理

（１）実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市（市民生活部・産業文化部）が行う。

（２）市が実施する対策

市（市民生活部・産業文化部）は、死亡獣畜の回収等適切な措置を実施し、死亡獣畜の処理は死亡獣畜取扱場で行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ア　移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

イ　移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

第１４節　障害物等除去活動

被災市民等の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

１　宅地内障害物の除去

市（市民生活部、建設部）は、市民等に対し家屋等の内外に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で支援する。

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

＜資料編３－１１　災害救助法施行細則＞

２　河川の障害物の除去

河川にある障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

３　道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去する。

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、重要物流道路及び緊急輸送路を優先するなど重要度や緊急度に応じて除去する。

４　放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がいない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

４－１　措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

４－２　県公安委員会との連携

（１）指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

（２）県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

（３）国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

５　障害物集積所の確保

市（市民生活部、建設部）は、障害物の除去に当たって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

６　除雪活動

６－１　家屋等の除雪活動

市（建設部）は、市民等に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

６－２　公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第１５節　災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

１　災害廃棄物の処理

１－１　体制整備・情報収集

市（市民生活部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

１－２　発生量及び処理可能量の推計

市（市民生活部）は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物（自然災害に起因し生活環境保全上支障とな

るもの)の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

１－３　市民等への周知

市（市民生活部）は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民等へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

１－４　仮置場の設置・運営

市（市民生活部）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

また、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

１－５　収集運搬

災害廃棄物は、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市（市民生活部）が収集運搬を行う。

市（市民生活部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

１－６　処分・再資源化

市（市民生活部）は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年９月環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

２　し尿・避難所ごみ・生活ごみ

２－１　体制整備・情報収集

市（市民生活部・水道局）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

２－２　発生量及び処理可能量の推計

市（市民生活部・水道局）は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

２－３　市民等への周知

市（市民生活部）は、排出方法等について、市民等へ広報するとともに、県と情報を共有する。

２－４　収集運搬

市（市民生活部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

２－５　処分・再資源化

市（市民生活部）は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

３　水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（市民生活部）は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

３－１　仮置場

水が引くと、被災市民等が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

３－２　収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

３－３　処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については優先して処理を行う。

４　国庫補助制度の積極的活用

処理に当たっては、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第１６節　学校・社会施設等の応急対策

児童生徒等の生命、身体の安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

１　応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

（１）児童生徒、教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。

（２）災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。

（３）当該教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止

など児童・生徒等の安全確保に努める。

2　応急時の教育の実施

2－1　教育施設の確保

（1）市教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

災　害　の　程　度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1　公民館等公共施設 2　隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1　市民等の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2　応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

（2）被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

2－2　教職員の確保

市（教育委員会）及び県教育委員会は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

（1）災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。

（2）被災の状況がひどく、（1）によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。

3　防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市（保健福祉部・教育部）に協力する。

4　学用品の調達・給与

市（教育委員会）は、必要な教科書について、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

5　文化財の保護

5－1　災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

5－2　災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

6　文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

7　社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市教育部又は県教育委員会に報告する。

第１７節　住宅応急対策

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

1　実施体制

1－1　実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市（建設部）が行い、県はこれに協力する。ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

1－2　応急住宅の供給方針

原則として既設の公的住宅等とし不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

２　公営住宅等の一時供給

２－１　対象

入居者は次の条件をすべて満たす者とする。また、入居者の選定に当たっては公平を期するほか、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

（１）災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。

（２）居住する住家がないこと。

（３）自己の資力では住宅を確保することができないこと。

２－２　供給する公営住宅等の確保

（１）市（建設部）は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。

（２）市内で確保できない場合、市（建設部）は、県に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを依頼する。

３　応急仮設住宅の供給

県（県土整備部）は、災害救助法が適用された場合、高齢者・障害者等の要配慮者に配慮し、応急仮設住宅を供給する。

３－１　設置予定場所

市（建設部）はあらかじめ決定した建設候補地をリスト化し、県に報告する。

３－２　実施方法

（１）県による建設等

県による直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

＜資料編３－１６　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書＞

（２）民間賃貸住宅の借上げ等

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

４　被災住宅の応急修理

県（県土整備部）は災害救助法が適用された場合、栃木県災害救助法施行細則の定めるところにより住宅の応急修理を実施する。市（建設部）は業者活用等により周知を実施する。

＜資料編３－１１　災害救助法施行細則＞

５　民間賃貸住宅に関する情報の提供

市（建設部）は、自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対して、県（県土整備部）から提供される民間賃貸住宅の空き家情報を提供する。

第１８節　インフラ施設等応急対策

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

１　道路施設（市、県）の対策

１－１　被害情報の収集

市（建設部）及び県（県土整備部）は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

１－２　被害情報の伝達

（１）市（総合政策部・建設部）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

（２）市（建設部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

１－３　応急措置

市（建設部）は次の応急措置を行う。

（１）緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

（２）交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第４７条の５に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

（３）交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、重要物流道路及び緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

（４）二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

（５）道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

２　ライフライン関係施設の対策

市（水道局）は次の対策を行う。

２－１　上水道施設

（１）被害情報の収集、伝達

災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

（２）応急措置

被災した上水道施設を短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、生活機能の回復維持に努める。

ア　工事業者への協力依頼

被害の状況により大田原管工事工業協同組合へ応急復旧の協力を要請する。なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ　送配水管等の復旧手順

（ア）送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

（イ）臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ　仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

エ　通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

オ　洗管作業

消火栓等から排水し洗管を行い、水道水の色、にごり、残留塩素濃度の確認を行う。

（３）広報

給水場所をあらかじめ広報紙等で周知しておくとともに、災害の発生時は広報活動によりその場所を市民等に知らせる。また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

（４）応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

＜資料編２－２５　上水道施設一覧＞

２－２　下水道施設

（１）被害情報の収集、伝達

災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民等への広報に努める。

（２）応急措置

ア　下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安

全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ　処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

＜資料編２－２６　下水道施設一覧＞

第１９節　危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

１　災害の拡大防止活動

（１）事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

（２）市（各部等）、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

２　危険物等の大量流出に対する応急措置

市（市民生活部・建設部）は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

３　避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、市（総合政策部）が行う避難対策は、本編第３章第６節に準じる。

第２０節　広報活動

市民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

１　広報の内容

市（総合政策部）及び消防本部は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、（10）については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

（１）災害の規模、被害の状況に関する事項
（２）避難指示等に関する事項
（３）犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
（４）医療救護活動に関する事項
（５）交通規制等に関する事項
（６）食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
（７）保健衛生に関する事項
（８）道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
（９）電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
（10）被災者の安否に関する情報
（11）ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
（12）問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
（13）その他関係機関の応急対策に関する事項
（14）市民等の心得等人心の安定のために必要な事項
（15）その他必要な事項

２　広報の方法

市は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民等に的確な情報提供を実施する。

２－１　報道機関を通して行う災害情報等の提供

市（総合政策部）は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに「記者クラブ」に発表し、報道機関に提供する。なお、記者クラブ非加盟の報道機関（他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等）に対しても、同様の災害情報等を提供する。

２－２　ワンストップ相談窓口の開設

市（総合政策部）は、必要に応じ、本部広報班に「ワンストップ相談窓口」を設置し、対策本部からの各種情報に基づき、市民等からの問い合わせ・相談等に対応する。「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、パソコン通信等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

２－３　要配慮者等への配慮

（１）市（総合政策部）は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
（２）市（保健福祉部）は、視聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。特に、視聴覚障害者に対する情報支援に当たっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。
（３）市（総合政策部）は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

２－４　各種広報手段の活用

市（総合政策部）は、市民等に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

（１）被災地や避難場所等への市有車両（市広報車等）の派遣による、被災者への呼びかけ、印刷物の配布と掲示、被災状況の把握や要望・苦情の収集
（２）市防災行政無線による放送
（３）避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
（４）各種団体やボランティアの支援等による、点字や録音テープ、多言語での災害情報に関する広報紙、チラシ、ビラ等の作成・配布
（５）新聞広告への掲載
（６）ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供
（７）ボランティアの支援による情報の収集や広報活動
（８）消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

３　記録写真等の収集

市（総合政策部）は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第２１節　ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

１　ボランティアの受入・活動支援

１－１　災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

（１）災害・安否・生活情報の収集・広報
（２）炊き出し、その他の災害救助活動
（３）医療、看護
（４）高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
（５）清掃、保健衛生活動
（６）災害応急対策物資・資材の輸送、配分
（７）家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（８）災害応急対策事務の補助
（９）その他災害応急対策に関する業務

１－２　ボランティア活動の支援調整

（１）体制の整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整に当たっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

（２）市及び市社会福祉協議会等の活動

市（保健福祉部）は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会連合会、及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなど、市民等やボランティアへの周知を図る。

＜資料編３－１７　災害ボランティアセンターの概要＞

２　義援物資・義援金・寄附金の受入・配分

２－１　義援物資の受入

（１）義援物資の受入

市（保健福祉部）及び県は、義援物資に関する対応方針について、市ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

（２）義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

２－２　義援金の受入・配分計画

（１）義援金配分委員会の設置

義援金の配分を公平に行うため、大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱により同委員会を設置する。

（２）義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

（３）義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、被災市民等に対して配分を行う。

（４）配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

＜資料編３－１８　大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱＞

第２２節　孤立集落応急対策

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

1　孤立実態の把握

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、通信途絶の地域がある場合、必要に応じてヘリコプターを活用し、職員の現地派遣や災害時協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

2　通信体制の確保

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、通信の途絶を解消するため通信機関等と連携し職員の派遣等により、通信体制の確保を図る。

3　生活必需物資等の輸送

市（総合政策部・保健福祉部）及び県（危機管理防災局）は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資等の輸送をヘリコプターや、災害時協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

4　道路の応急復旧

市（建設部）及び県（危機管理防災局）は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1　基本的方向の決定

（１）実施体制

市（各部等）及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

（２）市民との協同

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

（３）国等職員の派遣要請

市（各部等）及び県は、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

２　計画的復興の推進

２－１　復興推進本部の設置

市（総合政策部）は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

２－２　復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は国の復興基本方針に則して県復興方針を、市（建設部）にあっては、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

２－３　都市復興計画

市（建設部）及び県は、都市復興計画に関する計画の作成に当たっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

（１）復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

（２）必要に応じて定める事項

ア　川の治水安全度の向上

イ　土砂災害に対する安全性の確保

ウ　避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

エ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

オ　建築物や公共施設の耐震化、不燃化

カ　耐震性貯水槽の設置

（３）新たなまちづくりの展望、作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し行うこと。

第２節　住民生活の早期再建

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

１　被災者のための相談、支援

市（総合政策部）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整えるものとする。

さらに、必要に応じて、災害時協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

２　罹災証明書の発行

市（経営管理部）は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　租税の減免等の措置

市（経営管理部・市民生活部）は、災害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき、市税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の措置を実施する。

４　被災者生活再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火その他の異常な自然現象による災害時に、被災者生活再建支援制度による被災者生活再建支援金が支給される。

４－１　支給手続

市（総合政策部）は、被災者による支給申請を受け付け、確認とりまとめのうえ県（危機防災管理局）に提出する。県（危機防災管理局）は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

【支援金支給事務手続】

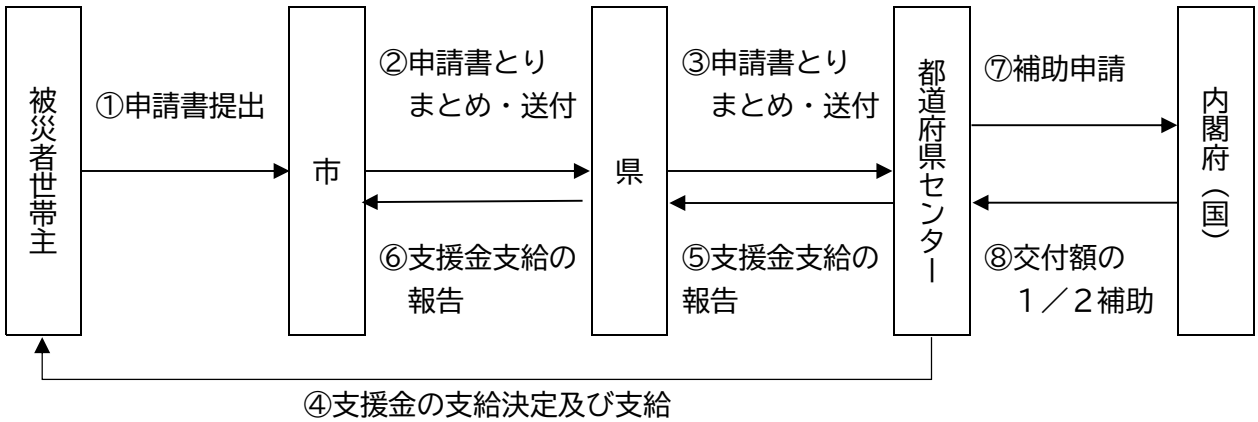

４－２　対象となる災害

被災者生活再建支援制度は、次のいずれかに該当する災害に対して適用される。

（１）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害

（２）１０世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害

（３）県内で１００世帯以上の住宅が全壊した自然災害

（４）県内のいずれかの市町において（１）又は（２）に規定する被害が発生している場合で、市内で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口１０万人未満の市町に限る）

（５）本県に隣接する都道府県で（３）又は（４）に規定する被害が発生している場合で、（１）から（３）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、市内で全壊５世帯以上の被害が発生した自然災害（人口１０万人未満の市町に限る）

（６）（３）または（４）に規定する都道府県が２以上ある場合に、市内で５世帯（人口１０万人未満の市町に限る）以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

４－３　支給対象世帯

被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援制度の対象となる災害発生時に、次のいずれかに該当する世帯に支給される。

（１）居住する住宅が全壊した世帯

（２）居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

（３）災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（４）居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（５）居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

４－４　支給金額

下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

	世帯人員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建築・購入	補　修	賃　借
全壊・解体・長期避難世帯	単数	２２５	７５	１５０	７５	３７．５
	複数	３００	１００	２００	１００	５０
大規模半壊世帯	単数	１８７．５	３７．５	１５０	７５	３７．５
	複数	２５０	５０	２００	１００	５０
中規模半壊	単数	７５	―	７５	３７．５	１８．７５
	複数	１００	―	１００	５０	２５

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

５　栃木県被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されない区域における暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害について、被災世帯数の規模等により同法と同一の支援金が被災世帯に支給される。

【支援金支給事務手続】

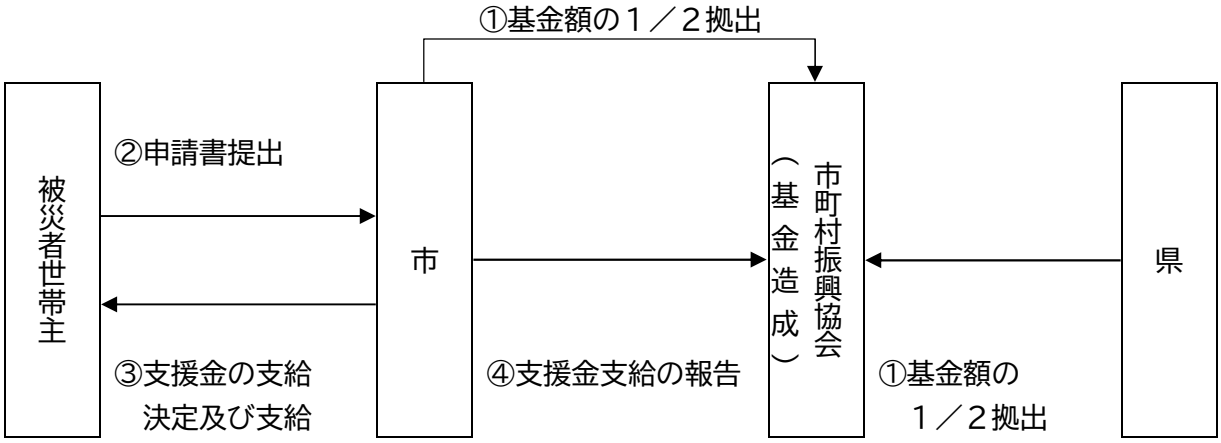

6　融資・貸付・その他資金等の支援

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部・県土整備部・危機管理防災局）は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援を行う。

市（総合政策部）は、市民に対する県の支援制度の周知に努める。

〇融資・貸付・その他資金等の例（その他条件あり）

	名称	概要	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者がある場合に、その遺族に対し弔慰金を支給する	県（危機管理防災局） 市（保健福祉部）
	災害障害見舞金	災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し見舞金を支給する	県（危機管理防災局） 市（保健福祉部）
貸付	災害援護資金貸付金	災害により受けた世帯の世帯主に対し資金の貸付を行う	県（危機管理防災局） 市（保健福祉部）
	生活福祉資金	災害弔慰金の対象にならない小規模な災害や、災害援護資金の貸付対象とならない規模の災害で被害を受けた世帯に対し資金の貸し付けを行う	県（保健福祉部） 市社会福祉協議会
	災害復興住宅融資	自然現象や住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害が生じた住宅の所有者等に融資を行う	住宅金融支援機構 県（県土整備部）
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた、県内に１年以上居住及び勤労する者に資金の貸し付けを行う	労働金庫 県（産業労働観光部）
	中小企業融資 （県制度融資）	災害により被害を受けた中小企業者	県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫
	災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金）	災害条例の適用市町村長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等
	農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	市長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合　等
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資 ・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、「農林漁業セーフティネット資金（災害）」	市長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫

※罹災証明書の交付については、市（経営管理部）が行う

＜資料編４－１　本県の主な金融支援制度＞

7　被災者への制度の周知

県、市（総合政策部）及び関係機関は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

（1）放送、新聞広報
（2）広報車、広報紙、チラシ
（3）防災行政無線、ラジオ放送、
（4）市及び関係機関等のホームページ
（5）市公式ＳＮＳ

第３節　インフラ施設等の早期復旧

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査・把握し、復旧事業を実施する。

1　迅速な原状復旧

市（各部等）、県及びその他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧に当たるものとする。

（1）施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
（2）施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。
（3）地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
（4）ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
（5）施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

2　災害復旧事業の種別

国の直轄、また国が負担、補助して地方公共団体が実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課等
1　公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）		
（1）河　川	国土交通省	河川課
（2）砂防設備	国土交通省	砂防水資源課・河川課
（3）林地荒廃防止施設	農林水産省	森林整備課
（4）地すべり防止施設	国土交通省	砂防水資源課・河川課
	農林水産省	農地整備課・森林整備課
（5）急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	砂防水資源課・河川課

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課等
（6）道　路 （7）水　道 （8）下水道 （9）公　園	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	道路保全課・河川課 上下水道課・河川課 上下水道課・河川課 都市整備課・河川課
2　農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） （1）農地・農業用施設 （2）林業用施設 （3）共同利用施設	 農林水産省 農林水産省 農林水産省	 農地整備課 林業木材産業課・森林整備課 環境森林部・農政部
3　文教施設等災害復旧事業 （1）公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （2）私立学校施設（激甚災害法） （3）公立社会教育施設（激甚災害法） （4）文化財	 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	 施設課 文書学事課・こども政策課 生涯学習課・スポーツ振興課 文化振興課
4　保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 健康増進課 感染症対策課 障害福祉課 医薬・生活衛生課
5　社会福祉施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 人権男女共同参画課
6　児童福祉施設等災害復旧事業	こども家庭庁	保健福祉課 こども政策課 障害福祉課
7　廃棄物処理施設災害復旧事業	環　境　省	資源循環推進課
8　医療施設災害復旧事業 （1）公的医療機関 （2）民間医療機関（資金融資）	 厚生労働省 厚生労働省	 医療政策課 医療政策課
9　都市施設災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） （1）街　路 （2）都市排水施設等 （3）堆積土砂排除事業 （4）湛水排除事業	 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	 都市整備課 都市整備課 都市整備課 都市整備課

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課等
10　住宅災害復旧事業（公営住宅法）		
（１）罹災者公営住宅の建設	国土交通省	住宅課
（２）既設公営住宅の復旧	国土交通省	住宅課
（３）既設改良住宅の復旧	国土交通省	住宅課
11　災害関連緊急事業		
（１）災害関連緊急治山事業	農林水産省	森林整備課
（２）災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省	森林整備課
（３）災害関連緊急砂防事業	国土交通省	砂防水資源課
（４）災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省	砂防水資源課
（５）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	砂防水資源課
（６）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）	国土交通省	砂防水資源課
（７）災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省	砂防水資源課
（８）災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省	砂防水資源課
12　その他の災害復旧事業等		
（１）鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省	交通政策課
（２）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	〃	（各事業所管課）
（３）その他の復旧事業	（関係省庁）	（関係課）

３　災害復旧事業実施方針

３－１　災害復旧事業計画の策定

市（各部）は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

３－２　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

４　激甚災害の指定に関する計画

４－１　計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

４－２　激甚災害に関する調査

市（各部等）は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

４－３　激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

（１）激甚災害指定手順

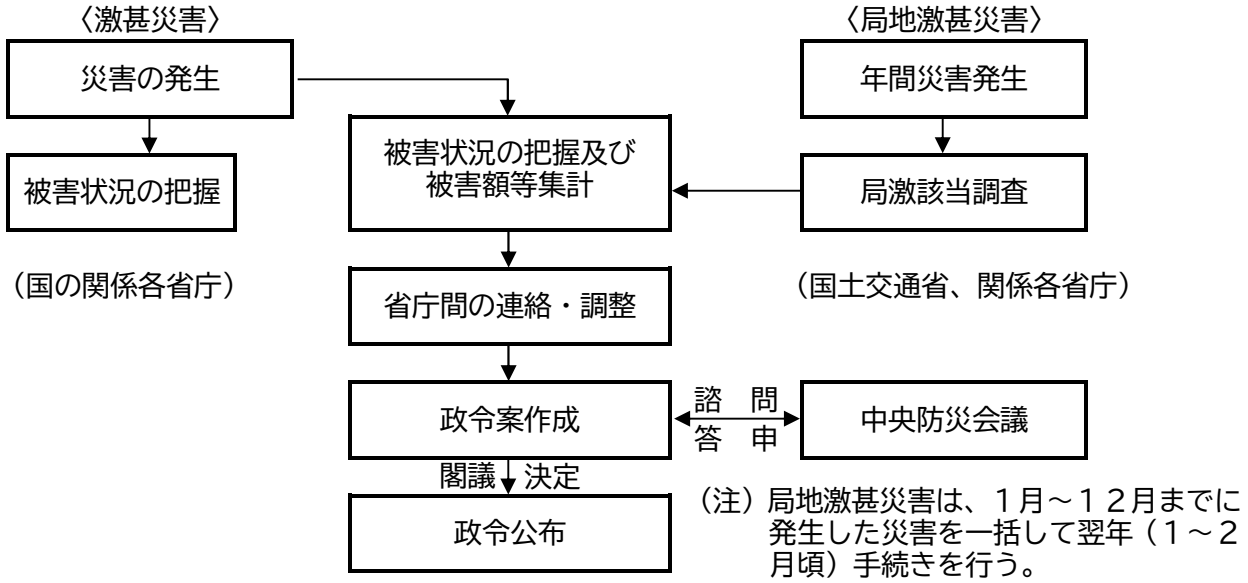

（２）適用対象となる復旧事業等

・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚災害法第３条、第４条）
・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（同法第５条）
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同法第６条）
・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（同法第７条）
・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（同法第12条）
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（同法第16条）
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（同法第17条）
・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（同法第19条）
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同法第24条）
・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（同法第８条）
・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（同法第９条）
・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（同法第10条）
・共同利用小型漁船の建造費の補助（同法第11条）
・森林災害復旧事業に対する補助（同法第11条の２）
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（同法第14条）
・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（同法第20条）
・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（同法第22条）
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（同法第25条）

震災対策編

第１章　総　則

第１節　本市の震災を取り巻く自然的条件

地質、断層の状況等の特性からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

１　本市の地形と地質の概要

本市の地形は、大きく分けると東部は八溝山地、西部は関東平野につながる平地となっている。中央には一級河川である那珂川が南北に流れ西部には那珂川に合流する箒川、蛇尾川がある。

１－１　山地の状況

本市は、北に那須茶臼岳、西には高原山が望むことができ、本市の中央を流れる那珂川から茨城県の境までは、標高３００m～６５０mの八溝山地となっている。これらの山地は主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地下には花崗岩類が広く伏在している。八溝山地西縁には新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。

１－２　平地の状況

西部地区は、那珂川と箒川に挟まれた「那須野が原」と呼ばれる扇状地となっており平坦な地形となっている。この那須野が原は、河川で堆積した境(さかい)林(ばやし)れき層と厚い軽石質凝灰岩の館ノ川凝灰岩からなりその上位には、那須火山に由来する火山砕屑物からなる黒磯火山角れき岩が重なる。

［参考資料：栃木の自然をたずねて］

２　活断層

２－１　活断層の状況

本市から最も近い関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島－栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要１１４断層帯の一つとして位置づけられ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、文部科学省にある地震調査研究推進本部がこの断層の諸特性を次のように評価した（平成２７（2015）年４月）。

（１）断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は１４世紀以後、１７世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約２，６００～４，１００年と推定される。

（２）断層の将来の活動

関谷断層は、全体が１つの活動区間として活動する場合、マグニチュード７．５程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に３から４m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。

一般に、活断層で発生する地震は千年程度から数万年という長い間隔で発生するとされており、将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

項　　目	将来の地震発生確率
今後　３０年以内の地震発生確率	ほぼ０％
今後　５０年以内の地震発生確率	ほぼ０％
今後１００年以内の地震発生確率	ほぼ０％
今後３００年以内の地震発生確率	ほぼ０％～０．００３％

※今後30年間の地震発生確率が0.1%以上3%未満の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典　地震調査研究推進本部：関谷断層の長期評価（一部改定）（平成２７（2015）年４月２４日）

第２節　本市の主な地震活動

本市の地震の発生状況、本市を取り巻く地震環境を知ることにより、的確な災害対策に資する。

１　地震の発生状況

本市の過去５年（令和２（2020）年度～令和６（2024））年度の地震観測回数は下表のとおりである。

〇観測点（大田原市）　（単位：回）

震度／年度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
令和2年(2020)	21	7	4	0	1	0	0	0	0	33
令和3年(2021)	28	11	2	1	0	0	0	0	0	42
令和4年(2022)	24	10	0	1	0	0	0	0	0	35
令和5年(2023)	16	9	1	1	0	0	0	0	0	27
令和6年(2024)	20	14	6	1	0	0	0	0	0	41

［気象庁資料］

２　本市を取り巻く地震の環境

２－１　足尾付近での地震活動

日光･足尾地域から群馬県との県境にかけての地域で、定常的に地震活動が見られ、関東地方の陸域の浅い所に見られる活動の中では最も活発である。この地域には火山がいくつかあるが、地震活動との関係についてはっきりしたことはまだ分かっていない。ほとんどは小規模であるが、マグニチュード６クラスの地震も稀に発生する。

２－２　茨城県南西部地震

茨城県南西部では、定常的に地震活動が活発であり、やや深いところ（５０㎞前後）ではマグニチュード５～６程度の地震が数年に１回の割合で発生している。平成８（1996）年には、本県でも震度５弱を記録し、住家の一部損壊４７棟の被害にあった。また、東北地方太平洋沖地震以降は更

に活動が活発な状態となっており、注意が必要である。

２－３　東北地方太平洋沖地震（平成２３（2011）年３月１１日）

マグニチュード９．０。牡鹿半島の東南東１３０㎞付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約４００㎞、幅約２００㎞に及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。東日本を中心に死者１９，４１８名、行方不明者２，５９２名、負傷者６，２２０名の人的被害、全壊１２１，８０９戸、半壊２７８，４９６戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生した。

県内では最大震度６強（宇都宮市、真岡市、大田原市、市貝町、高根沢町）が観測され、死者４名、負傷者１３３名の人的被害、全壊２６１棟、半壊２，１１８棟の住家被害が発生した。（平成２９（2017）年９月１日現在）

＜資料編１－５　気象庁震度階級関連解説表＞

第３節　地震被害想定

地震災害に迅速、的確に対応できる防災体制を確立するための基礎資料として、大田原市として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定し、その場合の被害を予測する。

１　想定地震

１－１　地震規模、震源等の設定

大田原市として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震タイプ	規模（M）	走向（°）	傾斜（°）	長さ（km）	幅（km）
想定大田原市直下型地震	地殻内	６．９	１９１．３	９０	１８	１６

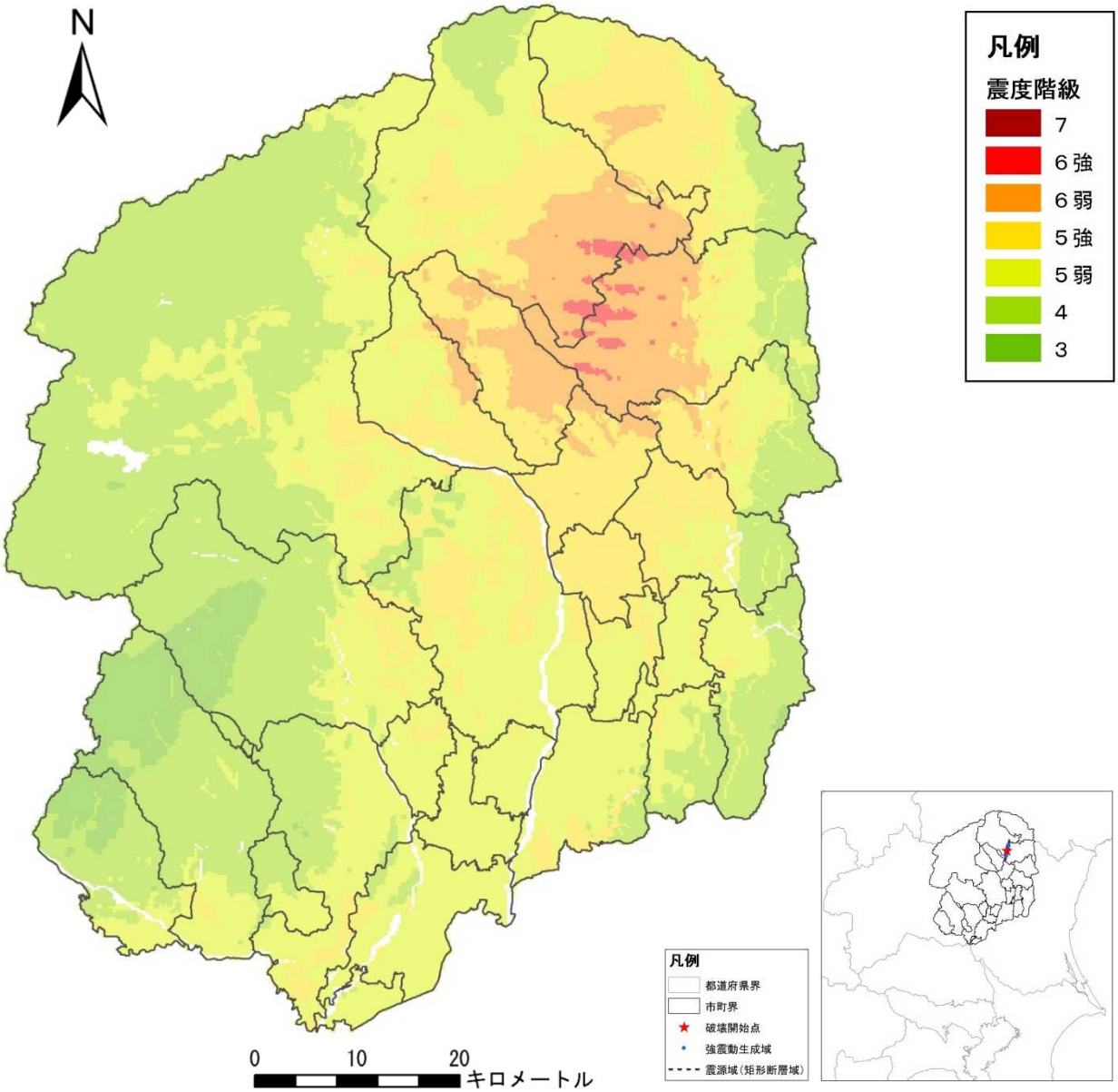

［栃木県地震被害想定調査（平成２５（2013）年度）］

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

〇大田原市として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するため、本市において人口が最も集中する市役所周辺を震源とする地震が発生することを想定する。

〇大田原市及びその周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、活断層をともなわない地域で起こりうる地震（Ｍ６．９）が大田原市の直下で発生するものと仮定し、同レベルの地震規模を設定する。

〇線震源とする。

〇起震断層の長さは、Ｍ６．９の場合に相当する長さとして約１８㎞とする。

〇震源位置は、被害が大きくなる設定とするため、大田原市内で人口密度の高い地域をまたぐように設定する。

〇震源深さは１０㎞とする。

１－２　想定シーン（被害が最大となるシーン）

想定シーンについては、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬　深夜、風速１０ｍ／ｓの場合の被害を、それ以外の項目は、一部を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬　１８時、風速１０ｍ／ｓの場合の被害を総括した。

なお、エレベータ内閉じ込め者数は朝７時から８時、帰宅困難者数は昼１２時の時間帯を想定している。

２　被害想定結果

本調査結果により、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、避難者数、帰宅困難者数について次のとおり予測した。

被害種別		件　　数
建物被害	全壊	１，７１３棟
	半壊	６，９１８棟
	焼失	５棟
人的被害	死者	１０５人
	重傷者	１８９人
	軽傷者	１，５０２人
ライフライン被害	上水道　（断水人口）	３１，１９９人
	下水道　（支障人口）	１２，０１０人
	電力　　（停電軒数）	２，２７５軒
	通信　　（不通回線）	１，３３８回線
	ＬＰガス（供給停止戸数）	４，２６６戸
交通施設被害	道路被害（直轄国道）	１箇所
	〃　　（一般道）	８２箇所
	鉄道被害（新幹線）	１箇所
	〃　　（在来線）	４箇所

生活への支障		件　　数
避難者数	避難所（当日・１日後）	３，８１５人
帰宅困難者数	帰宅困難者	４，８４７人
	滞留者	６，３２８人

※地震被害想定は、内閣府技術資料に基づき、活断層がなくとも起こりうる最大想定である直下型地震のＭ６．９、震度６弱を想定しているが、東北地方太平洋沖地震（Ｍ９．０）のプレート型地震で震度６強を計測したことから、中央防災会議等や関係機関の検証をもとに災害対応について修正を行った。なお、この結果は平成２５（2013）年度に栃木県が実施した栃木県地震被害想定調査に基づくものである。

第２章　予　防

第１節　防災意識の高揚

市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第２節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

１　自主防災思想の普及、徹底

（１）発生地震の想定

震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後３０年間に震度６弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価されていることから、市民の一人ひとりが最低限震度６弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要がある。

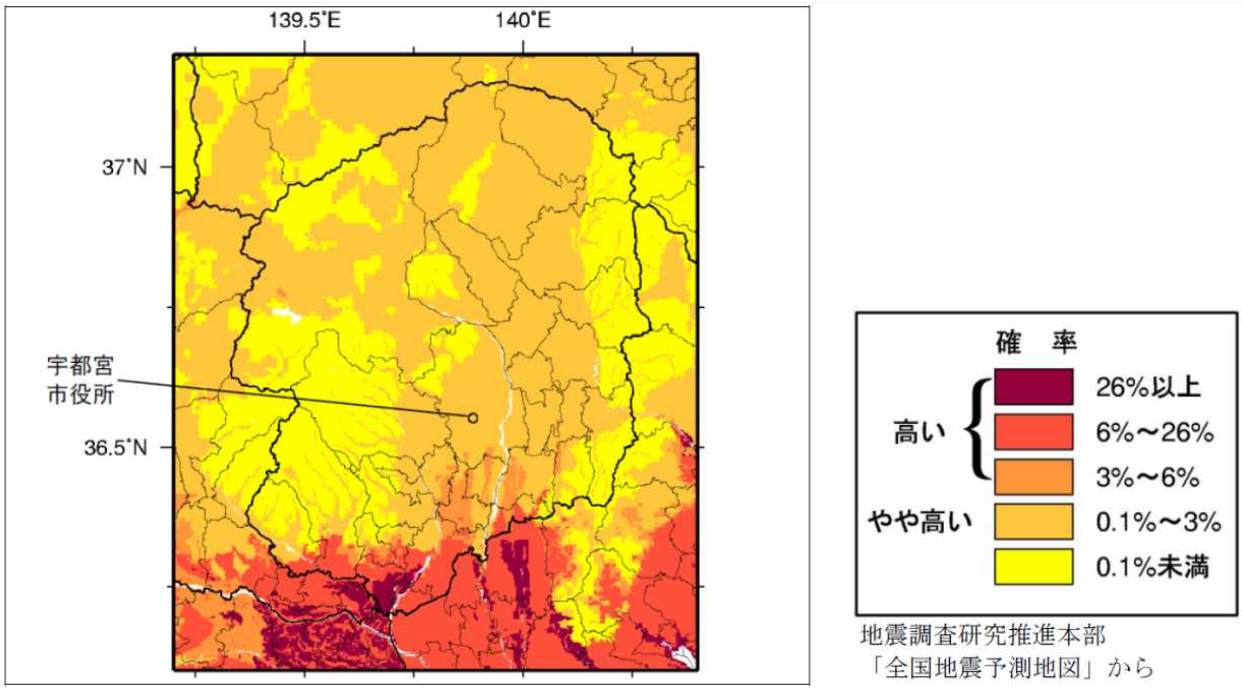

地震調査研究推進本部
「全国地震予測地図」から

（２）地盤の揺れやすさ

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）によれば、栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっており、自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことが必要である。

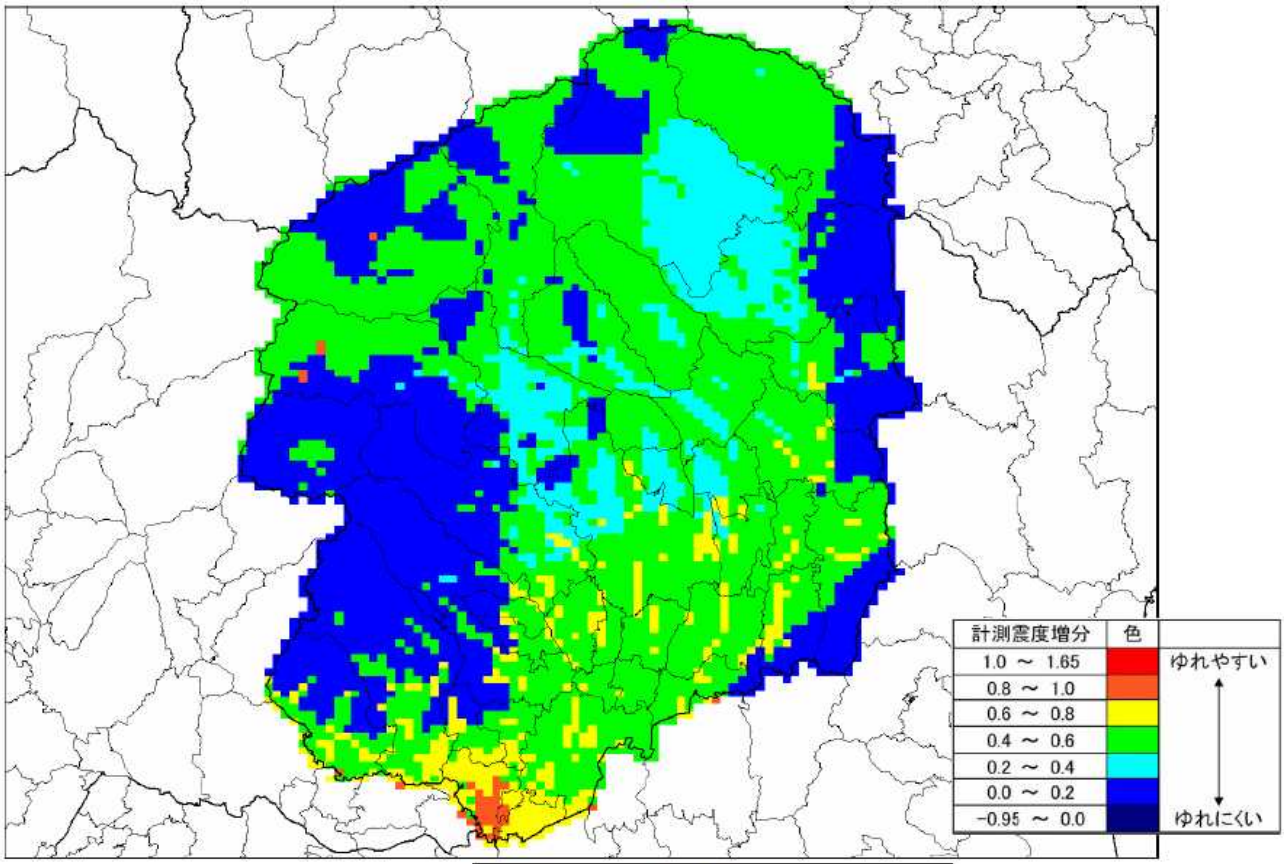

図　表層地盤のゆれやすさ（栃木県）

２　防災知識の普及啓発推進

（１）普及啓発活動の例

ア　市民への啓発活動

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

イ　生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、総務省消防庁ホームページの「地震に自信を」を活用する。

ウ　消防団員、防災士等による防災普及啓発活動の促進

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

（２）啓発強化期間

・春季全国火災予防運動実施週間（３月１日～３月７日）

・秋季全国火災予防運動実施週間（１１月９日～１１月１５日）

第２節　地域防災の充実･ボランティア連携強化

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第２節に準ずる。また、震災対策においては、個人・企業等における対策として次の事項を追加する。

（１）防災に関する知識の取得
・震度、マグニチュード等の知識
・緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識
・過去に発生した地震被害状況

（２）各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討
＜資料編２－３　個人の防災心得＞

第３節　防災訓練の実施

災害時に効果的な応急対策を実施するため、初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第３節に準ずる。また、震災対策として、市（総合政策部）及び消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。なお、震災対策の総合防災訓練には、消火訓練及び土砂災害に係る防災訓練を追加する。

第４節　避難行動要支援者対策

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第４節に準ずる。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第５節に準ずる。

第６節　震災に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第６節に準ずる。また、震災対策として次の対策を追加で行う。

１　防災機能を有する施設の整備

災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう特に努める。なお、施設については、本章第１６節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

２　火災に強い都市構造の形成

市（建設部）は、県等関係機関と連携し、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等のほか、次の内容を整備・促進して地震と地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

（１）不燃化した建築物

（２）避難路、広域避難地、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる幹線道路

（３）水面、緑地帯、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設

＜資料編２－３７　広域避難地一覧＞

３　火災延焼防止のための緑地整備

市（総合政策部・建設部・教育部）は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

第７節　地盤災害予防対策

土砂災害、軟弱地盤に係る計画的な予防対策及び被災宅地危険度判定制度の整備を実施する。

１　被災宅地危険度判定制度の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第７節３に準ずる。

２　軟弱地盤対策

市（各部等）、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第８節　農林業関係災害予防対策

農林業への災害被害を最小限に抑えるために施設整備等の予防対策を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第９節に準ずる。

第９節　地震情報の観測・収集・伝達体制の整備

地震観測体制等の適切な整備を図るとともに、各地震情報に対する住民への普及・啓発に努める。

１　地震情報の収集

１－１　情報の収集

市（総合政策部）は、宇都宮地方気象台が発表する地震情報を「県防災行政ネットワーク」を通じてリアルタイムに把握し、その情報をもとに被害が予想される地域、規模等の推定を行う。

＜資料編１－６　気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類＞
＜資料編１－５　気象庁震度階級関連解説表＞

１－２　緊急地震速報

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

＜資料編１－６　気象庁の発表する地震情報・緊急地震速報の種類＞

１－３　「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

＜資料編１－７　南海トラフ地震に関連する情報の種類等＞

２　地震情報等の伝達

市（総合政策部）は、地震情報を取得した場合には、次の手段等をとって関係市民等への周知に努める。

（１）市防災行政無線（同報系）による周知
（２）広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）による周知
（３）自治会、自主防災組織、防災士への連絡
（４）よいちメールによる周知
（５）市ホームページによる周知
（６）市公式ＳＮＳによる周知

第１０節　情報・通信システムの整備

災害に強い情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１１節に準ずる。

第１１節　避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を市民に周知する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１２節に準ずる。震災対策においては東日本大震災の経験を踏まえるほか、次の事項を併せて実施する。

１　帰宅困難者対策

１－１　栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県（危機管理防災局）、県警察、市町、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」に参加し、必要な連絡調整を行う。

１－２　一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

（１）企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保

・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保

・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル１７１や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

（２）駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

（３）市民等への周知

市（総合政策部）及び県は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民へ周知するとともに、（１）（２）の取組について企業等への啓発を図る。

１－３　一時滞在施設等の確保

市（総合政策部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

市（総合政策部）は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

１－４　帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（総合政策部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。

１－５　外国人への支援

市（総合政策部）は、県及び（公財）栃木県国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

２　県外避難者受入対策

２－１　避難受入場所の確保

市（各部局）は大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。なお、市（総合政策部）は避難所の選定

に当たり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

２－２　県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は市（保健福祉部、教育部）が行う。県は市が行う体制整備を支援する。

２－３　避難場所の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１２節１の１－４に準ずる。

第１２節　火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助体制の整備充実を図る。

１　火災予防の徹底

１－１　地域住民に対する指導

市（総合政策部）及び消防機関は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市（総合政策部）及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織「婦人（女性）防火クラブ」、「幼少年消防クラブ」の育成、指導を強化する。

１－２　住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市（総合政策部）、消防本部、婦人防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

１－３　防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火・防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

２　消防力の強化

２－１　組織の充実強化

市（総合政策部）及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を導入して団員の確保と資質の向上を図る。

＜資料編２－２　大田原市消防団組織概要＞

２－２　消防施設等の整備充実

市（総合政策部）及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

２－３　消防水利の確保・整備

市（総合政策部・建設部・水道局）は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

（１）消防水利施設の整備

市（総合政策部・水道局）は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

（２）河川水の緊急利用

市（総合政策部・建設部）は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

（３）耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市（総合政策部・教育部）は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

３　救急・救助力の強化

３－１　組織の充実強化

本節２－１に準ずる。

３－２　救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

３－３　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

３－４　応援受入・連携体制の整備

消防本部は、水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第２１節のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備するとともに、警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第１３節　保健医療体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制等の整備・充実を図る。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１４節に準ずる。

第１４節　緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策人員、救援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１５節に準ずる。

第１５節　防災拠点の整備

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関と連携を図りながら計画的に整備していく。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１６節に準ずる。

第１６節　建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

１　民間住宅・建築物の耐震化の促進

１－１　安心して相談できる環境の整備

市（建設部）及び県（県土整備部）は、市民が安心して相談できる環境を整えるとともに（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県建築士事務所協会等と協力し、所有者が知りたい情報の整備に努める。

１－２　普及啓発

市（建設部）は、県（県土整備部）と連携して、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させる

ため、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、ＳＮＳを活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

１－３　住宅の耐震診断、耐震改修等の費用助成

市（建設部）は、県（県土整備部）と連携して、住宅所有者の費用負担を軽減するため助成制度の周知・活用促進を図る。

２　公共建築物の耐震性等の強化促進

２－１　防災上重要な公共建築物

次の公共建築物を防災上重要な公共建築物として扱う。

（１）防災拠点（災害対策活動拠点）
（２）医療救護活動の施設（病院、保健センター等）
（３）応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
（４）避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
（５）社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

２－２　公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、避難施設等として重要機能を確保するため、次の耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

（１）市庁舎等の整備

市（経営管理部）は、本章第１５節（水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１６節を参照）のとおり、災害対策の中枢施設として重要な役割を担う市庁舎等について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

（２）学校校舎

市（教育部）は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア　校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。

イ　設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

（３）その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

（４）市営住宅

市（建設部）は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、新耐震基準導入前に建設された鉄筋コンクリート造の市営住宅の耐震性を調査・診断し、必要に応じて補修、補強を行う。

２－３　その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

（１）防災設備等の整備

市（各部等）及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア　飲料水の確保

イ　非常用電源の確保

ウ　敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ　配管設備類の固定・強化

オ　施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ　その他防災設備の充実

（２）施設の維持管理

市（各部等）及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、施設の維持管理に努める。

ア　点検結果表

イ　現在の図面及び防災関連図面

ウ　施設の維持管理の手引

３　構造の耐震化以外の安全対策

３－１　ブロック塀等の倒壊防止

市（建設部）は、ブロック塀等の安全対策について県民に対し十分な啓発活動を実施するとともに、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する支援を行う。

また、一層の啓発活動のため、自治会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握について努める。

３－２　エレベーターの安全対策

市（建設部）は、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

４　家具等転倒防止

市（総合政策部）は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、市民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

５　石綿含有建材使用建築物への予防対策

５－１　応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市（建設部）は、平時から県と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

５－２　解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導体制の整備

市（建設部）は、平時から県と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導体制を整理するよう努める。

第１７節　インフラ事業者等の災害予防対策

上下水道等の公共施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１８節に準ずる。また、震災対策として、上下水道施設の管理者（水道局）は、施設の新設、増設に当たっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

第１８節　危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するための各種予防対策を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１９節に準ずる。

第１９節　学校、社会施設等の災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第２０節に準ずる。

第２０節　自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援

市のみでは対応することができないような大規模災害に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第２１節に準ずる。

第２１節　孤立集落災害予防対策

震災時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第１８節に準ずる。また、震災対策として平成１６（2004）年の新潟県中越地震や平成２０（2008）年の岩手・宮城内陸地震では、中山間地域において土砂災害等による孤立集落が発生し、ヘリコプターによる救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

第２２節　災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第２３節に準ずる。

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部・災害警戒本部の設置

大規模な地震発生時に、市は震度に応じた災害対策の中枢となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

１　市の活動体制

地震の震度に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第１配備 （情報収集・準備）	１．震度４の地震が発生したとき。 ２．小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ３．その他総合政策部長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第１配備体制に該当する職員
第２配備 （警戒）	１．震度５（弱・強）の地震が発生したとき。 ２．中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ３．その他副市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第２配備体制に該当する職員
第３配備 （災害対応）	１．震度６弱以上の地震が発生したとき。 ２．市内に災害救助法が適用されたとき。 ３．大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ４．その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	災害対策本部に関係する職員全員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

＜資料編３－１　配備体制＞

２　災害警戒本部（第１配備体制）の設置

市（総合政策部）は、次の基準を満たす場合に震災対策における災害警戒本部（第１配備体制）を設置し、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節２に準ずる措置をとる。

（１）市内に最大震度４の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）

（２）小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

（３）その他総合政策部長が必要と認めたとき。

なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、参集者に指定された職員は直ちに参集し情報収集に当たり、関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、市民等に対し、よいちメールや市ホームページ、市公式ＳＮＳを活用し、日頃の備えの再確認等の呼びかけを行う。

３　災害警戒本部（第２配備体制）の設置

市（総合政策部）は、次の基準を満たす場合に震災対策における災害警戒本部（第２配備体制）を設置し、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節３に準ずる措置をとる。

（１）市内に最大震度５弱強の地震が発生した場合（自動的に設置する。）

（２）中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

（３）その他副市長が必要と認めたとき。

４　災害対策本部の設置（第３配備体制）

市（総合政策部）は、次の基準を満たす場合に震災対策における災害対策本部（第３配備体制）を設置し、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節４に準ずる措置を取る。

（１）市内に最大震度６弱以上の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）
（２）市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
（３）その他市長が必要と認めたとき。

５　業務継続計画

市（総合政策部）は、大規模な地震により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定して、優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を選定し、必要な人員や資源の確保等をあらかじめ検討・準備する。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

６　業務継続性の確保

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節５に準ずる。

第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要となる情報の収集・伝達・報告を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

１　地震情報等の発表、伝達

気象業務法（昭和２７（1952）年法律第１６５号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した地震情報等は以下により速やかに通知する。

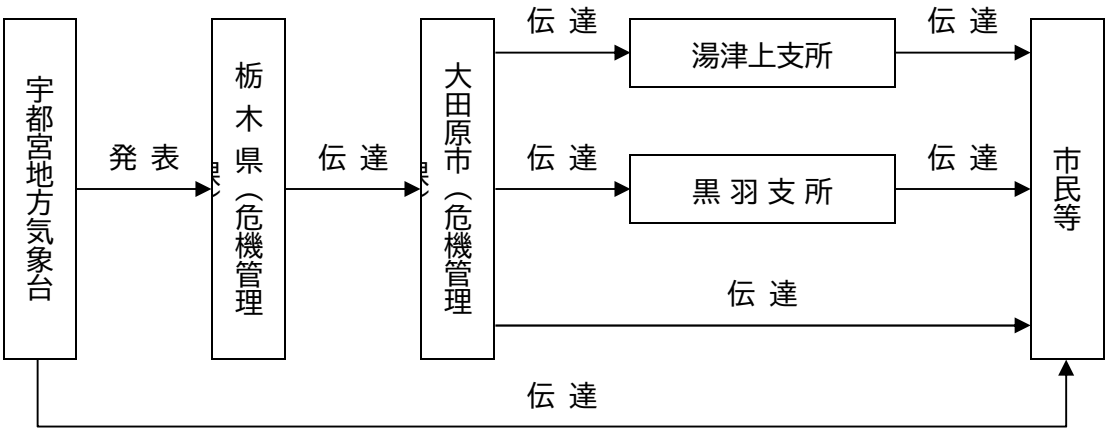

２　被害状況の報告

市内で震度５強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。その他は水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２節４に準ずる。

第３節　自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請

自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や他自治体との相互応援協定に基づく応援要請や、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第４節に準ずる。

第４節　災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第５節に準ずる。

第５節　災害発生時の避難対策

県及び防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性やこども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第６節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

１　避難指示及び警戒区域の設定の内容

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第６節２に準ずる。

なお、震災対策における避難の指示は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

（１）火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
（２）ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
（３）土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。
（４）工作物等の倒壊の危険があるとき。
（５）その他特に必要があると認められるとき。

２　帰宅困難者対策

震災対策編第２章第１１節１に準ずる。

第６節　災害警備活動

警察が行う警戒警備及び社会秩序維持活動に協力し、市民等の生命、身体、財産の保護に努める。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第７節に準ずる。

第７節　救急・救助・消火活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助・消火活動を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第８節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

１　市民及び自主防災組織の活動

（１）火災予防措置

大きな地震を感じた場合は次により措置する。

ア　各家庭の措置

（ア）火災の発生を防止するため使用中の火気を直ちに遮断する。

（イ）プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止する。

（ウ）電気ブレーカーを遮断する。

イ　自主防災組織の措置

各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

（２）火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア　各家庭の措置

（ア）近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

（イ）消防機関に通報する。

（ウ）消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ　自主防災組織等の措置

近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関(消防署、消防団)が到着したときは消防機関の指示に従う。

2　事業所の活動

2－1　火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2－2　火災が発生した場合の措置

（1）防災管理者又は防火管理者の指揮により消防計画に基づき自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

（2）必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2－3　二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

（1）周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

（2）警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。

（3）立入禁止等の適切な措置を講ずる。

3　市及び消防機関の活動

（1）火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

（2）消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア　延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　多数の延焼火災が発生している地区については、市民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民等の安全確保を最優先に行う。

ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、火災警戒区域を設定し、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ　救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ　自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

第８節　医療救護活動

関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第９節に準ずる。

９節　二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、応急対策を実行する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第３節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

１　土砂災害警戒情報の発表基準の見直し

地震の影響により現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

２　震災建築物応急危険度判定の実施

市（建設部）及び県は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

＜資料編３－１５　大田原市震災建築物応急危険度判定要綱＞

３　倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

（１）注意喚起の実施

市（建設部）は、市民等及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

（２）石綿露出状況の把握

市（建設部）は、建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握に努める。

（３）解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

市（建設部）は、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、解体業者、建設・土木業者等に対して、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

（４）解体等工事に関する協議・届出受理

市（建設部）は、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等（以下「特定建

築材料」という。）が使用されている可能性のある建築物等が完全倒壊するなどして立入れず、目視による事前調査が不可能である場合は、当該解体等工事において注意解体の飛散防止措置等がとられるよう、解体等工事発注者と作業計画等について協議を行う。

（５）解体等工事の情報の把握

市（建設部）は、（２）及び（４）の外、解体等工事の場所や当該工事の内容等の把握に努める。

（６）解体工事等現場への立入検査等

市（建設部）は、必要に応じて、倒壊・損壊した被災建築物等の所有者・管理者又は解体等工事受注者・施工者に対して、これらの者が行う石綿飛散・ばく露防止措置についての指導を行うとともに、必要が認められる場合は当該解体工事現場への立入検査を実施する。

（７）環境モニタリング

市（建設部）は、被災建築物等の倒壊・損壊、解体・補修等に伴う石綿飛散によるばく露への懸念や市民等の不安の解消、適切な石綿飛散・ばく露防止措置促進の観点から、必要に応じて大気中石綿濃度のモニタリングを実施する。

第１０節　緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１０節に準ずる。

第１１節　物資・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達、供給体制を確立する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１１節に準ずる。

第１２節　農林水産業関係対策

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１２節に準ずる。

第１３節　保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬等、動物の管理の的確な実施を図る。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１３節に準ずる。

第１４節　障害物等除去活動

被災市民等の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１４節に準ずる。

第１５節　災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１５節に準ずる。

第１６節　学校・社会施設等の応急対策

児童生徒等の生命、身体の安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１６節に準ずる。

第１７節　住宅応急対策

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１７節に準ずる。

第１８節　インフラ施設等応急対策

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１８節に準ずる。

第１９節　危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１９節に準ずる。

第２０節　広報活動

市民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２０節に準ずる。

第２１節　ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２１節に準ずる。

第２２節　孤立集落応急対策

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２２節に準ずる。

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第４章第１節に準ずる。

第２節　住民生活の早期再建

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第４章第２節に準ずる。また、震災対策においては、被災者の生活再建にとって地震保険や共済が有効な手段であることから、市（総合政策部）は、その制度の普及促進に努める。

第３節　インフラ施設等の早期復旧

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査・把握し、復旧事業を実施する。

水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第４章第３節に準ずる。

火災災害対策編

第１章　総　則

第１節　本市の火災を取り巻く環境

市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本県の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

１　市街地等の状況

消防力の整備指針においては、建築物の密集した地域のうち、平均建蔽率が概ね１０％以上の街区の連続した区域又は２以上の準市街地が相互に近接している区域であって、その区域内の人口が１万以上のものを市街地、建築物の密集した地域のうち、平均建蔽率が概ね１０％以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が１，０００以上１万未満のものを準市街地という。

２　野外堆積物の状況

市内においては、古タイヤや廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

３　林野の状況

本市は、中央を流れる那珂川から茨城県の境まで、八溝山地からなる林野地域となっている。また、冬季には、空気が乾燥し、「那須おろし」と呼ばれる強い北西の風も吹くため、いったん林野で火災が発生すると大火災となる危険性がある。

第２節　本市に被害を及ぼした主な火災

本市に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

１　主な火災の概要

発生年月日	区　　分	場　　所	被害状況等
昭和2(1927)年2月20日	大火	旧野崎村	75戸全焼、重症者10数名
昭和16(1941)年1月17日	大火	旧野崎村	住家16戸、非住家34棟全焼
昭和20(1945)年3月17日	大火	旧川西町	住宅46戸128棟全焼
昭和23(1948)年3月5日	大火	旧野崎村	住家62戸、非住家180棟、 保有米2,000俵全焼、死者1名

［参考資料：栃木県60年間の異常気象(1901～1960年)，黒羽町史］

○旧馬頭町・旧黒羽町林野火災（昭和５２（1977）年３月１５日～１６日）

（１）火災の概要

連日のように異常乾燥注意報が発表される中、旧黒羽町大字北滝の非住家に小学生が放火したことが原因で火災が発生し、日本海の低気圧から延びる寒冷前線が通過したことに伴う強風が吹き、たちまち火は旧馬頭町まで延焼し大きな林野火災となった。

（２）被害概況

住家被害　　９棟（罹災世帯　８世帯　４７名）

林野焼損面積　１，５１８ha

被害総額　　３，４７２百万円

［出典：「黒羽町・馬頭町林野火災（その状況と対策）」昭和５２（1977）年１１月栃木県林務観光部］

第２章　予　防

第１節　市民等の防災活動の促進

市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

１　火災予防対策の推進

１－１　防災意識の普及啓発

市（総合政策部）及び県は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

１－２　林野火災に関する防火意識の啓発

市（産業文化部）及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、栃木県山火事防止強調運動（１月１日～５月３１日）等を通じ、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

２　地域防災力の強化

２－１　自主防災組織の対策

自主防災組織は、平常時から危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努め、火災発生時には連帯して活動を行う。

２－２　消防団の活性化の推進

市（総合政策部）は、次の事業を実施するなど、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体

等との連携を図る。

・消防団活性化総合計画の策定
・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
・消防団員に対する各種教育訓練の実施
・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報　等

２－３　女性防火クラブの育成・強化

市（総合政策部）及び消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

第２節　火災に強いまちづくり

都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第６節に準ずる。また、火災災害対策として次の対策を追加で行う。

１　火災に強い都市の形成

震災対策編第２章第６節に準ずる

２　野外堆積物対策

消防本部は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市（市民生活部）及び県（危機管理防災局）等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

３　火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市（産業文化部）及び県（環境森林部）は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

４　火災に対する建築物等の安全化

市（建設部）、消防本部、県（県土整備部・危機管理防災局）及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い建物構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

第３節　迅速かつ円滑な応急対策への備え

平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

１　情報収集・伝達体制の整備

１－１　火災警報発令等情報の充実

市（総合政策部）及び消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確に把握し、火災警報を発令するなど大規模な火事災害防止に努める。

１－２　情報の収集・伝達

（１）市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

（２）市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＣＴ化に努める。

（３）市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

１－３　機動的な情報収集体制の整備

市（総合政策部）、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

１－４　多様な情報収集体制の整備

市（総合政策部）は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

１－５　通信確保対策

市（総合政策部）は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

２　防災関係機関との連携

市（総合政策部）は、災害発生に備えて次の通り防災関係機関との連携に努める。

（１）県（危機管理防災局）、消防本部及びその他の防災関係機関と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。

（２）県（危機管理防災局）とともに消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
（３）自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

３　消防施設等の整備・強化
（１）消防水利の整備
ア　市（総合政策部）は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
＜資料編２－２７　市内プール設置状況一覧（黒羽中学校以外の公立学校は除く）＞
＜資料編２－３１　公立学校等一覧＞
イ　市（総合政策部）及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。
（２）消防用資機材等の整備
市（総合政策部）及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
（３）空中消火活動拠点の確保
市（総合政策部）及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離着陸場の確保に努める。
＜資料編２－２４　飛行場外・緊急離着陸場一覧＞

４　避難収容活動への備え
４－１　緊急避難場所
市（総合政策部）は、都市公園、河川敷、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

５　関係機関の防災訓練の実施
市（総合政策部）及び消防機関は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部・災害警戒本部等の設置

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

１　初動体制の整備

１－１　職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第１配備 （情報収集・準備）	１．火災が発生したとき。 ２．その他総合政策部長が必要と認めたとき。	情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び第１配備体制に該当する職員 （火災発生現場）
第２配備 （警戒）	１．大規模火災が発生したとき又は発生が予想されるとき。 ２．その他副市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第２配備体制に該当する職員
第３配備 （災害対応）	１．大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき。 ２．市内に災害救助法が適用されたとき。 ３．その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	災害対策本部に関係する職員全員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

＜資料編３－１　配備体制＞

２　大規模な火災発生時の措置

２－１　災害警戒本部の設置

市（総合政策部）は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策業務を実施する。

（１）設置基準

ア　市内に大規模火災が発生した場合

イ　その他副市長が必要と認めた場合

（２）災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節に準ずる。

（３）災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア　大規模な火災発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

イ　大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき。

ウ　災害対策本部が設置されたとき。

２－２　災害対策本部の設置

市（総合政策部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和３６（1961）年法律第２２３号）第２３条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（１）設置基準

ア　大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合

イ　その他市長が必要と認めた場合

（２）災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節に準ずる。

（３）災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

３　市及び防災関係機関の活動体制

市（総合政策部）及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

４　県からの支援

市（総合政策部）は、県からの緊急な支援が必要と判断した場合、県職員の派遣を要請し、市内の被害情報の収集を依頼するとともに、避難勧告、応急救助、その他市（総合政策部）が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を受ける等の支援を受ける。

第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

１　大規模火災

１－１　市及び消防本部の情報収集・伝達

（１）市及び消防本部の情報収集・伝達

市（総合政策部）及び消防本部は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

＜資料編３－８　栃木県火災・災害等即報要領＞
＜資料編３－９　即報基準一覧＞

（２）県への情報収集・伝達系統

市（総合政策部）及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や市に派遣された県職員、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

１－２　情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

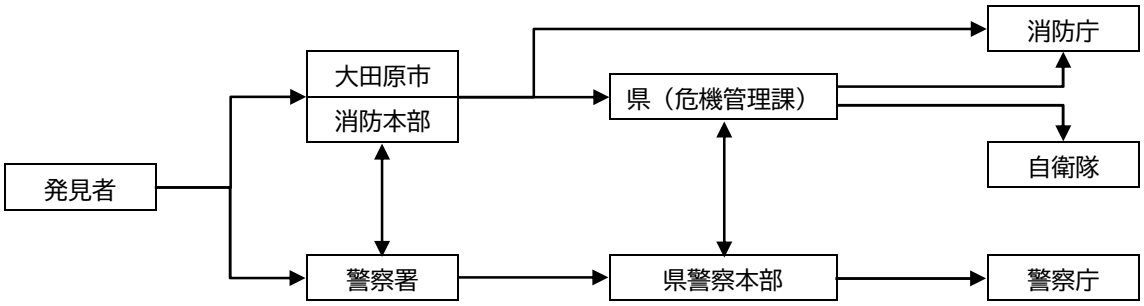

２　林野火災

２－１　市及び消防本部の情報収集・伝達

（１）市及び消防本部の情報収集・伝達

本節第１の１－１（１）に準ずる。

（２）県への情報収集・伝達系統

本節第１の１－１（２）に準ずる。

２－２　情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

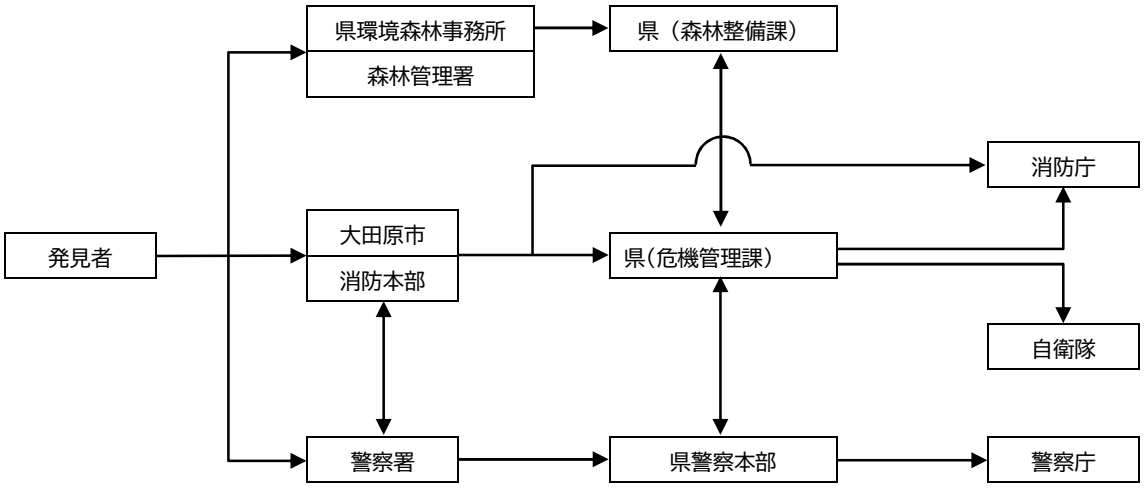

３　大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２節５，６及び７に準ずる。

第３節　災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第５節に準ずる。

第４節　消火活動及び救助・救急活動

関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

１　消防関係機関の活動

１－１　消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「警防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

（１）現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

（２）無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

（３）飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第２次、第３次火災の警戒にあたる。

（４）消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

（５）救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

１－２　消防団の活動

「警防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

２　消防相互応援・広域応援等の要請

消防相互応援等の要請については、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第８節第４に準ずる。

自衛隊の災害派遣要請については、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第４節第４に準ずる。

３　県消防防災ヘリコプター等の運用

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第８節第３に準ずる。

４　大規模火災対策

４－１　大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続

放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

４－２　古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

５　林野火災対策

５－１　迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプ自動車による消火活動のほか、背負い式水のう等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

５－２　現地指揮本部の設置

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を設置し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

５－３　消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

５－４　空中消火活動の実施

市（総合政策部）及び消防本部は、県（危機管理防災局）と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第５節　災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第６節に準ずる。

第６節　施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市（各部等）及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第７節　広報対策

市や関係機関は、市民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

市（総合政策部）は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

その他、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２０節に準ずる。

第４章　復　　旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

１　施設の復旧

市（各部等）、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

２　林野の荒廃の復旧

市（総合政策部）は、県（環境森林部・県土整備部）及び関係機関と連携して林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

原子力災害対策編

第１章　総　則

第１節　計画策定の趣旨

近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にし、より的確な対策に資する。

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６（1961）年法律第２２３号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成１１（1999）年法律第１５６号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、災対法第４２条の規定に基づき、大田原市防災会議が作成する計画であり、国の「防災基本計画」及び「栃木県地域防災計画」を基本とし、市がとるべき原子力災害対策の基本的事項を定める。

また、この計画に定めのない事項については、「大田原市地域防災計画（水害・台風、竜巻等風害対策編）（震災対策編）」に準ずるものとする。

３　策定に際し尊重するべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第６条の２第１項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成２４（2012）年１０月３１日策定。令和２（2020）年１０月２８日改正。以下「対策指針」という。）及び「原子力災害対策の手引き」（平成２７（2015）年３月策定）を十分に尊重するものとする。

第２節　原子力災害対策重点区域

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本市において必要な防護措置について整備する。

１　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32ｋｍの位置関係にあるため、本市はＰＡＺ、ＵＰＺに該当しない。

※原子力災害対策重点区域

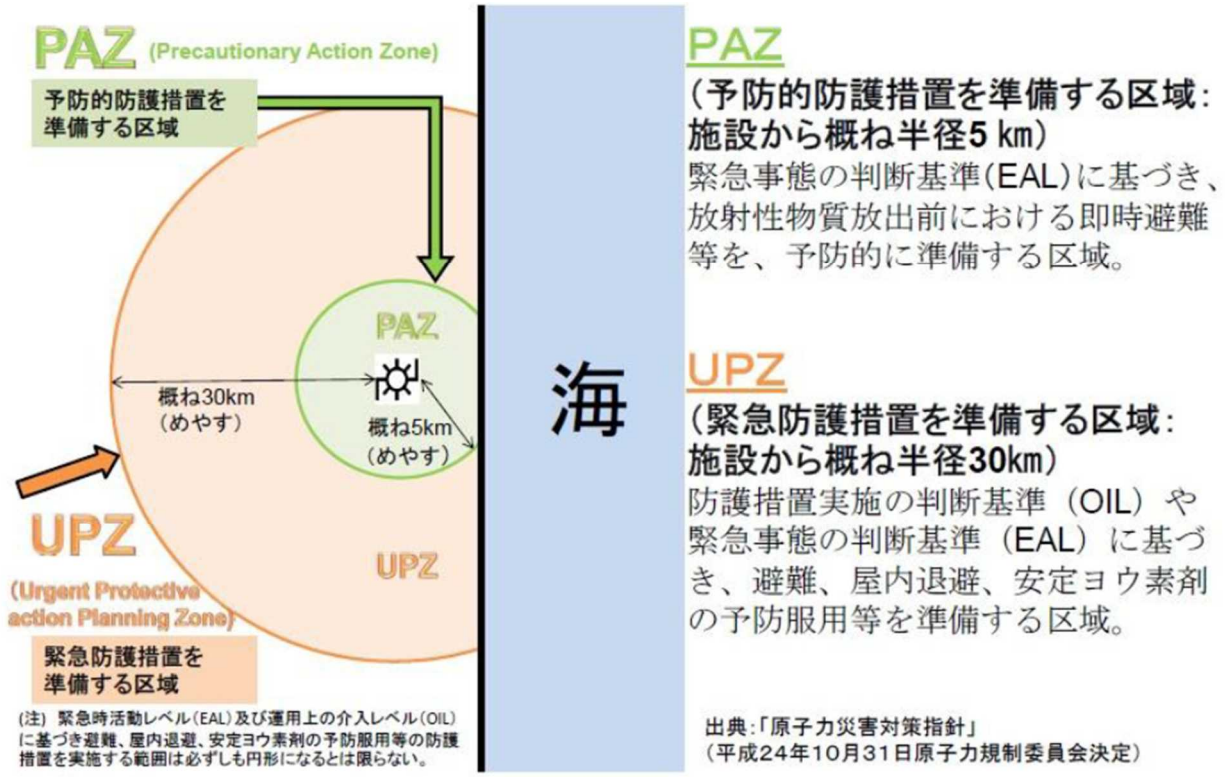

２　プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

本編第１章第３節３の３－１（２）に準ずる。

第３節　原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

１　周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、１基の原子炉が設置されている。

また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には４基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、７基の原子炉が設置されている。

〇近隣県における原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距　　離	約８２㎞					
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備　　考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距　　離	約７７㎞				３２㎞
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	－
熱出力	329.3万kw				329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110.万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備　　考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距　　離	約９３㎞						
設置番号	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機	７号機
熱出力	329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備　　考	定期検査中						

２　原子力災害の想定

２－１　原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全対策委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（ＥＰＺ：Emergency Planning Zone）にも本県の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

２－２　放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

３　本市における具体的影響、想定等

（１）東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が市内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき本市が汚染状況重点調査地域に指定され、大田原市除染実施計画に基づき、こどもの生活環境圏である施設を優先して除染を実施し、放射線量の低減対策を行ったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など市民生活と本市産業に大きな影響を与えた。

（２）想定

ＵＰＺ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。そのため、市（総合政策部）及び県は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等

を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することになっている。

県においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第２章　予　防

第１節　初動体制の整備

国、近隣県、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

１　情報の収集・連絡体制の整備

１－１　市の役割

市（総合政策部）は、県(危機管理防災局)との連絡窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報収集に努める。

１－２　県の役割

県（危機管理防災局）は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築するとともに、原子力災害に対し万全を期すため、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

また、県（危機管理防災局・その他各部局）は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

１－３　原子力事業者の役割

県（危機管理防災局）は近隣県における原子力事業者と、原子力発電所等に係る安全確保に関する協定等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

２　情報の分析整理

２－１　原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市（総合政策部）は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。

２－２　人材の育成・確保

市（総合政策部）は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員

等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、国際医療福祉大学や那須赤十字病院等の専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

３　通信手段の確保等

３－１　通信連絡網等の整備

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）と連携して、原子力防災対策を円滑に実施するため、防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

３－２　複合災害への備え

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）と連携して、栃木県防災行政無線、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ

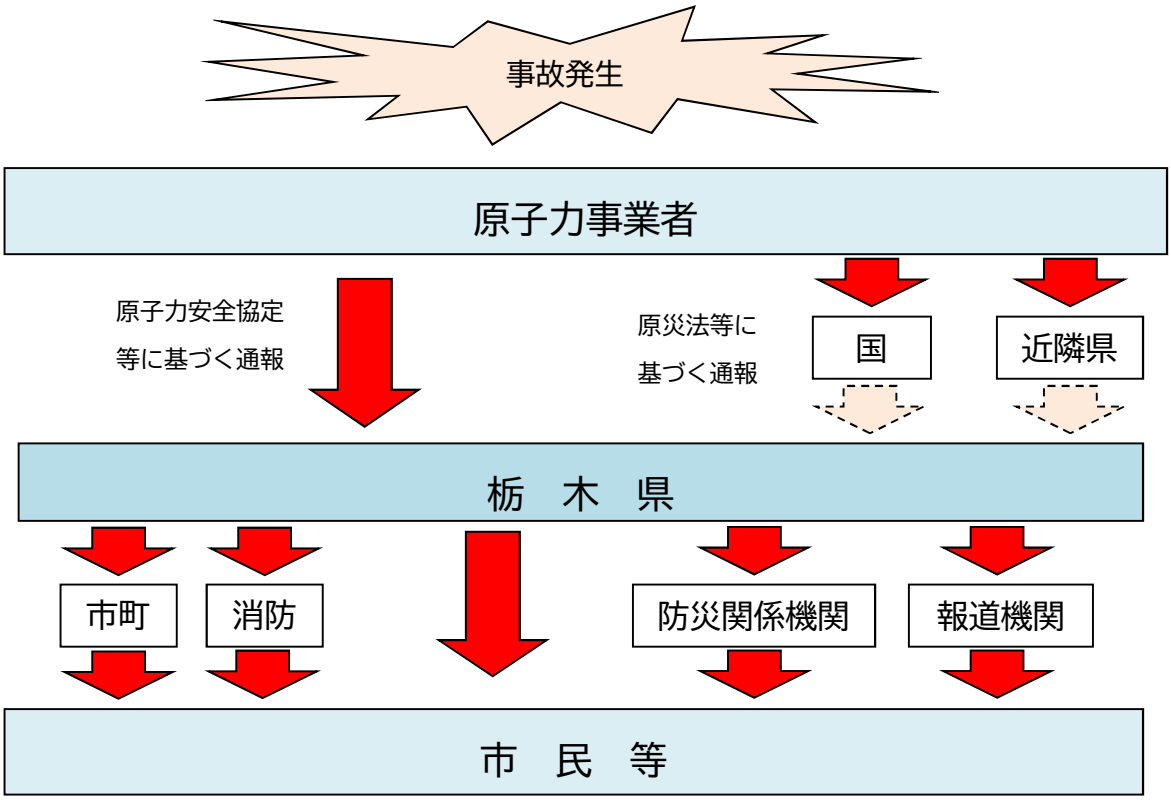

第２節　情報伝達体制の整備

災害時における情報について、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備する。

１　情報伝達体制の整備

市（総合政策部・各支所）は、防災行政無線、ホームページ、よいちメール、市公式ＳＮＳ、とちぎテレビデータ放送など様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

２　要配慮者等への情報伝達

市（総合政策部・保健福祉部）は、消防機関や自主防災組織、民生委員、防災士、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第３節　避難活動体制の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、避難指示や屋内退避等を決定・実施するための体制を整備する。

１　避難指示の判断

１－１　避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時環境放射線モニタリング結果などにより、空間放射線量等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長に対して、ＯＩＬに基づき避難の指示が発出される。

＜資料編５－１　緊急事態区分・緊急時活動レベル・防護措置＞

１－２　屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれを考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

ＵＰＺ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速な屋内退避

の解除に努める。

市（総合政策部）及び県（危機管理防災局）は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

2　警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市（総合政策部）は、原災法及び災対法の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のＥＰＺの範囲を超えて、半径２０㎞圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察署、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

3　要配慮者等への対応

市（総合政策部・保健福祉部）は、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するための計画等の整備について助言する。

市（総合政策部・保健福祉部）は、平常時から消防団や民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、特に十分な配慮をする。

第４節　モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備することとなっているため、市はこれに協力する。

1　モニタリングによる監視の実施等

市（総合政策部）は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、県（環境森林部）が実施している環境放射線モニタリングに関する情報提供を求める。

また、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、県（環境森林部）と連携して環境放射線モニタリング強化時の調査等に関する情報の収集に努める。

2　モニタリング体制

2－1　体制の整備

（1）機器等の整備・維持への協力

市（総合政策部）は、平常時・緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、県（環境森林部）が実施するモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等の整備・維持に協力する。

（2）複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、市（総合政策部）は県と連携して、万一モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2－2　要員の確保・育成等

市（総合政策部）は県（環境森林部）と連携して、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

3　関係機関との協力体制の整備

市（総合政策部）は緊急時の環境放射線モニタリングに関し、県（環境森林部・危機管理防災局）及び近隣市町村等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。また、専門的な知識を有する国際医療福祉大学や那須赤十字病院等に、必要に応じて助言をもらう。

第5節　市民等の健康対策

市民等の健康等を保持するため、必要な資機材等を整備するとともに、県と連携して初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

1　資機材の整備等

1－1　活動用資機材の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は原子力災害発生時における市民等の健康対策を実施するため、県（保健福祉部・危機管理防災局）や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

1－2　医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は県が実施する放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に対して協力をする。

また、県（保健福祉部・危機管理防災局）と連携して、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

１－３　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市（総合政策部）は県と協力して、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、被爆の可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県（危機管理防災局・その他各部局）、近隣市町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

２　医療救護活動体制の整備

２－１　基本方針

市（保健福祉部）は県（保健福祉部）と連携して、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射性サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

２－２　関係機関の協力の確保

（１）市（保健福祉部）は、原子力災害時における迅速かつ適切な医療を確保するため、関係機関に対して緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供等を要請する。

（２）市（保健福祉部）は救急医療を担う医療機関に対して、一般傷病者等の受け入れに関して協力を要請する。

２－３　情報提供システムの充実・活用

（１）広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の充実

市（保健福祉部）は、一般傷病者等の医療を円滑に実施できるよう、市が設置した避難所、救護所に関する情報を国が整備した広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し提供する。

（２）情報提供システムの有効活用

市（総合政策部・保健福祉部）は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供するために県が整備する情報提供システムを有効に活用する。

第６節　農林畜水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、県と連携して、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

市（総合政策部・産業文化部）は県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部・県土整備部）と連携して、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、平常時から県と連携して検査方法等を確認する。

第７節　緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

水害・台風、竜巻等風害対策編２章第１４節に準ずる。

第８節　普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

１　住民等に対する普及・啓発

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局・その他各部局）及び原子力事業者等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

・放射性物質及び放射線の特性
・原子力発電所等の概要
・避難等施設の位置
・原子力災害とその特性
・放射線による健康への影響及び放射線防護
・本市の平常時における環境放射線の状況

・緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容
・屋内退避・避難
・安定ヨウ素剤の服用
・放射性物質による汚染の除去

2　原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市（総合政策部）は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、国、県（危機管理防災局・その他各部局）、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、職員の知識向上に努める。

また、必要に応じ県と連携して、次に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

・原子力防災体制及び組織
・原子力発電所等の概要
・原子力災害とその特性
・放射線による健康への影響及び放射線防護
・放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
・緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容
・緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
・その他緊急時対応に関すること

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部・災害警戒本部の設置

市内に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた対策本部等を設置し、県、消防、警察、近隣市町及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

１　市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第１配備（情報収集・準備）	１．近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合。 ２．その他総合政策部長が必要と認めたとき。	情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び第１配備体制に該当する職員
第２配備（警戒）	１．原子力事業者から県に対して原災法第10条第１項に定める通報があった場合（特定事象）。 ２．その他副市長が必要と認めた場合。	災害警戒本部	危機管理課及び第２配備体制に該当する職員
第３配備（災害対応）	１．原子力事業者から県に対して原災法第15条第１項に定める通報があった場合(原子力緊急事態)。 ２．大規模な災害が発生するおそれがある場合。 ３．大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合。 ４．市長が必要と認めた場合。	災害対策本部	災害対策本部に関係する職員全員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

＜資料編３－１　配備体制＞

※特定事象　原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事態のこと。

・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/h 以上の場合

・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合

・管理区域以外の場所で、50μSv/h の放射線量か5μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合

（※管理区域：原子力発電所や核燃料などを扱う施設において被ばくのおそれがある区域で、業務従事者の被ばくを適切に管理するべき区域）

・輸送容器から１m 離れた地点で100μSv/h を検出した場合

・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態
・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること等

２　第１配備体制

市（総合政策部）は、近隣県における原子力発電所等において事故等（ＥＡＬ１）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、第１配備体制をとる。総合政策部危機管理課防災係職員及び第１配備体制に該当する職員は、直ちに登庁し、必要に応じて水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節２―２に準ずる措置をとる。

３　災害警戒本部の設置（第２配備体制）

市（総合政策部）は、次の基準を満たす場合に原子力災害対策における、副市長を本部長とする災害警戒本部(第２配備体制)を設置し、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節３に準ずる措置を取る。

（１）原子力事業者から県に対して原災法第１０条第１項に定める通報があったとき。
（２）県からの緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
（３）近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、５μSv/ｈ以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
（４）その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

４　災害対策本部の設置（第３配備体制）

４－１　災害対策本部の設置、解散の時期

市（総合政策部）は、次の基準を満たす場合に原子力災害対策における災害対策本部（第３配備体制）を設置し、速やかに職員を非常参集させ、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図りながら、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１節４に準ずる措置を取る。

（１）原子力事業者から県に対して原災法第１５条１項に定める通報があったとき。
（２）知事からの緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
（３）近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で５μSv/ｈ以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）。
（４）原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
（５）その他市長が必要と認めたとき。

４－２　防災関係機関等への通報

市（総合政策部）は、原子力災害対策における災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

（１）栃木県危機管理防災局消防防災課
（２）陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊
（３）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
（４）その他の関係機関

５　専門家等への支援の要請

５－１　専門家に対する支援要請

市（総合政策部）は、特定事象の発生等に伴う影響の把握や、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たり、必要に応じて、県を通じて原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

５－２　県に対する支援要請

市（総合政策部）は、災害応急対策又は災害後の対策について必要と認めるときは、知事に対し職員の派遣を要請し、又は関係機関等の職員の派遣について支援を求める。

また、県（危機管理防災局）に対して避難勧告、応急救助等の各種対策の意思決定に資する情報提供及び助言のほか、対策の実施に必要な物資、資機材、施設等の提供など、必要な支援を要請する。

５－３　国際医療福祉大学に対する支援要請

市（総合政策部）は、放射性物質による汚染対策や放射線に関する専門的な知識等について、必要に応じて、国際医療福祉大学に対してアドバイスや研修実施等の支援を要請する。

６　防災業務関係者の安全確保

６－１　防護対策

市（総合政策部）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材等の整備等必要な措置をとるとともに、消防本部その他防災関係機関に対して防災資材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

６－２　防災業務関係者の被ばく線量管理

（１）防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア　防災関係者の被ばく線量は、実効線量で５年間につき１００ｍSvかつ１年間につき５０ｍSvを上限とする。

イ　救命救助等の場合は、実効線量で１００ｍSvを上限とする。

ウ　女性職員に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

（２）市（各部）は、県及び関係機関等との緊密な連携のもと、被ばく線量管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

（３）市（各部）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県及び原子力業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第２節　情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関等に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

１　警戒事態発生情報等の連絡（ＥＡＬ１）

警戒事態の時点では、放射線による公衆への影響は緊急のものではない。しかしながら、原子力施設において異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

市（総合政策部）は、近隣県で特定事象が発生した場合に、県（危機管理防災局）が原子力事業者から受け取る、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づく緊急時における連絡通報の情報を迅速に収集するとともに、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

２　特定事象発生情報等の連絡（ＥＡＬ２）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第１０条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

市（総合政策部）は、近隣県で特定事象が発生した場合に、県（危機管理防災局）が原子力事業者から受け取る、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づく緊急時における連絡通報の情報を迅速に収集するとともに、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

３　応急対策活動情報の連絡

３－１　特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（ＥＡＬ２）

市(総合政策部)は、県（危機管理防災局）と連携を密にし、原子力事業者が定期的に文書により連絡をすることとされている次の情報を収集して対応に備える。

（１）施設の状況

（２）原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

（３）被害の状況等

３－２　原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（ＥＡＬ３）

市(総合政策部)は、次の措置をとる。

（１）要員の確保

原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

（２）情報の収集等

県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況

等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

4　原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市（総合政策部）は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第３節　市民等への情報伝達

市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1　市民等への情報伝達活動

市（総合政策部）は次の情報伝達活動を行う。

1－1　市民等に対する情報伝達

（1）市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努めるため、収集した情報を次の手段等により広く迅速に市民等に対して確実に伝達する。

ア　防災行政無線による伝達

イ　サイレン等の使用による伝達

ウ　消防車(消防団)・市広報車の使用による伝達

エ　よいちメールによる伝達

オ　大田原市ホームページによる伝達

カ　市公式ＳＮＳによる伝達

（2）栃木県防災行政ネットワークにより県が持つ情報を収集し、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

（3）市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県及び市が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、県（危機管理防災局・その他各部局）及び防災関係機関と連携しながら的確に伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

1－2　情報伝達の内容等

情報伝達等に当たっては、次の内容を伝達する。その際、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

（1）事故・災害等の概況

（2）災害応急対策の実施状況

（３）不安解消のための市民等に対する呼びかけ
（４）避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び円滑な避難のための協力の呼びかけ

１－３　情報伝達に当たっての留意事項
情報伝達等に当たっては、次の内容に留意する。
（１）要配慮者への配慮
市民への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。
（２）広報内容の確認
伝達する情報については、県や関係機関と十分に内容を確認し広報活動を行う。また、発表内容や時期については、県、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

１－４　誤情報の拡散への対処
公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

２　市民等からの問い合わせに対する対応
市（総合政策部）は、県と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するための相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
その他、水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第２０節２に準ずる。

第４節　屋内退避・避難誘導等

原子力災害発生時には、原災法第２０条第２項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、県と協力して屋内退避又は避難等の措置を講じる。

１　避難等措置の実施主体
避難等の措置は、県が主体となって実施するが、市（総合政策部）は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民等が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

２　屋内退避、避難等の実施
２－１　市民等に対する周知
原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）と連携を図り、市民等に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法に

ついては、特段の配慮を行う。

２－２　避難誘導等

（１）県（危機管理防災局）は原子力災害発生時において、ＥＡＬ又はＯＩＬに基づく原子力災害対策本部長指示、その他住民の安全のために必要と認めた場合は、市に対して、市民の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

（２）市（総合政策部）は原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

２－３　避難状況の確認

市（総合政策部）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県、警察署、消防署、消防団等と協力し、市民等の避難状況等を的確に把握する。

３　安定ヨウ素剤の配布等

市（総合政策部・保健福祉部）は、国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、国、県（保健福祉部・危機管理防災局）及び関係機関と連携して対応する。

４　避難所等の開設、運営

４－１　避難所の開設

市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

４－２　避難所の管理・運営

（１）市（保健福祉部・教育部）は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、避難者、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

（２）市（総合政策部）は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

（３）市（保健福祉部・教育部）は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

４－３　飲食物、生活必需品等の供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業文化部）は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足する場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

また、市（水道局）は水道水の安全性を確認した上で、避難所における給水活動を実施する。

5　県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、ＵＰＺ圏内にある常陸大宮市と大田原市を含む県北東部７市町で協定が締結されている。

市（総合政策部）は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

6　要配慮者等への配慮

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、市（保健福祉部）は、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第５節　モニタリング活動

県は、緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握することとなっているため、これと緊密な連携を図り、情報を市民等に対して公表する。

1　緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県（環境森林部）は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市町との情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表する。市（総合政策部）は、情報を迅速に収集し、市民等に広く公表する。

2　特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県（環境森林部・危機管理防災局）は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果のとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。市（総合政策部）は、モニタリング結果等を迅速に収集し、市民等に広く公表する。

3　原子力緊急事態宣言発出後の対応

県（環境森林部・危機管理防災局）は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、環境モニタリング等を行い、実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡する。市（総合政策部）は、モニタリング等の実施により得られた結果等の情報を迅速に収集し、市民等に広く公表する。

第６節　医療活動等

原子力災害発生時において、県及び医療機関と連携して、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

１　市民等を対象とする健康相談等の実施

市（保健福祉部）は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

２　相談窓口の設置

市（保健福祉部）は、県（保健福祉部）と連携し、県有施設及び市有施設において、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

３　被災者を対象とする医療活動の実施

３－１　緊急被ばく医療チーム派遣の要請

市（総合政策部・保健福祉部）は、医療行為が必要な被災者がある場合は、医療機関に協力を要請し、これに協力する。また、特に必要な場合は、県に緊急被ばく医療チームの派遣を要請する。

３－２　医療救護活動

市（総合政策部・保健福祉部）は県及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、被災者等を対象とした汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置に協力する。

また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療関係等へ搬送する。なお、この場合において道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第７節　農林畜水産物・加工食品等の安全性の確保

県と協力して放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民等に対して広く周知する。

１　食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

県（保健福祉部・環境森林部・産業労働観光部・農政部）は、国から示される検査計画等のガイドラインに基づき、検査計画を策定して実施するとともに、ＯＩＬに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

あわせて、農林畜水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

＜資料編５－２　食品中の放射性物質の基準値等＞

２　食品等の出荷自粛要請及び解除

市（総合政策部・産業文化部）は、県によるモニタリング検査等の結果、国が定める基準値を超過した情報を得たときは、速やかに関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載や、報道機関等による報道要請など、様々な手段を使って市民等に対し広く周知する。

また、市（産業文化部）は、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、県と連携して関係団体を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除することとなるため、市（総合政策部・産業文化部）は、県と情報交換を密にし、生産者及び市民等へも広く周知する。

３　飲料水の安全対策の実施

市（水道局）は、独自の調査及び県が実施するモニタリングの結果や国の指導・助言、指示に基づき、水道水について国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標や原子力発電所等の事故状況に関する情報を収集するよう努める。

なお、市（総合政策部）は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等を推進する。

４　食品等の供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業文化部・水道局・教育部）は、県からの食品等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合は、大田原市地域防災計画（水害・台風、竜巻等風害対策編）第３章第１１節に準じた食品等の調達及び供給活動を実施するなど、市民等への応急措置を講じる。

第８節　児童生徒の安全対策

原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の生命、安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は必要な措置を講じる。

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市（教育部）は、県や関係機関と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、医療機関の協力を得て、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第９節　緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第１０節に準ずる。

第４章　復旧・復興

第１節　市民等の健康対策

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

１　市民への対応

市（保健福祉部）は、市民等の放射線等に関する不安を払拭するため、県（保健福祉部）と連携して市民等に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

また、専門的な知識を有する国際医療福祉大学、那須赤十字病院等から必要に応じて助言をもらう。

２　健康影響調査・健康相談等

２－１　調査の検討

市（保健福祉部）は県（保健福祉部）と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、県が実施する緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の実施の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

２－２　調査の実施

検討会等において、健康影響調査実施の必要性が認められた場合には、市（保健福祉部）は県（保健福祉部）と連携して、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

２－３　メンタルヘルス対策

市（総合政策部・保健福祉部）は県（保健福祉部）及び医療機関や関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、市民等の心のケアに配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

２－４　飲料水・食品の安全確認

市（総合政策部・産業文化部・水道局）は、県（保健福祉部・県土整備部・危機管理防災局・その他各部局）による防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置の解除後においても、必要に応じて、県と連携して飲料水及び食品の安全性を確認する。

３　学校等における対策

学校等における健康対策について、こどもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

３－１　健康調査

学校等は原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

３－２　心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題の解決のためには、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

また、市（教育部）は学校等における児童生徒等の心のケア対策に関して、県と連携して学校等に対して必要な支援を行う。

３－３　その他

（１）原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、市（総合政策部・教育部）及び学校等の設置者は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

（２）市（総合政策部・教育部）及び学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第２節　風評被害対策

農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

１　農林水産物、工業製品等に係る対策

１－１　基本方針

（１）農林水産物

市（産業文化部）は、農林水産物等についての風評被害を最小限にとどめるため、県（環境森林部・農政部）及び関係機関と連携して、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を確認した上で積極的にＰＲしていく。

（２）工業製品等

市（産業文化部）は、県（産業労働観光部）と連携して、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

１－２　具体的方法

（１）国内における対策

市（産業文化部）は、農林水産物等の流通促進のため、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）の協力を得て、速やかに、かつ継続的に市ホームページなど様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を積極的に発信する。

（２）国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）が国と連携してその払拭に向けて各種施策に取り組むこととなるので、市（産業文化部）は積極的にこれに協力する。

２　観光業に係る対策

２－１　情報の発信

市（産業文化部）は、県（産業労働観光部）と連携して、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、市長の安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

２－２　観光客等への説明

市（産業文化部）は、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から誤った情報が拡散されないよう努める。

３　被害者の救済

市（総合政策部・産業文化部）は、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県（環境森林部・産業労働観光部・農政部）と連携して原子力事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のＰＲや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第３節　除染及び放射性物質に汚染された廃棄物等の処理

国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

１　基本方針

市（各部）は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

２　除染の実施

市（総合政策部）、県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）、防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。

原子力事業者は、県、市町等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。なお、除染を実施する際は、市民等の意見を十分に尊重するものとする。

（１）土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、こどもの生活圏を優先して除染する等妊産婦やこども等に十分配慮する。

（２）比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。

（３）土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にするなど除去土壌の発生抑制に配慮し除去土壌等はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。

（４）除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節３の記載するところにより適切に処理を行う。

※　参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成２３（2011）年６月３日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

①　処理に伴って周辺住民の受ける線量が１mSv／年を超えないようにする。

②　処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り１mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度のものを取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③　処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が１０μSv／年以下とする。

（５）飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

３　放射性物質に汚染された廃棄物の処理

３－１　国が処理する廃棄物

市（総合政策部・市民生活部）、県（環境森林部・その他各部局）、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では８，０００Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。

３－２　市及び排出事業者が処理する廃棄物

市（総合政策部・市民生活部）及び排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では８，０００Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県（環境森林部）は、市町、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

３－３　その他

市（総合政策部・市民生活部）及び県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含めた汚染された廃棄物の処理の安全性を十分に確認し、市民等へ周知徹底する。

市（総合政策部・市民生活部）は、県（環境森林部・危機管理防災局・その他各部局）と連携して、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する。

第４節　損害賠償請求

原子力災害によって損害を受けた市内の事業者等に向けて、原子力事業者に対して損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、市が受けた損害について請求するための体制を整備する。

１　事業者等への支援

１－１　損害状況等の情報収集

（１）原子力災害による損害に対しては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市（総合政策部）は、賠償内容や手続きについて、県を通じて国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

（２）市（総合政策部・その他各部）は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県と連携して、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

（３）市（総合政策部・その他各部）は、県と連携して市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

１－２　事業者等への支援内容

（１）市（総合政策部・その他各部）は、原子力災害により市内の事業者等に損害が発生した場合には当該事業者等が正当な賠償を受けることができるよう、県と連携して、次に掲げる支援を行う

ほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

ア　広報紙や市ホームページ、テレビ、ラジオ等の報道媒体を活用した原子力損害賠償請求に係る制度の周知

イ　制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催

ウ　相談窓口の設置

（２）市（総合政策部・その他各部）は、県と連携して、被害を受けた事業者が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、損害賠償の対象となる損害の内容等についての周知を心がける。

２　市による請求

市（総合政策部）は、原子力災害において損害を受けたと判断される場合は、県と連携して、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、原因となる原子力事業者に対して迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第５節　各種制限の解除

飲食物の摂取制限、農林水産物の採取の注意喚起、出荷制限等の各種措置の解除に関わる県の指示が行われた際には、速やかに市民等に周知するとともに解除実施状況を確認する。

県（危機管理防災局・その他各部局）は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握することとなっている。

市（総合政策部・その他各部）は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに解除実施状況を確認する。

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
ＥＡＬ	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者が行う。
ＥＰＺ	原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。ＥＰＺは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約８～１０㎞の距離、再処理施設を中心として半径約５㎞の距離などがそれぞれの目安とされている。
ＯＩＬ	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。 緊急時モニタリングの結果をＯＩＬに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。 屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する

用語	説明
	国、地方公共団体、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。 ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。 がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってＤＮＡに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキャンニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われ

用語	説明
	る単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ＩＣＲＰ（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して５００ｍSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ＩＣＲＰの２００７年勧告では、水晶体に対して１５ｍSv/年、皮膚に対して５０ｍSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に規定する次の基準又は施設の異常事象のこと。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/ｈ以上の場合 。 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/ｈ相当の放射性物質を検出した場合。 ・管理区域以外の場所で、５０μSv/ｈの放射線量か５μSv/ｈ相当の放射性物質を検出した場合 。 ・輸送容器から１ｍ離れた地点で１００μSv/ｈを検出した場合。 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態。 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等。
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の１つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射能量が半分になる時間）に依存する。
ＰＡＺ	予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述のＥＡＬに応じて、即時避難を実

用語	説明
	施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。ＰＡＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から３～５㎞の間で設定すること（５㎞を推奨）とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設については「原子力施設から概ね半径５㎞」を目安とする。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（１秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	Ｘ線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。
ＵＰＺ	緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを低減するため、ＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。ＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～３０㎞の間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については「原子力施設から概ね３０㎞」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。
ｃｐｍ	１分間あたりに計測された放射線の数（計数率）を表す単位（count per minute）。放射線測定器で１分間に計測された放射線の数を表す。
放射線モニタリング	放射線業務従事者や施設周辺住民を放射線障害から守るため、原子力発電所等において管理区域内の線量当量率や汚染の状況、施設から放出される気体状や液体状の放射性物質の濃度などを測定し、放射性防護基準と比較して安全な状況が維持されていることを確認する測定・評価の業務。
放射性セシウム	天然に存在するものは安定なセシウムであるが、質量数１３３以外のセシウムは不安定で、一般にβ線やγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなセシウムを放射性セシウムという。核分裂に伴って生成される放射性セシウムの主なものは、質量数１３７のもの（半減期３０年）であり、放射能が高く半減期が長い。

用語	説明
放射性ヨウ素	天然に存在するものは質量数１２７で安定なヨウ素である。これに対し、質量数１２７以外のヨウ素は不安定で一般にβ線とγ線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴って生成される放射性ヨウ素の主なものは、質量数１３１のもの（半減期８．０６日）、１３３のもの（半減期２０．８時間）、１３５のもの（半減期６．７時間）などがある。質量数１３１の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。

参考文献

・原子力災害対策指針（平成２４（2012）年１０月３１日　原子力規制委員会）
・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ＡＴＯＭＩＣＡ」
・文部科学省　原子力防災基礎用語集
・原子力規制委員会 環境防災Ｎネット
・環境省　除染関係ガイドライン
・栃木県　原子力災害対策の手引き

日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震
防災対策推進計画編

第１節　総則

１　推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定される大田原市における、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項と、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

市の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、総論第２節に準ずる。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

１　建築物、構造物の耐震化

公共及び、一般建築物・構造物等の耐震化については、震災対策編第２章第１６節、１７節に定めるところによる。

２　避難場所

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章１２節に定めるところによる。

３　消防用施設の整備等

震災対策編第２章第１３節に定めるところによる。

４　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章１５節に定めるところによる。

５　通信施設の整備

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章１１節に定めるところによる。

第３節　関係者との連携協力の確保に関する事項

１　資機材、人員等の配備手配

水害・台風、竜巻等風害対策編第３章第４節に定めるところによる。

２　物資の備蓄・調達

水害・台風、竜巻等風害対策編第２章第５節に定めるところによる。

第４節　防災訓練に関する事項

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を、年１回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

第５節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

１　市職員等に対する教育

市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、職員等に対し、風水害編第２章第１節の４の他、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）地震及び津波に関する一般的な知識

（２）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（４）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

（５）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（６）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

（７）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　地域住民等に対する教育・広報

市（総合政策部）は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

（１）地震及び津波に関する一般的な知識

（２）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（３）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（４）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
（５）正確な情報の入手方法
（６）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（７）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（８）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
（９）地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

大　田　原　市　地　域　防　災　計　画

（　総　論　）

（水害・台風、竜巻等風害対策編）

（震災災害対策編）

（火災災害対策編）

（原子力災害対策編）

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画編）

編　集　　大田原市防災会議

事務局　　大田原市総合政策部危機管理課防災係
電話0287-23-1115

修　正　　令和８年３月